

## 第3節 主要援助国・地域機関の経済協力の概要

(DAC諸国に関してはODAについて記述)

### 1 オーストラリア (Australia)

#### 援助政策等

##### 1. 基本方針

2013年9月の連邦議会選挙で保守連合政権が誕生、2013年11月にオーストラリア国際開発庁 (AusAID : Australian Agency for International Development) を外務貿易省へ吸収。政策面では、開発援助について、外交、通商政策と一体となって効率的・効果的に実施し、国際的な経済成長の実現、ひいてはオーストラリアの国益増進に寄与するべきであるとし、経済開発分野への支援の重点化と国益重視が明確にされた。

開発援助予算作成にあたっては、2017年11月発表の外交白書に掲げられた「開かれた、包摂的で繁栄するインド太平洋地域 (open, inclusive and prosperous Indo-Pacific)」の実現に資するものを基本方針とし、持続可能で包摂的な経済成長および貧困削減、国境を越える安全保障上の脅威への対処、人的関係の強化をうたっている。

また、2014年6月にビショップ外相 (当時) は、「Australian aid : promoting prosperity, reducing poverty, enhancing stability」と題する新援助方針を発表しており、前述外交白書へも同方針が引き継がれている。SDGsの実現を前提とした同方針の下で、①公的な開発援助だけに頼らず、民間セクターも活用しつつ経済成長を実現すること、②効果的・効率的な援助を実施するためにオーストラリアの国益に対する貢献度や費用対効果といった新たなベンチマークを導入し、より効率的なプログラムに集中して資源を投下することが打ち出された。また、①インフラと貿易、②農業、漁業、および水資源管理、③被援助国における効果的なガバナンス、④教育と保健、⑤強靱性の構築 (人道支援等)、⑥ジェンダー平等および女性の能力向上が重点分野と位置付けられた。保守連合政権は、同援助方針に基づき、貿易のための援助 (Aid for Trade) 等の経済開発分野の支援を重視しつつ、民間セクター開発および人間開発を両輪とした援助プログラムを実施している。

なお、オーストラリアにおいて開発援助方針は不定期に策定されているが、2020年半ばには新たな開発援助

方針の策定・公表が見込まれている。開発援助の根拠法は存在しない。

##### 2. 援助規模

2019~20年度開発援助予算は約40億豪ドル (約27.8億米ドル<sup>(注1)</sup>) となり、2018~19年度予算の約41億豪ドル (約30.6億米ドル<sup>(注2)</sup>) から約1億豪ドル (約0.7億米ドル<sup>(注1)</sup>) の減少となった。開発援助予算は6期連続の減少となり、2014~15年GNI比0.32%から本年は0.21%まで目減りしており、実質27%の減少となっている。今後は名目40億豪ドル (約27.8億米ドル<sup>(注1)</sup>) 程度が継続される見込みである。2019~20年度予算の内訳では、国・地域別予算が約23億豪ドル (約16.0億米ドル<sup>(注1)</sup>)、国際機関等予算が約12億豪ドル (約8.3億米ドル<sup>(注1)</sup>) となっている。国・地域別予算の約9割はインド太平洋地域を対象とし、約14億豪ドル (約9.7億米ドル<sup>(注1)</sup>) を太平洋島嶼国、約10億豪ドル (約7.0億米ドル<sup>(注1)</sup>) を東南アジア・東アジアを対象としている。

##### 3. 重点分野

基本方針で触れたとおり、インド太平洋地域における持続可能な経済成長および貧困削減への貢献を通じ、オーストラリアの国益を促進する援助を実施する方針であり、2019~20年度予算では更に同方針を加速させる予算編成となっている。なかでも太平洋島嶼国向け援助は過去最高となる約14億豪ドル (約9.7億米ドル<sup>(注1)</sup>) が計上されている。

その象徴的プログラムとして、2018年11月、4年間にわたり20億豪ドル (約14.9億米ドル<sup>(注2)</sup>) の資金を拠出する豪州太平洋地域インフラ資金調達ファシリティ (Australian Infrastructure Financing Facility for the Pacific) の設置が表明され、太平洋島嶼国および東ティモールにおけるインフラ開発支援を鮮明に打ち出した。同資金20億豪ドル (約14.9億米ドル<sup>(注2)</sup>) のうち5億豪ドル (約3.7億米ドル<sup>(注2)</sup>) が無償資金協力であり、開発援助予算に計上される。

注1 : 豪ドル/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2019年用レートを適用。

注2 : 豪ドル/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを適用。

その他重点分野としてはガバナンスの向上、民間部門主導による成長およびジェンダー平等の促進、感染症対策、自然災害に対する強靱性の構築、過激主義への闘いを支援する取組等が挙げられる。

#### 4. 日本との開発協力

日本とオーストラリアは、開発分野の協力に関する意見交換の場（日豪開発政策対話）を設けており、この中で、日豪の開発協力政策および両国が実施している援助プログラムに関する情報共有のほか、援助の重複の回避や今後の日豪協力の方向性等について議論が行われている。最近では、2019年2月に日豪開発政策対話がキャンベラで開催された。また2016年2月の日豪外相会談の際には、太平洋島嶼国の経済的繁栄および地域の平和と安定を強化するための努力を支援すべく、日豪が太平洋地域において開発援助分野を含む協力を促進する「太平洋における協力のための日豪戦略（太平洋戦略）」が合意された。同戦略を踏まえ、太平洋地域情勢や同地域における日豪の協力の可能性に関して意見交換を行うため、3回にわたって日豪太平洋政策対話を実施した<sup>注3</sup>。

### 実施体制

#### 1. 外務貿易省

開発援助政策の企画・立案、実施を行うことを目的として1995年3月に設置されたAusAIDは、2013年11月をもって外務貿易省に吸収され、2014年7月に外務貿易省内の新体制が確立された。新体制の下では、二国間援助は、援助供与国との二国間外交を担当する部局が外交政策の一環として担当することとなった。一方で、その他の多国間協力、総論的な開発協力政策、人道支援および調達・官房業務の担当部局については、おおむね旧AusAIDの機構が外務貿易省内で維持されている。

#### 2. その他実施機関

オーストラリアは、外務貿易省以外にも連邦警察、オーストラリア国際農業研究センターなどの政府機関が独自に援助プログラムを実施しているが、国際協力の実施に当たっては政府が全体となって取り組む方針（政府全体アプローチ）を掲げている。また、政府は国際機関、NGO・市民社会や民間企業との連携も進めている。NGOについては、オーストラリアNGO協力プログラム（ANCP）などを通じて多くの開発協力NGOを支援している。

#### ● ウェブサイト

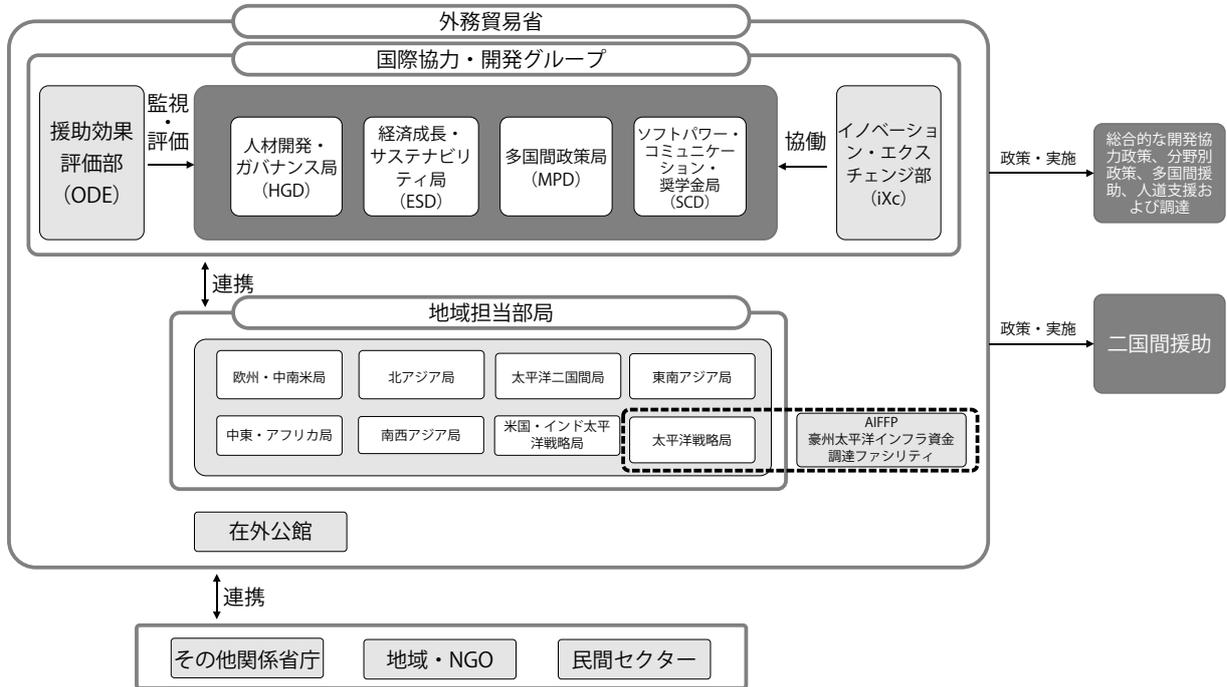
- ・外務貿易省：<https://dfat.gov.au/pages/default.aspx>

#### ● 書籍等

- ・「DFAT Annual Report」（外務貿易省年次報告書）：毎年9～10月に同省所掌大臣に提出。この中で開発援助についても言及。
- ・「2017 Foreign Policy White Paper」（外交白書 2017）：2017年11月発行（外務貿易省作成）
- ・「Australian aid : promoting prosperity, reducing poverty, enhancing stability」（開発援助方針）：2014年6月発行（外務貿易省作成）
- ・「Australian Aid Budget Summary 2019-20」（予算関連資料）：2019年5月の予算案発表時に公表（オーストラリアの予算年度は7月～6月）。
- ・「Australia's Official Development Assistance : Statistical Summary 2018-19」（開発協力援助に関する年次報告書）：2019年12月発行（外務貿易省作成）

注3：2016年10月、2017年12月、2019年2月の計3回。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

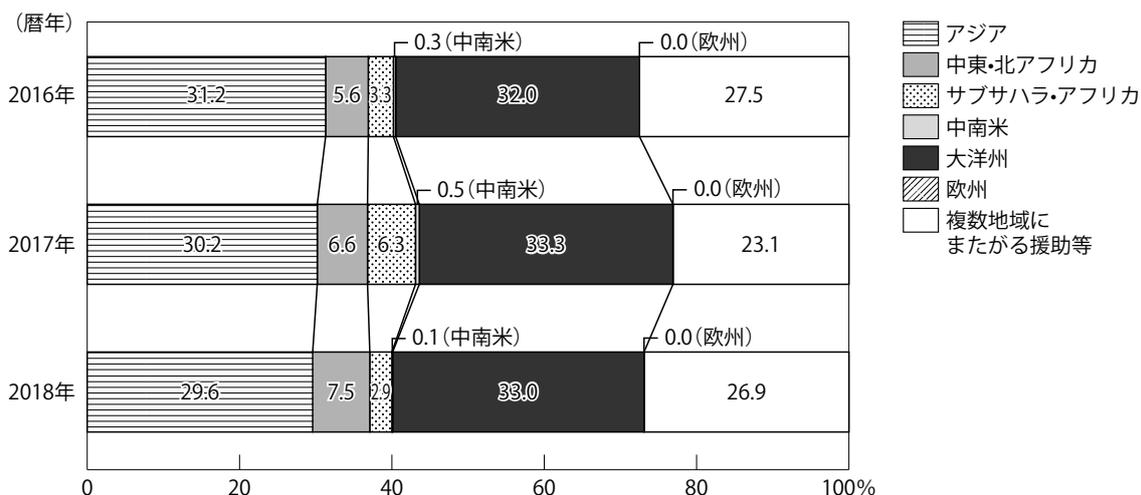
(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	パプアニューギニア	338.53	14.8	1	パプアニューギニア	381.46	15.6	1	パプアニューギニア	418.60	16.4
2	インドネシア	252.10	11.0	2	インドネシア	207.53	8.5	2	インドネシア	262.72	10.3
3	ソロモン	108.56	4.7	3	ソロモン	119.20	4.9	3	ソロモン	113.40	4.4
4	アフガニスタン	61.26	2.7	4	東ティモール	69.06	2.8	4	アフガニスタン	75.03	2.9
5	カンボジア	57.75	2.5	5	ミャンマー	68.24	2.8	5	東ティモール	59.20	2.3
6	フィジー	57.63	2.5	6	アフガニスタン	60.85	2.5	6	バングラデシュ	54.74	2.1
7	東ティモール	56.78	2.5	7	カンボジア	58.37	2.4	7	フィリピン	53.62	2.1
8	ベトナム	54.18	2.4	8	フィリピン	53.93	2.2	8	カンボジア	51.78	2.0
9	フィリピン	53.83	2.3	9	バヌアツ	50.53	2.1	9	ミャンマー	49.63	1.9
10	ミャンマー	46.47	2.0	10	フィジー	46.89	1.9	10	ベトナム	48.66	1.9
10位の合計		1,087.09	47.4	10位の合計		1,116.06	45.7	10位の合計		1,187.38	46.5
二国間ODA合計		2,293.66	100.0	二国間ODA合計		2,441.34	100.0	二国間ODA合計		2,553.58	100.0

(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

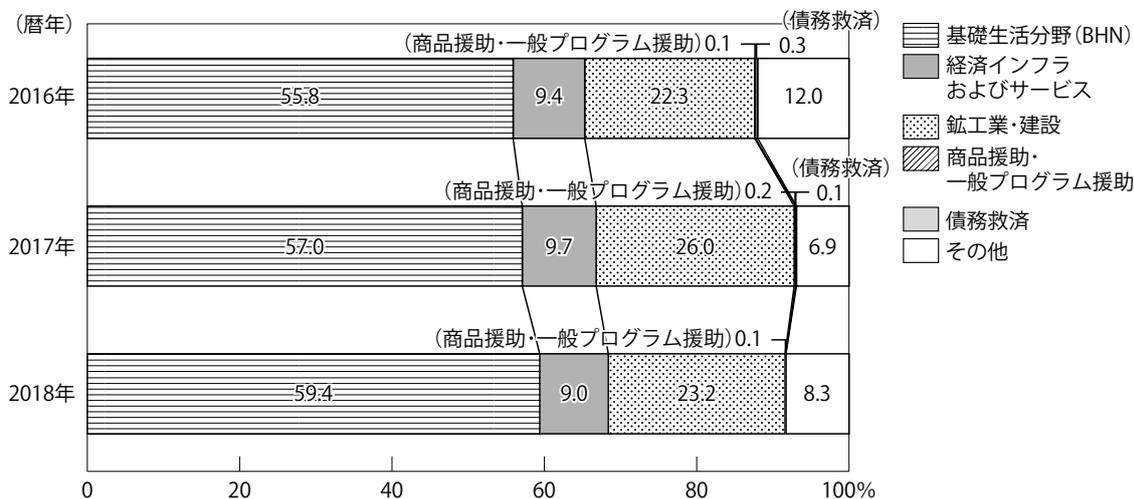
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 2 カナダ (Canada)

### 援助政策等

#### 1. 基本法・基本方針等

##### (1) 基本法

カナダは貧困削減を開発援助の中心課題として位置付けている。2008年5月に成立した「政府開発援助説明責任法」(Official Development Assistance Accountability Act) は、政府開発援助における透明性を確保するため、カナダ政府が貧困削減の目標を達成する際の説明責任を強化することを定めている。同法に基づき、国際開発大臣は、毎年、議会の両院に対し、報告書の提出を義務付けられている。

##### (2) 基本方針

従来、カナダ政府は、貧困削減に貢献すること、貧困層の視点を考慮すること、国際的人権基準と合致することを国際援助の基本方針としてきたが、2015年10月に就任したトルドー首相は、カナダの国際援助政策の見直しに着手し、国内外のステーク・ホルダーとのコンサルテーション等のプロセスを経て、2017年6月、新たなフェミニスト国際援助政策「Feminist International Assistance Policy」を発表した。

この新たな国際援助政策は、貧困の撲滅、より包摂的で平和で繁栄した世界を築き上げるのに最も効果的なアプローチとして男女平等や女性のエンパワーメントを位置付けており、その目的を達成するため、カナダは、①女性・少女の人権の擁護・推進、②特に持続可能な開発および平和の分野における意思決定過程への女性・少女の参画、③社会経済的平等を確保するためのリソースへのアクセスの向上、という3つのイニシアティブを中心に据えて国際援助を行うこととしている。

##### (3) 最近の特徴・傾向

近年、カナダは援助政策を経済・外交政策に整合させる傾向を強めつつある。2013年、カナダ国際開発庁(CIDA)がグローバル連携省(2013年当時は外務国際貿易省)に統合されたほか、2018年2月、カナダ輸出促進公社の補助機関としてカナダ開発融資機関(Development Finance Institute Canada Inc. <略称はFinDev Canada>)が設立され、民間セクターによる途上国への投資を奨励するための融資等を行っている。

トルドー首相率いる自由党政権は、当初から男女平等、女性のエンパワーメントに重要課題として取り組んできており、カナダが議長を務めた2018年のG7シャルルボワ・サミットではジェンダー問題も主要議題の1つとして取り上げられ、「途上国の女兒・思春期の少女・女性のための質の高い教育の推進に関するシャルルボワ宣言」が発出された。

トルドー政権はまた、途上国の気候変動対策を後押しするための支援にも力を入れており、2016年度から2020年度までの5年間で26.5億カナダドル(約20.0億米ドル<sup>(注1)</sup>)の支援を行うことを表明。途上国におけるクリーン・テクノロジーの導入や低炭素社会実現のための開発協力を実施している。

2019年12月に発表されたトルドー首相から国際開発大臣に宛てたマニフェスト・レター(首相が第二次政権の各閣僚に対して発出した職務指令状)においても、女性関連支援重視の方針を維持しているほか、二国間開発援助の10%を教育分野に投資することを目標に掲げるなど教育分野の支援を更に拡充する方針も打ち出している。

##### (4) 重点分野

新たなフェミニスト国際援助政策では、1. (2)に記載されている3つのイニシアティブを推進するため、以下の6つの行動に対して優先的に支援を行うとしている。また、グローバル連携省が実施する二国間援助のうち95%を、ジェンダー平等を目的とした支援およびジェンダー平等の視点を盛り込んだ支援に振り向けることとしている。

- ① ジェンダーの平等と女性・少児のエンパワーメントに係る行動
- ② 人間の尊厳(保健、栄養、教育等)に係る行動
- ③ 全ての人のための成長に係る行動
- ④ 環境および気候変動に係る行動
- ⑤ 包摂的ガバナンスに係る行動
- ⑥ 平和と安全に係る行動

##### (5) 重点国・地域

従来の国際援助政策では、二国間援助の90%を重点対象国25か国・地域に集中させていたが、新たなフェミニスト国際援助政策の下では、ジェン

注1：カナダドル/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2016年用レートを適用。

ダー平等が貧困削減に果たす重要性を指摘しつつ、従来の重点国・地域を基本的に廃止し、2021年度までにカナダの二国間援助の少なくとも50%を、深刻な貧困に直面しているアフリカのサブサハラ地域への支援に振り向けることとしている。

## 2. 援助規模

### (1) 援助総額

カナダの2018年の政府開発援助は、同年からDACで採用された贈与相当額計上方式で約46.6億米ドルであった<sup>(注2)</sup>。

### (2) 予算額

カナダの2019年度の政府開発援助予算は約57.5億カナダドル(約43.3億米ドル<sup>(注3)</sup>) (対前年度比約3.4%増) となっている<sup>(注4)</sup>。特筆すべき点としては、主に先述のフェミニスト国際援助政策の実施のため、2018年度～2022年度までの5年間に20億カナダドル(約15.4億米ドル<sup>(注5)</sup>) の新規予算を計上するとした2018年度からの政策が継続されていること、②ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントを推進し、世界の貧困を削減するとのコミットメントを強化するため、2023年度に追加的に7億カナダドル(約5.3億米ドル<sup>(注3)</sup>) を支出することを表明していることが挙げられる。

## 実施体制

カナダの開発援助において、援助の優先政策の立案や見直しはグローバル連携省が主導し、国際的に重要で緊

急性の高い事案(大規模自然災害、脆弱国復興支援等)は首相府および枢密院との調整のもと、関係省庁が連携して行っている。

開発支援の実施面においても、グローバル連携省は主導的な役割を果たしつつ、ほかの政府機関、NGO等と連携・協調しつつ支援を実施している。グローバル連携省の職員数は2019年4月末日現在で6,542名(うち在外職員は1,269名)

## ● ウェブサイト

- ・ グローバル連携省：

<https://www.international.gc.ca/gac-amc/index.aspx?lang=eng>

- ・ フェミニスト国際援助政策：

[https://www.international.gc.ca/world-monde/issues\\_development-enjeux\\_developpement/priorities-priorites/policy-politique.aspx?lang=eng](https://www.international.gc.ca/world-monde/issues_development-enjeux_developpement/priorities-priorites/policy-politique.aspx?lang=eng)

- ・ 2019年度カナダ連邦政府予算計画書(Budget Plan 2019)：

<https://www.budget.gc.ca/2019/docs/plan/chap-04-en.html#Increasing-Canadas-International-Assistance-Envelope>

- ・ 2017年度ODAに関する議会への報告書(Report to Parliament on the Government of Canada's ODA 2017-2018)：

<https://international.gc.ca/gac-amc/publications/odaaa-lrmado/report-rapport-17-18.aspx?lang=eng>

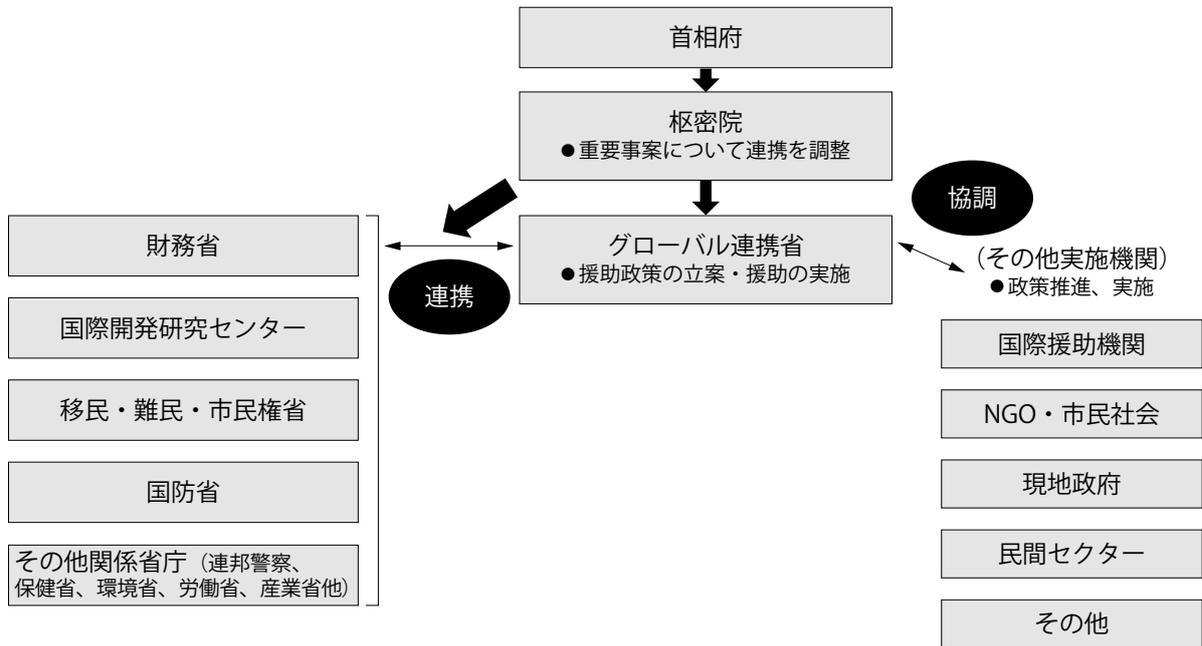
注2：出典：DAC統計

注3：カナダドル/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2019年用レートを適用。

注4：出典：Budget Plan 2019

注5：カナダドル/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを適用。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

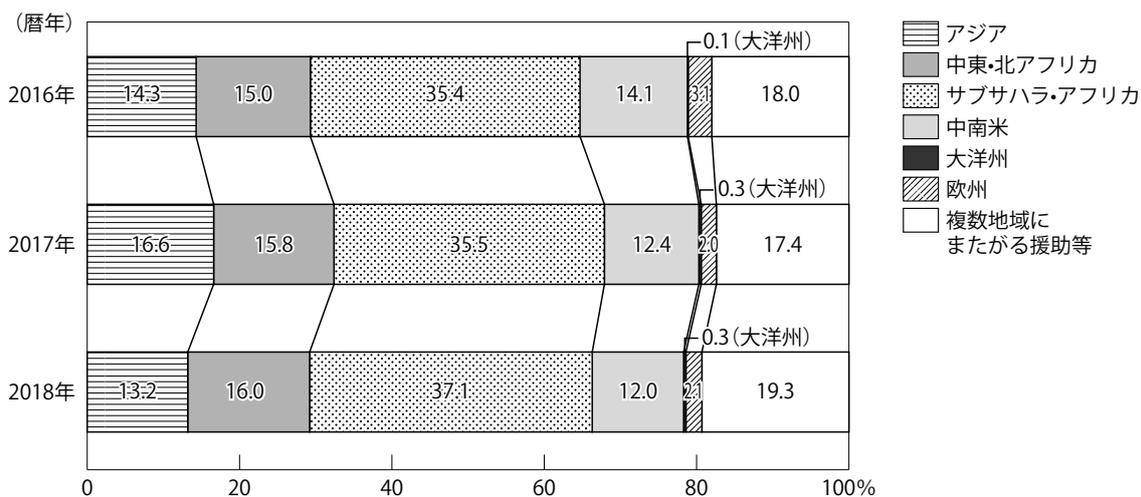
(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	96.33	3.6	1	南スーダン	109.94	3.5	1	アフガニスタン	126.60	3.6
2	エチオピア	90.74	3.4	2	シリア	107.91	3.4	2	シリア	109.15	3.1
3	マリ	87.42	3.2	3	マリ	94.51	3.0	3	エチオピア	90.61	2.6
4	南スーダン	67.46	2.5	4	ハイチ	90.37	2.8	4	バングラデシュ	89.28	2.5
5	ハイチ	67.08	2.5	5	タンザニア	90.30	2.8	5	ハイチ	89.09	2.5
6	イラク	61.85	2.3	6	エチオピア	89.32	2.8	6	ヨルダン	87.96	2.5
7	ヨルダン	60.78	2.2	7	ヨルダン	87.67	2.8	7	マリ	86.30	2.4
8	シリア	52.32	1.9	8	レバノン	69.01	2.2	8	イラク	76.44	2.2
9	ウクライナ	51.01	1.9	9	アフガニスタン	68.46	2.2	9	セネガル	72.00	2.0
10	タンザニア	50.42	1.9	10	イラク	67.58	2.1	10	ガーナ	69.71	2.0
10位の合計		685.41	25.3	10位の合計		875.07	27.6	10位の合計		897.14	25.3
二国間ODA合計		2,703.96	100.0	二国間ODA合計		3,173.47	100.0	二国間ODA合計		3,542.32	100.0

(注)  
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

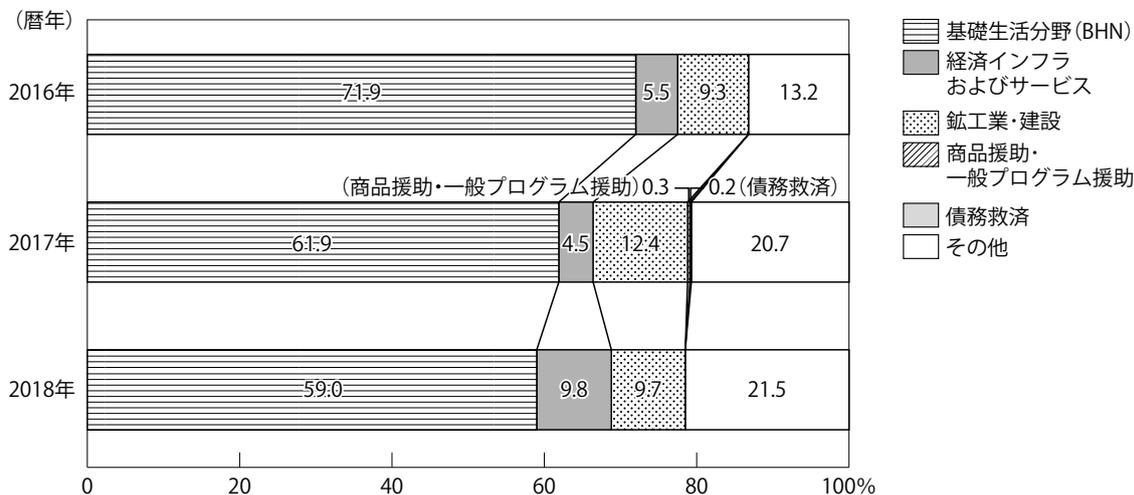
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 3 欧州連合 (EU)

### 援助政策等

#### 1. 基本法・基本方針

##### (1) 基本法

EUの開発援助は、欧州連合運営条約（リスボン条約）（2009年12月1日発効）第208条1により、EUの対外活動の原則と目的の枠組みの中で加盟国の政策を補完し強化する形で実施されなければならないと規定されている。開発政策については、貧困の削減・撲滅を主要な目標としている。

##### (2) 基本方針

2017年5月、「開発に関する欧州の新たなコンセンサス」(The New European Consensus on Development)が新たに署名された。同コンセンサスは、EUとEU加盟国との間の開発のための政策一貫性(PCD: Policy Coherence for Development)を確保し、今後15年間のEU加盟国における被援助国への開発協力やSDGsの戦略的目標達成が示されており、国連の2030年アジェンダ目標に応える形のものとなった<sup>(注1)</sup>。

リスボン条約発効により欧州対外活動庁 (EEAS: European External Action Service) が創設され (2010年12月)、また新興国との関係の変化および新たな地球規模課題の発生等を受け、欧州委員会は開発におけるEU共通政策を策定するために「変化のためのアジェンダ」(Increasing the Impact of EU Development Policy: Agenda for Change) を作成、2012年5月の外務理事会にて採択された。同アジェンダは、改めて貧困撲滅をEU開発政策の第1目標とした上で、人権、民主主義、グッド・ガバナンス、および人間開発のための包摂的かつ持続可能な成長に焦点を当て、EUの開発援助が最大限の効果を発揮する地域への注力や、一国への援助を最大3セクターに絞り込む政策などを打ち出した。

#### 2. 援助規模

##### (1) 開発援助総額

2018年のEUによるODA実績額は163.8億米ドル (DAC統計、贈与相当額2019年4月)。DACメンバーである

EU加盟国20か国<sup>(注2)</sup>のODA計 (支出純額) は868.0億米ドル (同2019年4月時点)。

##### (2) 予算制度

EUの予算は多年度財政枠組み (Multi-annual Financial Framework) と呼ばれる7か年予算であり、現行枠組み (2014~2020年) において外交や開発援助など対外的に使われる予算は、そのうち約6%の約663億ユーロ (約879.7億米ドル<sup>(注3)</sup>)。さらに加盟国が任意で拠出する欧州開発基金 (EDF: European Development Fund) の予算305億ユーロ (約404.7億米ドル<sup>(注3)</sup>) を加えると、7年間で968億ユーロ (約1,284.3億米ドル<sup>(注3)</sup>) になる。次期多年度財政枠組み (2021~2027年) は現在交渉中である (2020年1月末時点)。

予算の裏付けとなるEUの収入源は、主として27の加盟国のそれぞれのGNPの規模に基づいて算出される拠出金。

##### (3) 予算分類

EUのODAには、ACP諸国 (かつてのヨーロッパの植民地であったアフリカ、カリブ、南太平洋79か国) に対する援助として拠出する欧州開発基金 (EDF) と、ACP諸国以外の地域および個別分野に対する対外援助を実施している一般予算とがある。

2018年の欧州委員会人道支援・市民保護総局 (DG ECHO: Directorate-General for Humanitarian Aid and Civil Protection) の人道支援額 (実績額) は、約17.9億ユーロ (約21.1億米ドル<sup>(注4)</sup>) である。なお、人道支援については、EUの一般予算を主な財源として実施されている。

##### (4) 予算枠組み

EUの外交・援助枠組には大別すると、①経済財政安定、民主主義と人権、人道支援、原子力安全、食料安全保障等、分野に着目したテーマ別の枠組み (thematic instrument) と、②低所得国・地域向けの開発協力や東欧・コーカサス・中東・北アフリカ向けの近隣国支援など、対象国や地域に着目した地理的枠組み (geographical instrument) とがある。

注1: 出典: 欧州委員会プレスリリース

注2: オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国。2013年よりチェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニア、2016年よりハンガリーがメンバーに加わった。

注3: ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2014年用レートを適用。

注4: ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを適用。

### 3. 重点分野・地域

EUの開発協力の対象には、ACP諸国、近隣国（アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ジョージア、モルドバ、ウクライナの旧ソビエト連邦の6か国およびアルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、リビア、パレスチナ、シリア、モロッコ、チュニジアの9か国1地域）および後発開発途上国（LDCs）等がある。

### 4. 日本との開発協力

日本とEUは、共に主要なドナーの一つである。2009年5月、第18回日EU定期首脳協議の際に発出された共同プレス声明において、双方が開発分野におけるキープレイヤーとして開発政策に関する年次協議を開催することに合意したことを受け、2010年4月に第1回日EU援助政策協議が開催された。その後、2018年7月の第6回日EU開発政策対話<sup>(注5)</sup>まで、6回の対話が開催され、両者間の開発分野における緊密な連携の促進が図られてきている（2019年1月末時点）。また、2019年2月に暫定的適用が開始された日EU戦略的パートナーシップ協定（SPA）において、開発に関する政策が協力分野の一つとして定められている。2019年9月、日EU首脳は「持続可能な連結性および質の高いインフラに関する日EUパートナーシップ」に署名するとともに、日EUの開発当局間でも「開発分野における日EU協力」について文書で確認した。また、これに先立ち、日EUの連結性におけるパートナーシップの具体的な協力の一つとして、国際協力機構（JICA）と欧州投資銀行（EIB）との間で協力覚書が署名された。

## 実施体制

### 1. 欧州対外活動庁

(EEAS: European External Action Service)

外交政策全般の立案を行っている。欧州委員会の開発協力総局等と共に、開発政策を立案するが、近隣諸国に

については欧州委員会欧州近隣諸国政策・拡大交渉総局（DG NEAR: Directorate-General for Neighbourhood and Enlargement Negotiations）が担当する。

### 2. 欧州委員会開発協力総局

(DG DEVCO: Directorate-General for International Cooperation and Development)

上記開発政策立案と共に、援助プログラムの特定・策定から、予算策定、プロジェクトの実施・モニタリング、事後評価に至る一連のプロセスを一括して受け持つ（人道支援を除く）。

### 3. 欧州委員会人道支援・市民保護総局

(DG ECHO: Directorate-General for Humanitarian Aid and Civil Protection)

EU加盟国以外の地域での軍事的紛争・自然災害等の被害者救援のための緊急援助を実施。防災や災害軽減に関する国際協力も実施。

### ● ウェブサイト

・ 欧州対外活動庁：

[https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage\\_en](https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage_en)

・ 欧州委員会開発協力総局：

<https://ec.europa.eu/international-partnerships/>

・ 欧州委員会人道支援・市民保護総局：

<http://ec.europa.eu/echo/>

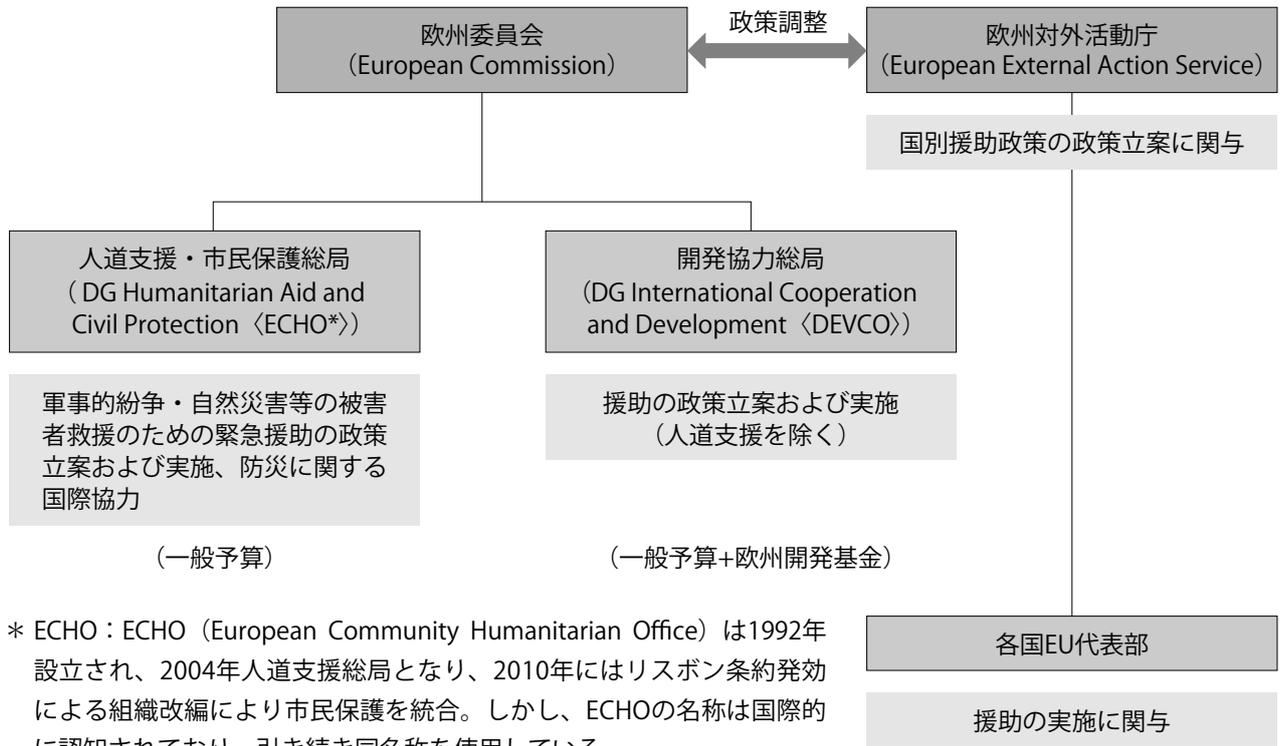
### ● 報告書

・ 2019年度版EU対外活動予算の実施に関する年次報告書（2019 Annual Report on the Implementation of the European Union's Instrument for Financing External Action in 2018）：

<https://ec.europa.eu/international-partnerships/system/files/devco-annual-report-2019-en-web.pdf>

注5：援助政策協議から改称。

援助実施体制図



\* ECHO : ECHO (European Community Humanitarian Office) は1992年設立され、2004年人道支援総局となり、2010年にはリスボン条約発効による組織改編により市民保護を統合。しかし、ECHOの名称は国際的に認知されており、引き続き同名称を使用している。

\* なお、貿易総局、農業総局、経済・財務総局等の関係総局も企画立案に関与。

(1) 政府開発援助上位10か国

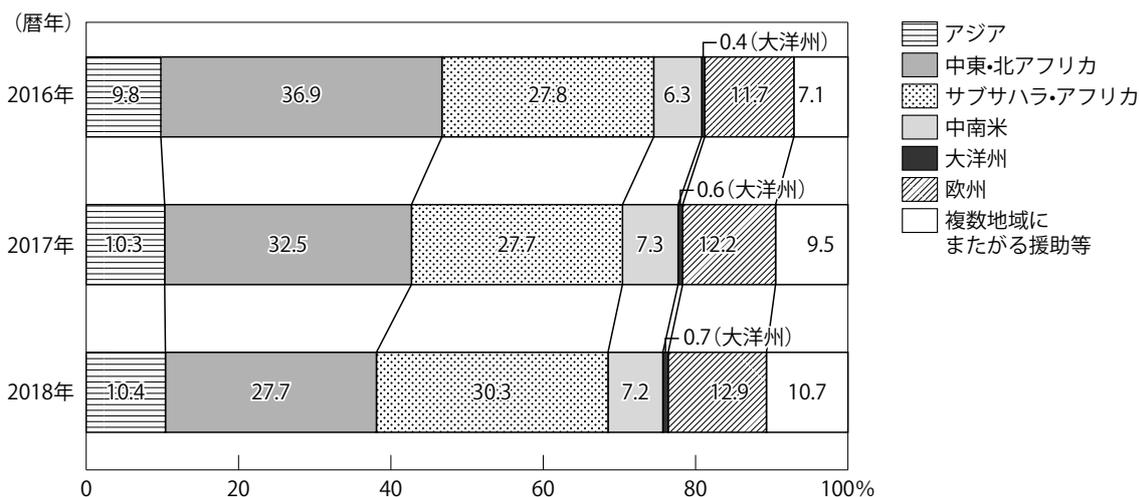
(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	トルコ	3,312.27	17.8	1	トルコ	2,597.52	13.9	1	トルコ	1,907.65	9.7
2	モロッコ	686.26	3.7	2	モロッコ	710.79	3.8	2	セルビア	687.23	3.5
3	ウクライナ	485.64	2.6	3	セルビア	501.47	2.7	3	シリア	569.81	2.9
4	セルビア	479.12	2.6	4	チュニジア	487.46	2.6	4	アフガニスタン	460.75	2.3
5	チュニジア	422.07	2.3	5	インド	466.37	2.5	5	チュニジア	422.07	2.1
6	[パレスチナ]	419.02	2.2	6	アフガニスタン	414.86	2.2	6	インド	402.73	2.0
7	アフガニスタン	399.81	2.1	7	ウクライナ	364.68	1.9	7	エジプト	381.78	1.9
8	エジプト	341.10	1.8	8	シリア	354.22	1.9	8	モロッコ	380.61	1.9
9	エチオピア	339.66	1.8	9	ブラジル	306.14	1.6	9	ウクライナ	376.56	1.9
10	シリア	325.68	1.7	10	[パレスチナ]	295.46	1.6	10	ナイジェリア	300.98	1.5
10位の合計		7,210.63	38.7	10位の合計		6,498.97	34.7	10位の合計		5,890.17	30.0
二国間ODA合計		18,627.50	100.0	二国間ODA合計		18,740.07	100.0	二国間ODA合計		19,664.05	100.0

(注)  
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。  
 ・[ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

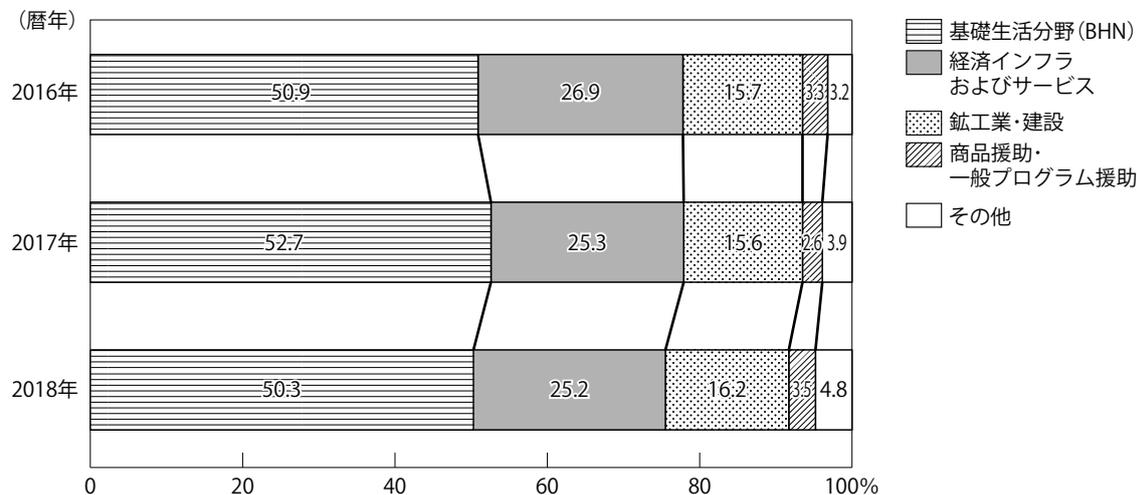
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 4 フランス (France)

### 援助政策等

#### 1. 基本法・基本方針

##### (1) 基本法

2014年7月、「開発・国際連帯政策方針・プログラム法」(Loi n° 2014-773 du 7 juillet 2014 d'orientation et de programmation relative à la politique de développement et de solidarité internationale) (以下「開発法」)<sup>(注1)</sup>が公布された。2020年2月現在も、「開発法」が依然として基本法の役割を果たしている。

マクロン大統領は、2018年8月27日の仏大使会議において、新たな「開発法」を制定する考えを示した。SDGsやパリ協定の成立といった現行法成立以降の国際的な動きを踏まえた上で、サヘル地域や女性の起業支援といったマクロン政権が重要視する課題や、2019年G7仏議長国下の開発に関する議論の内容が反映されたものとなると見られる。この新たな「開発法」については、2020年中に政府提出法案として閣議決定され、その後議会で審議されることが予定されている。

##### (2) 基本方針

「開発法」第1条には、フランスの開発政策は発展途上国における持続可能な開発を経済・社会・環境・文化面で促進することが目的であると規定されている。また、同法付属書1条には、主な目的として、「平和と安定・人権・ジェンダー平等の促進」、「社会の公正・正義および人間の開発」、「雇用面での持続可能かつ豊かな経済発展」、「環境および地球公共財の保全」の4つが規定されている。

フランスの開発政策の指針は、「国際協力・開発に関する省庁間委員会 (CICID)」が中心となって定めている(首相が長を務め、関係閣僚が出席。共同事務局は欧州・外務省および経済・財政省国庫総局)。2018年2月のCICIDにおいて、2022年までの5つの優先課題が決定された(後述)。

#### 2. 援助規模

2018年の政府開発援助予算は、総額103億ユーロ(約113.9億米ドル<sup>(注2)</sup>)で、このうち、二国間援助が全体の約60%に当たる59億ユーロ(約66.5億米ドル<sup>(注2)</sup>)、多

国間援助(EU経由を含む)が42億ユーロ(約47.3億米ドル<sup>(注2)</sup>)を占める。援助形態別では、無償資金協力が全体の80%を占め、有償資金協力の割合は20%となっている。対アフリカ援助を重視しており、2019年は予算全体の44%(45億ユーロ〈約46.2億米ドル<sup>(注2)</sup>〉)がアフリカに振り向けられる予定。

2022年に政府開発援助の対GNI比0.55%を達成するとの目標を掲げている。2018年は0.43%であり、2019年および2020年はそれぞれ0.43%と0.46%という数値が見込まれている。

#### 3. 重点分野・地域

##### (1) 重点分野

「開発法」では、取組を進める分野として以下10分野を挙げ、また、分野横断的な目的として、女性の自立支援および気候変動への対応を挙げている。

##### 【取組を進める10分野】

- ①保健・社会保護
- ②農業・食料安全保障と栄養
- ③教育・職業訓練
- ④民間セクター・企業の社会的責任
- ⑤国土の均衡ある開発
- ⑥環境・エネルギー
- ⑦水・衛生
- ⑧ガバナンス・汚職対策
- ⑨人の移動・移民・人材育成
- ⑩貿易・地域統合

2018年2月のCICIDにおいて、2022年までの優先課題として、①危機にある地域での対応(脆弱性への対応)、②気候、③教育、④ジェンダー・平等、⑤保健といった分野に注力することが決定された。また、二国間支援および無償資金協力を強化するという方針が確認された。

##### (2) 重点地域

フランスは新興国の登場などにより開発途上国間での格差・多様性が増しているとの認識に基づき、「開発法」の中で、被援助国を下記4カテゴリーに分類している。

##### ① 優先貧困国 (Pays pauvres prioritaires)

CICIDにおいて優先貧困国として指定された19か国(ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、ジブチ、コモロ、エチオピア、ガンビア、ギニア、ハイチ、リベリア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、ニジェール、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、セネガル、

注1：開発・国際連帯政策方針・プログラム法 <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000029210384&categorieLien=id>

注2：ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2017年用レートを適用。

チャド、トーゴ) に対し、政府の無償援助の2分の1、フランス開発庁 (AFD) の無償援助の3分の2を供与するとしている。

② サブサハラ・アフリカと地中海諸国

③ 危機に瀕している国・危機を脱した国・脆弱国

上記①の優先19か国を除いた国に対し、主に人材育成、経済発展、法整備および平和維持について、ニーズに基づいた支援を行うとしている。

④ そのほかの地域

経済発展を続ける中所得国 (主に中南米やアジア) が多い状況に鑑み、経済面での関係発展を軸として包括的なグリーン成長を促進する取組を進めるとしている。

#### 4. 日本との協力

フランスは日本にとって伝統的な開発パートナーである。近年は、特にアフリカにおける協力が進展している。

2015年10月にヴァルス仏首相 (当時) が訪日した際、「アフリカにおける持続可能な開発、保健及び安全のための日仏計画<sup>(注3)</sup>」が策定された。また、2016年8月に開催されたTICAD VIIには、フランスからヴァリニ仏外務・国際開発大臣付仏語圏・開発担当長官 (当時) が出席したほか、TICAD VI公式サイドイベント「アフリカのための日仏パートナーシップ<sup>(注4)</sup>」が共催された。同サイドイベントにおいて、コートジボワール政府、JICAおよびAFDとの間で、アビジャンにおける持続可能な都市についての業務協力協定 (MOC) が締結された。

2019年6月、マクロン仏大統領が公式実務訪問賓客として訪日した際には、両首脳は、法の支配に基づく国際秩序が様々な挑戦を受ける中、インド太平洋地域を包括的で全てのパートナーにとって自由で開かれた平和と繁栄の地域とすることは、共に「海洋国家」、「インド太平洋国家」たる日仏が率先して取り組むべき最優先課題の一つであるとの認識を共有した。その上で、①海洋安全保障、②気候変動・環境・生物多様性、③質の高いインフラの3つの柱を中心に、日仏包括的海洋対話等を通じ

て協力を具体化していくことで一致した。また、JICAとAFDとの協力覚書が交換され、インド太平洋地域を中心に、持続可能な開発、気候変動対策およびインフラ等の分野において更なる連携強化を図ることが確認された。

#### 5. その他

多様なアクターとの連携については、2013年7月にCICIDにより、フランスの開発政策に関するNGO、民間セクターおよび研究機関との対話の場として「全国開発・国際連帯評議会」(CNDSI) が設置された。2014年5月に最初の会合が開かれ、2019年3月には第16回目の会合が開催された。

評価について、政府は2年に一度、開発政策に関する報告書を両議会の委員会、CNDSIおよび地方分権協力全国委員会 (CNCD) に提出すること (「開発法」第15条2) とされており、2019年には2017 - 2018年の開発政策を報告する報告書<sup>(注5)</sup>が提出された。AFDは年次活動報告書を毎年公表している。

#### 実施体制

CICIDが政策の指針を定めた上で、実施に当たっては、二国間援助については実施機関であるAFDが有償援助、無償援助を含めて中心的な役割を果たすほか、経済・財務省国庫総局、国民教育省、高等教育・研究・イノベーション省などからの拠出も多い。多国間援助については、欧州開発基金 (EDF) および国連開発計画 (UNDP) 等を所管する欧州・外務省および国際開発金融機関への拠出等を所管し、パリクラブの事務局も務める経済・財務省国庫総局を中心に実施されている。

AFDグループは、全世界に約85の事務所を有し、職員数は2,475名 (2018年)<sup>(注6)</sup>。欧州・外務省および経済・財務省国庫総局が所管している。

#### ● ウェブサイト

・フランス欧州・外務省：

<https://www.diplomatie.gouv.fr/fr/>

・フランス開発庁 (AFD)：<https://www.afd.fr/fr>

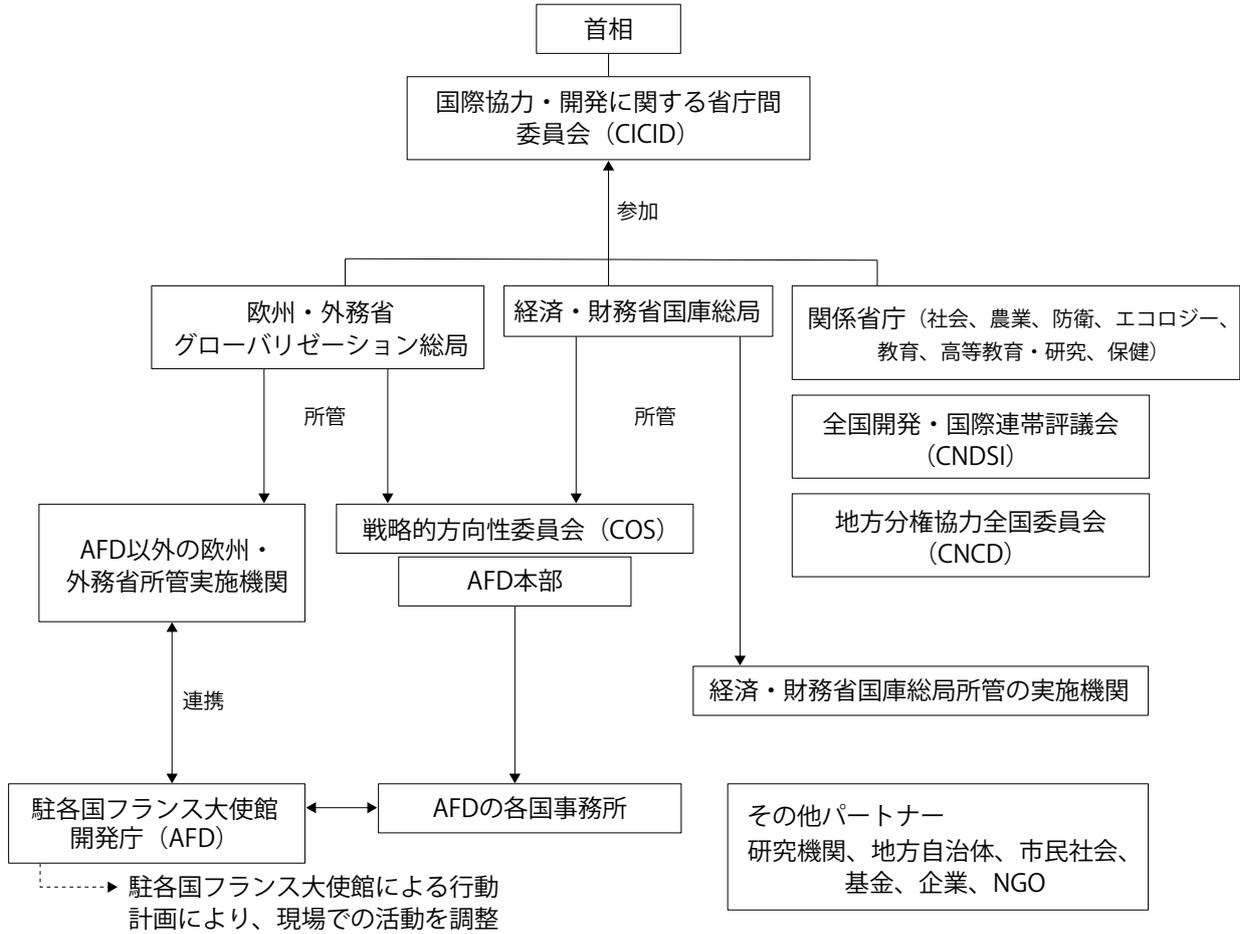
注3：アフリカにおける持続可能な開発、保健及び安全のための日仏計画 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000103050.pdf>

注4：アフリカのための日仏パートナーシップ [https://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af1/page1\\_000232.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af1/page1_000232.html)

注5：開発政策評価報告書 (2017-2018) <https://www.afd.fr/en/ressources/evaluations-report-2017-2018>

注6：AFD資料集2018 <https://www.afd.fr/en/ressources/2018-registration-document?origin=en/rechercher?query=document+de+reference+afd+>

援助実施体制図<sup>(注7)</sup>



注7：Rapport Berville 36ページ参照  
[https://www.gouvernement.fr/sites/default/files/document/document/2018/09/rapport\\_de\\_m\\_herve\\_berville\\_depute\\_-\\_modernisation\\_de\\_la\\_politique\\_partenariale\\_de\\_developpement\\_-\\_aout\\_2018.pdf](https://www.gouvernement.fr/sites/default/files/document/document/2018/09/rapport_de_m_herve_berville_depute_-_modernisation_de_la_politique_partenariale_de_developpement_-_aout_2018.pdf)

(1) 政府開発援助上位10か国

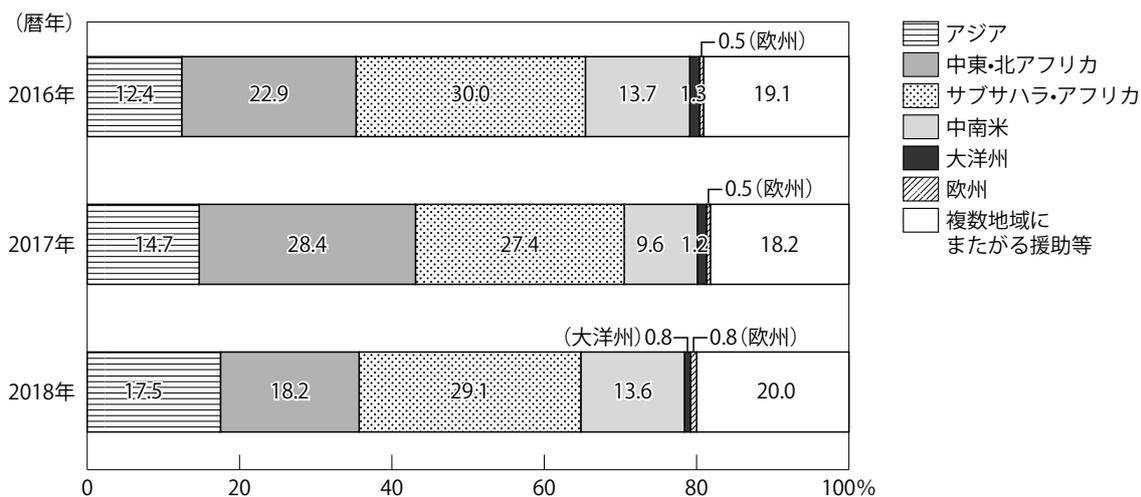
(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	モロッコ	474.13	6.4	1	トルコ	538.07	6.2	1	コロンビア	508.53	5.3
2	ヨルダン	298.99	4.0	2	モロッコ	537.69	6.2	2	インドネシア	455.49	4.8
3	コートジボワール	295.47	4.0	3	イラク	446.22	5.2	3	コートジボワール	384.99	4.0
4	カメルーン	266.58	3.6	4	インドネシア	347.50	4.0	4	モロッコ	375.00	3.9
5	エジプト	253.35	3.4	5	カメルーン	312.41	3.6	5	カメルーン	366.79	3.8
6	トルコ	225.27	3.0	6	コートジボワール	297.08	3.4	6	インド	351.61	3.7
7	コロンビア	224.05	3.0	7	エジプト	280.06	3.2	7	トルコ	294.10	3.1
8	メキシコ	184.25	2.5	8	メキシコ	224.42	2.6	8	セネガル	246.77	2.6
9	インドネシア	167.42	2.3	9	インド	214.78	2.5	9	エジプト	168.59	1.8
10	インド	167.38	2.3	10	中国	190.82	2.2	10	中国	159.13	1.7
10位の合計		2,556.89	34.4	10位の合計		3,389.05	39.2	10位の合計		3,311.00	34.7
二国間ODA合計		7,426.01	100.0	二国間ODA合計		8,645.87	100.0	二国間ODA合計		9,545.06	100.0

(注)  
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

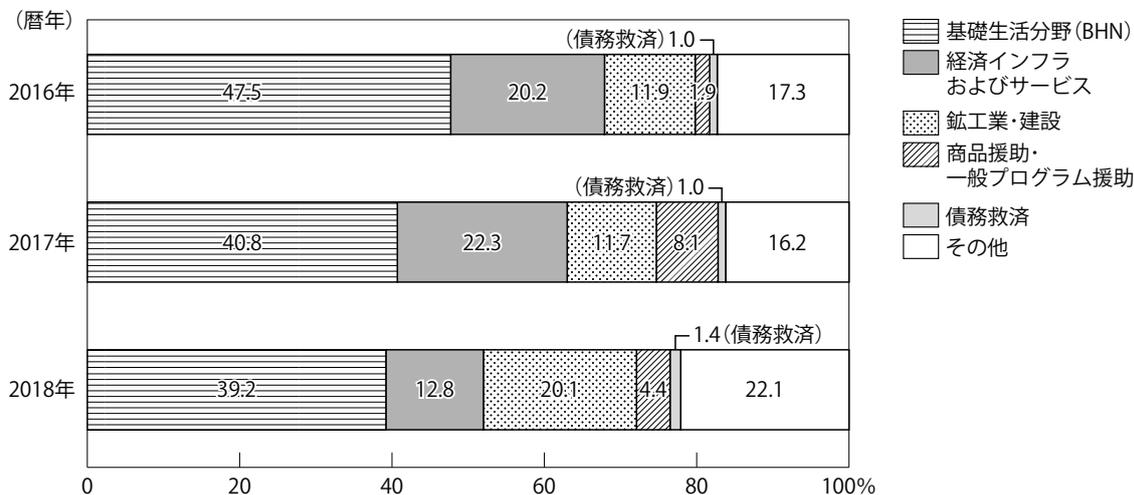
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 5 ドイツ (Germany)

### 援助政策等

#### 1. 基本方針

ドイツは開発政策を国際貢献・参画の最重要手段と位置付け、グローバルな開発課題に取り組んでいる。伝統的に日本と同様、二国間援助を重視し、民間企業、NGO等との連携に力を入れるとともに、後述の復興金融公庫 (KfW) を通じて積極的に借款を実施している。

2014年11月には、有識者、経済界、NGOおよび国民からの幅広い意見を集約した開発政策の基本方針である「未来大綱 (Zukunftscharta)」を発表した。

#### 2. 援助規模

2018年のドイツの政府開発援助実績は、同年からDACで採用された贈与相当額計上方式で約249.8億ドルであり、米国に次いで世界第2位の援助国である。対GNI比は0.61% (2018年DAC確定値)。なお、対前年比は支出純額ベースで2.7%増。

#### 3. 重点分野・地域

##### (1) 重点分野：「未来大綱」の行動目標

- ① 世界全体における尊厳ある人生の実現
- ② 自然環境の保全および持続可能な利用
- ③ 持続可能性および尊厳ある雇用に基づいた経済成長
- ④ 人権の尊重およびグッド・ガバナンスの要求・促進
- ⑤ 平和構築および人間の安全保障の強化
- ⑥ 文化的・宗教的多様性の尊重および保護
- ⑦ 変革を実現するためのイノベーション、新技術およびデジタル化の活用
- ⑧ 新たなグローバル・パートナーシップおよび多様な主体とのパートナーシップの構築

##### (2) 重点地域

ドイツは、選定したパートナー国に対して二国間援助を集中的に実施している。現在その数は85か国であり、内訳は、アフリカ36か国、アジア19か国、中南米・カリブ諸国15か国、中東欧・コーカサス9か国、近東6か国・地域。

2017年には民間資金を積極的に活用した開発援助を目指す「アフリカ版マーシャルプラン」を発表、同

年のG20ハンブルク・サミットでは議長国としてイニシアティブをとり、アフリカとのパートナーシップ (首脳宣言附属文書) を採択するなど、対アフリカ支援を強化している。

### 実施体制

#### 1. 主務官庁としての連邦経済協力開発省 (BMZ)

援助政策の企画・立案は、1961年に設立された連邦経済協力開発省 (BMZ) が所管しており、二国間援助 (資金協力、技術協力) および国際機関を通じた援助について同省 (本省約1,100名) を中心に調整が行われる。ODA予算については、約3分の1がBMZに計上されているが、人道支援関連については外務省、国際開発金融機関関連の一部については財務省、その他所管事項の国際協力について各連邦省庁がそれぞれの予算から政府開発援助を実施する。政府開発援助の実績についてのとりまとめもBMZが行っており、同省を通じてドイツ全体としての政府開発援助実績がOECD/DACに報告されている。

外交政策との関連からは、BMZは外務省と協議を行うこととなっている。また、途上国の現場での経済協力の実施については現地のドイツ大使館が調整しており、現在BMZからドイツ在外公館に約125名が出向している。

#### 2. 実施機関

##### (1) 国際協力公社 (GIZ)

国際協力公社 (GIZ) は、連邦政府を出資者とする有限会社の形態をとっており、120か国を超える地域で活動している (従業員は20,726名、このうち8割以上がドイツ国外勤務)。GIZは、本部をボンとフランクフルト近郊のエッシュボルンに置いている (国内事務所7か所、海外事務所約90か所)。2018年度のGIZの事業予算約29億ユーロ (約34.2億米ドル<sup>(注1)</sup>) のうち約25億ユーロ (約29.5億米ドル<sup>(注1)</sup>) はBMZからの委託金であるが、それ以外にも連邦各省庁や一般企業に加え、欧州連合関連機関、国連や第三国政府からの委託による事業も実施している。

##### (2) 復興金融公庫 (KfW)

復興金融公庫 (KfW) グループは、復興金融公庫法

注1：ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを適用。

に基づく公法人であり、連邦（80%）および州（20%）がその所有者となっている。KfW<sup>(注2)</sup>は約70か国に在外事務所を有し、資金協力事業（有償・無償とも）を実施することで発展途上国および新興国における経済および社会の発展に尽力している（従業員は670名）。

(3) その他の実施機関

そのほか、開発政策に関する研究・教育機関であるドイツ開発政策研究所（DIE）、ドイツに居住している被援助国出身者の開発分野での人材斡旋などを行う国際移民開発センター（CIM）などがBMZの指揮の下に援助政策の実施に携わっている。

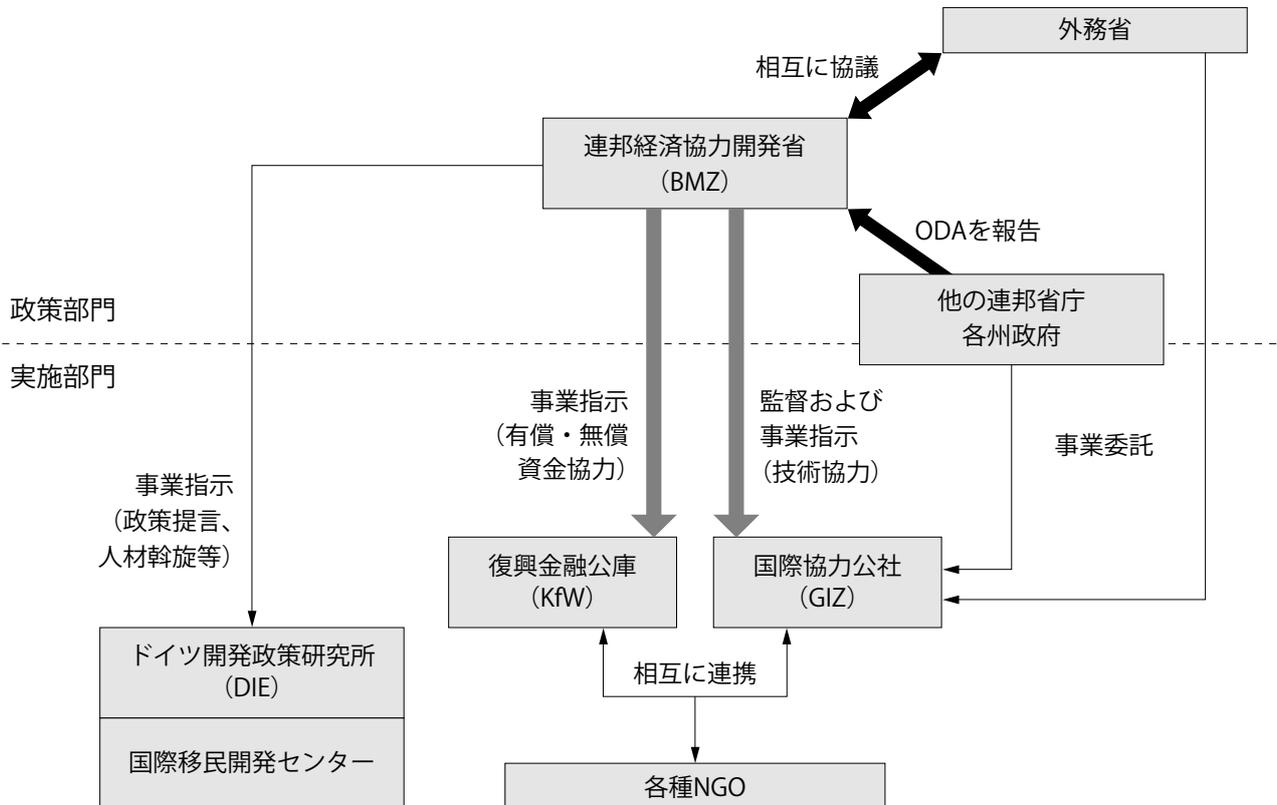
自然災害時における重要なアクターとしては、緊急・人道支援の大半を実施しているドイツ赤十字をはじめとするNGOが挙げられる。また、外国における自然災害等において現場で機動的に援助を行う機関と

して、日本の国際緊急援助隊と同様の機能を果たしている内務省所管の連邦技術救援庁（THW）がある。

●ウェブサイト

- ・経済協力開発省（BMZ）：<http://www.bmz.de/en>
- ・国際協力公社（GIZ）：  
<http://www.giz.de/en/html/index.html>
- ・復興金融公庫（KfW）：  
<https://www.kfw-entwicklungsbank.de/Internationalfinancing/KfW-Entwicklungsbank/>
- ・ドイツ開発政策研究所（DIE）：  
<http://www.die-gdi.de/en/>
- ・国際移民開発センター（CIM）：  
<http://www.cimonline.de/en/html/index.html>

援助実施体制図



注2：厳密には同グループ内の「KfW開発銀行」（本部フランクフルト）。

(1) 政府開発援助上位10か国

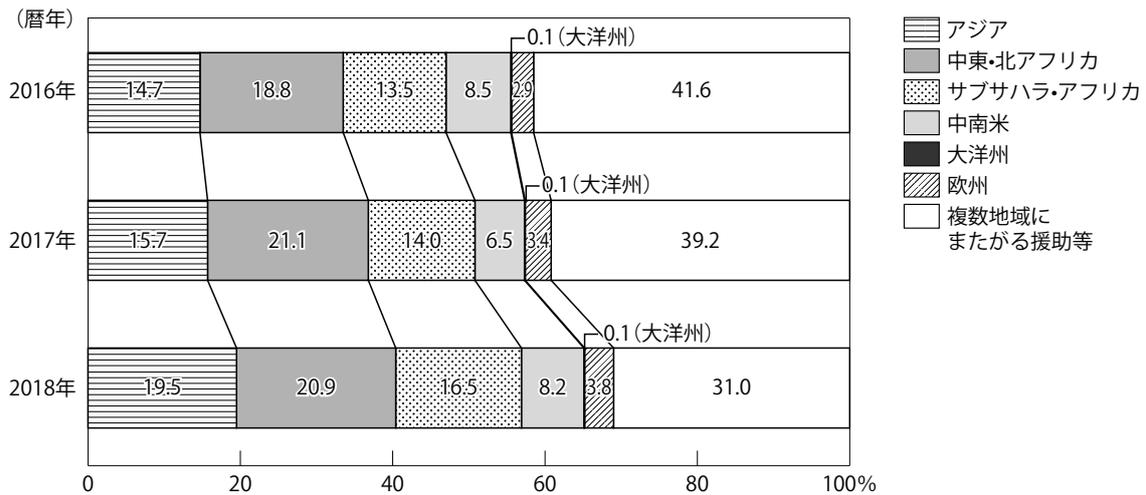
(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	中国	836.32	3.9	1	インド	1,181.84	5.2	1	インドネシア	1,203.90	5.4
2	シリア	824.18	3.8	2	シリア	879.79	3.9	2	インド	876.49	3.9
3	インド	618.30	2.8	3	中国	710.34	3.1	3	中国	806.29	3.6
4	インドネシア	572.68	2.6	4	トルコ	657.87	2.9	4	シリア	768.77	3.4
5	モロッコ	566.34	2.6	5	イラク	534.28	2.4	5	コロンビア	558.04	2.5
6	アフガニスタン	502.84	2.3	6	アフガニスタン	478.43	2.1	6	エジプト	504.43	2.2
7	南アフリカ	398.01	1.8	7	モロッコ	459.34	2.0	7	イラク	502.49	2.2
8	イラク	365.43	1.7	8	インドネシア	332.81	1.5	8	トルコ	439.79	2.0
9	トルコ	361.75	1.7	9	ヨルダン	332.14	1.5	9	アフガニスタン	438.05	2.0
10	メキシコ	349.41	1.6	10	メキシコ	317.46	1.4	10	ヨルダン	367.07	1.6
10位の合計		5,395.26	24.8	10位の合計		5,884.30	26.0	10位の合計		6,465.32	28.8
二国間ODA合計		21,719.16	100.0	二国間ODA合計		22,650.22	100.0	二国間ODA合計		22,424.77	100.0

(注)  
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

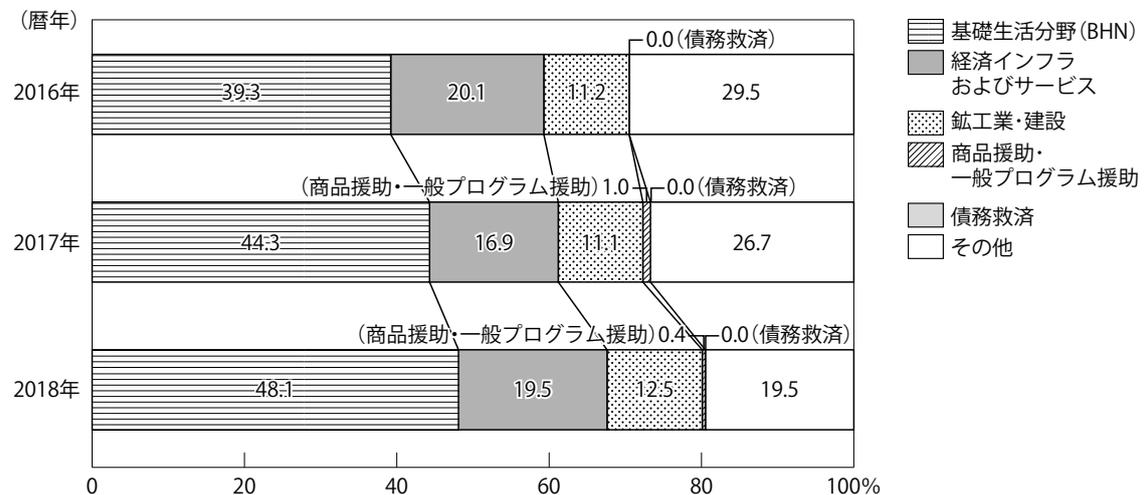
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 6 イタリア (Italy)

### 援助政策等

#### 1. 基本政策

2014年、27年ぶりに改正が行われた政府開発援助基本法において、開発援助はイタリアの外交政策の一部であり、国連憲章および欧州連合基本権憲章の原則に従って、平和と正義の促進、民族間の団結という目的に資する（第1条）ものと規定した。また、国連、EU、そのほかの国際機関の国際的戦略や計画に沿って、貧困と不平等の削減、持続的発展、人権の尊重、男女平等、紛争の予防、平和プロセスの促進、和解、紛争後の安定化、民主主義の強化を目指す（同2条）としている。開発援助政策の方針は、外務・国際協力大臣が主催する開発協力運営委員会において決定される。同委員会には、経済財政省、経済振興省等からの関係者が参加する。現在執行中の「開発援助指針2017～2019年」では、開発政策における移民への対応の重要性を認識し、EUとして、持続可能な開発のための2030アジェンダ実現のための共通の原則および価値観のもと、欧州の対外援助効果を最大限とするために、各国との協力を強化するとしている。

#### 2. 援助規模

2018年の政府開発援助実績は、同年から採用された贈与相当額計上方式では約51.9億ドル、支出純額では約51.0億ドルで対前年比13.0%減。また、ODAの対GNI比は2017年の0.30%から0.25%に減少した<sup>(注1)</sup>。この減少は、主に前年に内務省予算として計上され、OECDガイドラインに従ってODA実績として勘定されていた、イタリアへの難民および保護申請者の一時的な受入れ費用実績が減額したことに起因する。2018年予算法におけるODA予算総額の3か年計画では、2018年に約50.2億ユーロ（約59.2億米ドル<sup>(注2)</sup>）、2019年に約49.7億ユーロ（約55.6億米ドル<sup>(注2)</sup>）、2020年に約46.1億ユーロ（約51.6億米ドル<sup>(注3)</sup>）を予定している。

#### 3. 重点分野・地域

優先分野は、農業・食料安全保障、人材開発・教育・文化、保健、人権・平等である。現在の「開発援助指針

2017～2019年」においても、地中海を越えて欧州に到達する移民・難民問題への対応として、ニジェールをはじめ難民の出身国であるサブサハラ・アフリカの経済社会開発に資する農業、人材開発が優先されている。そのほか、環境保護、エネルギー、保健、教育の分野にも力を入れている。

### 実施体制

政府開発援助基本法により、多国間協力の分野では、国連関係機関およびEUに対する拠出は外務・国際協力省が一元的に管理し、世界銀行や開発協力関連基金などの国際金融機関に対する拠出については、経済財政省が外務・国際協力省との合意のうえで管轄することが規定されている。また、二国間援助に関しては、外務・国際協力省の管轄のもと、後述の開発協力庁（AICS）を介して資金提供およびプロジェクト執行が行われる。関係政府機関間の調整は開発協力運営委員会で行われる。

外務・国際協力省開発協力総局は6部および1ユニットから構成され、職員数は約100名（2019年）。援助の有効性向上のための専門の援助実施機関として、新しく制定された政府開発援助基本法に基づき、2016年1月に外務・国際協力省の下に開発協力庁（AICS）が設置された。AICSの発足を受け、2016年5月に外務・国際協力省開発協力総局の組織改編のための法律が議会で承認されたため、300名以上が在籍していた外務・国際協力省開発協力総局の職員数は上記のとおり削減された。2019年12月時点でのAICSの職員数は、ローマ本部に111名、フィレンツェ支部に30名、在外事務所に20名（現地職員を除く）である。合計20の在外事務所を有しており、最終的には国内と在外合わせて300名の雇用が見込まれている。また、AICSは市民団体との協力を重要視しており、2019年までに同庁に登録されている非営利市民団体は227に上る。

国別援助計画は引き続き外務・国際協力省が策定しており、200万ユーロ（約223.9万米ドル<sup>(注2)</sup>）を超える案件については、開発協力運営委員会の承認を得て実施する。同委員会は外務・国際協力大臣が委員長となり、外務・国際協力副大臣、外務・国際協力省開発総局長、開

注1：OECD-DACにおける標準のODA計上方式の変更により、2017年は支出純額、2018年は贈与相当額にて算出。

注2：ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを適用。

注3：ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2019年用レートを適用。

発協力庁長官が参加し、投票権を持たない参加者として、経済復興省および案件ごとに関係各省の代表が参加する。国際機関を通じた援助については引き続き外務・国際協力省が所掌している。

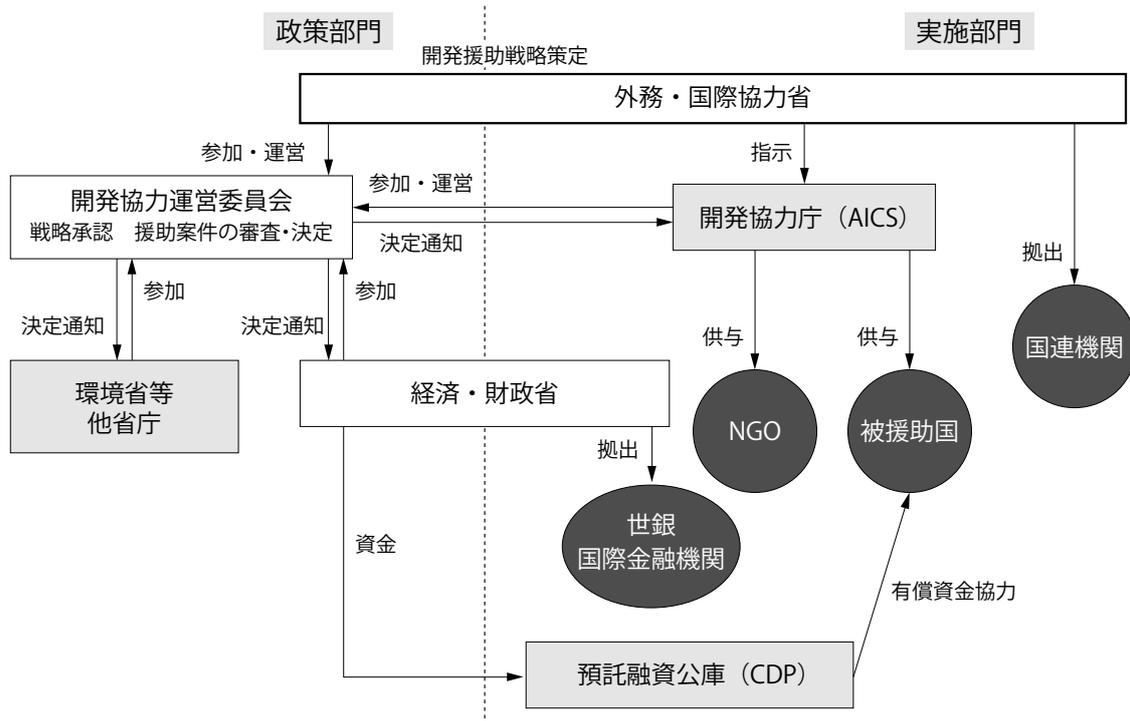
有償資金協力は、外務・国際協力省の要請を受けて開発協力運営委員会で承認された案件につき、経済財政省

の委託を受けた政府系金融機関（預託融資公庫〈CDP〉）が借款契約締結、貸付実行、回収業務を行っている。

● ウェブサイト

- ・ 開発協力庁： <https://www.aics.gov.it/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

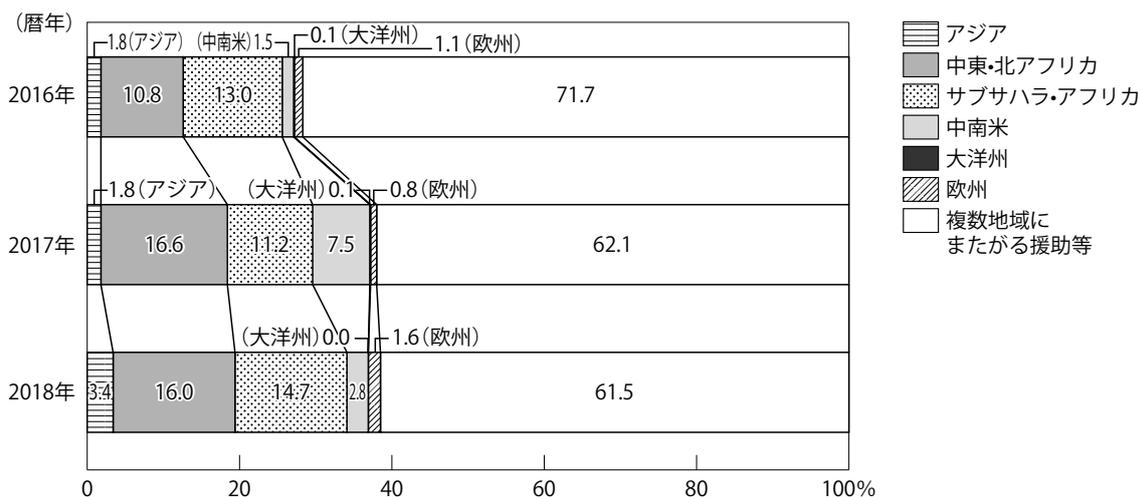
(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ギニアビサウ	101.89	4.1	1	イラク	128.15	4.0	1	アフガニスタン	95.14	4.2
2	トルコ	71.68	2.9	2	トルコ	111.75	3.5	2	トルコ	59.37	2.6
3	エチオピア	35.28	1.4	3	アルゼンチン	99.22	3.1	3	エチオピア	48.75	2.2
4	アフガニスタン	30.50	1.2	4	キューバ	96.21	3.0	4	レバノン	44.88	2.0
5	チュニジア	25.99	1.0	5	ニジェール	79.17	2.5	5	[パレスチナ]	35.70	1.6
6	イラク	21.51	0.9	6	リビア	60.37	1.9	6	モザンビーク	33.59	1.5
7	ギニア	21.41	0.9	7	チュニジア	50.70	1.6	7	チュニジア	27.86	1.2
8	レバノン	20.75	0.8	8	アフガニスタン	42.97	1.3	8	リビア	25.61	1.1
9	[パレスチナ]	19.69	0.8	9	レバノン	38.65	1.2	9	ニジェール	23.33	1.0
10	エジプト	18.09	0.7	10	エチオピア	37.54	1.2	10	ヨルダン	19.68	0.9
10位の合計		366.79	14.7	10位の合計		744.73	23.2	10位の合計		413.91	18.4
二国間ODA合計		2,491.53	100.0	二国間ODA合計		3,207.91	100.0	二国間ODA合計		2,248.26	100.0

(注)  
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。  
 ・[ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

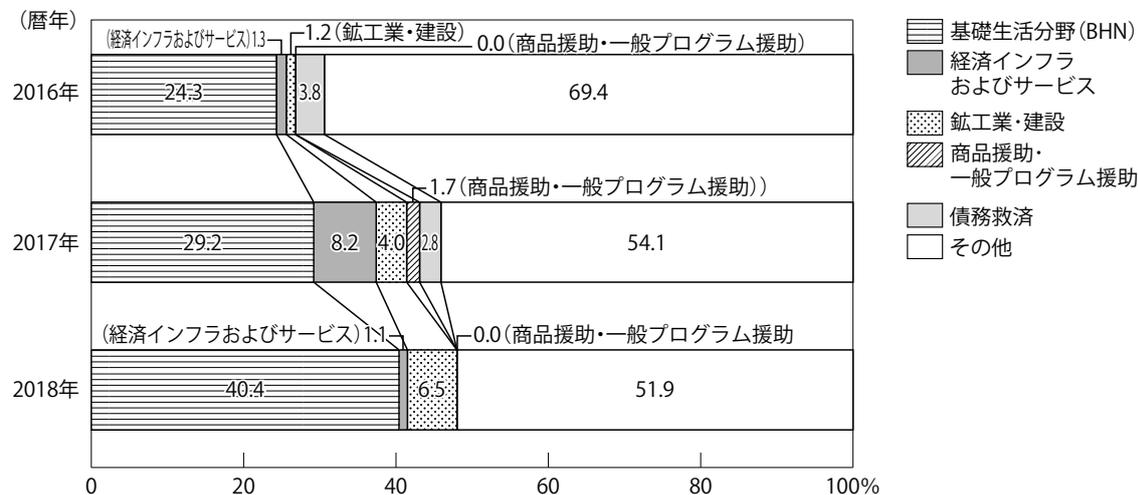
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 7 オランダ (Netherlands)

### 援助政策等

#### 1. 基本方針

開発援助政策は、外交にとって不可欠な政策の一部と位置付けられている。援助方針として、①紛争防止と貧困減少、②世界全体での持続可能で包摂的な成長と気候変動対策の促進、③オランダの国際的な収益力の強化を掲げている。政府は、貧困対策にとって市場経済は不可欠であるとの判断に基づき、投資や貿易を推進している。特に近年では、貿易と開発協力が密接に関連しているとの考えから、オランダ企業の収益力強化に力を入れている。

また、オランダは、持続可能な開発のための2030アジェンダを自国援助政策のガイドラインと位置付けており、持続可能な開発目標 (SDGs) を政策目標として掲げている。

#### 2. 政府開発援助実績

2018年の政府開発援助の実績<sup>(注1)</sup>は、同年から採用した贈与相当額計上方式で、対GNI比0.62%、約57億ドル (対GNI比ベースで世界第6位、援助額ベースで同第7位) であった。第2次ルッテ内閣では援助額を削減していたが、2017年10月から発足した第3次ルッテ内閣では援助額を増額することに政策転換し、2019年から2022年の間にさらに25億ドルを割り当てる方針。対GNI比は2020年：0.55%、2021年：0.54%、2022年：0.54%、2023年：0.55%とする見通しである<sup>(注2)</sup>。

#### 3. オランダ成長基金 (Dutch Good Growth Fund)

オランダ成長基金は、2014年から導入された開発に関連した事業や投資計画を有する中小企業のための回転資金であり、2014年から2024年までの期間の総予算は7億ユーロ (約9.3億米ドル<sup>(注3)</sup>)。2018年までに3億4,800万ユーロ (約4.1億米ドル<sup>(注4)</sup>) を支出している。

#### 4. 重点分野・地域

##### (1) 重点分野

上記基本方針に沿って、以下の重点分野において優先的に政策を実施している。

##### ① 紛争防止と貧困減少

- 教育、雇用、若者、女性への新たな投資として年間6,000万ユーロ (約6,717万米ドル<sup>(注5)</sup>) を支出
- 緊急援助や、難民の受入国 (ヨルダン、トルコ、エチオピア等) などにおける保護改善や将来性のため年間2億9,000万ユーロ (約3億2,464万米ドル<sup>(注5)</sup>) を追加措置

##### ② 世界全体での持続可能で包摂的な成長と気候変動対策の促進

- 気候変動対策に年間8,000万ユーロ (約8,956万米ドル<sup>(注5)</sup>) の追加費用を支出し、このうち4,000万ユーロ (約4,478万米ドル<sup>(注5)</sup>) については発展途上国への投資のための新たなオランダ気候変動開発基金 (Dutch Fund for Climate and Development) を設置
- SDGsの達成に貢献するために企業や知識機関を動員
- グローバル・バリューチェーンにおける児童労働の撲滅、生活賃金と企業の社会的責任の推進
- 市場アクセスと持続可能な貿易と投資に関する野心的な国際協定のため、サプライチェーンにおける不正行為のリスクを可能な限り防止・軽減するために業界団体や企業、労働組合等による国際的な自主協定締結の促進

##### ③ オランダの国際的な収益力の強化

- NL International Business、Trade & Innovate NL、およびInvest NLを介し、中小企業および新興企業の貿易を支援・活性化
- SDGsの革新的な解決方法を含む、新市場へ進出する革新的・知的外交に向けた国際協力に関する経済的外交への焦点の明確化
- 官民共同での国際化戦略およびブランディング

注1：DACホームページ (確定値)

注2：HGIS – nota Homogene Groep Internationale Samenwerking Rijksbegroting 2019 p.50

<https://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/prinsjesdag/documenten/begrotingen/2018/09/18/hgis---nota-homogene-groep-internationale-samenwerking-rijksbegroting-2019>

注3：ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2014年用レートを適用。

注4：ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを適用。

注5：ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2019年用レートを適用。

グを開発・実施するための協力

- ビジネスコミュニティがBrexitの準備をするための支援

## (2) 重点地域

オランダが根本的原因に取り組み、開発を行うことによって変化をもたらすことのできるヨーロッパ周辺の国や地域により焦点を当てる方針である。西アフリカのサヘル地域、「アフリカの角」地域、中東・北アフリカ (MENA)、アフリカ大湖地域や2つのアジア諸国 (アフガニスタンおよびバングラデシュ) を挙げており、重点地域において予算を増額する見込みである。

## 5. 多国間援助

国連や国際金融機関 (世界銀行、アフリカ開発銀行等) を通じた援助にも重点を置いている。政府はこれら組織による付加価値を、オランダ外交政策への貢献の観点から、有効性と妥当性について点数を付けて精密に評価している。このほか、IMF、G20やOECDとも協力していく方針である。

### 実施体制

外務省国際協力局 (DGIS) が援助政策の立案・実施に関して主要な責任を有している。同省には、外務大臣に加えて、援助政策を担当する外国貿易・開発協力大臣が設置されている。

政府開発援助予算のすべてを外務省が所掌し、援助政

策の基本的枠組みは外務省が決定する。また、EUレベルでの政策決定に臨む際の準備作業の段階で行われる省庁間協議の場で、援助政策における利害関心事項について協議・調整される。

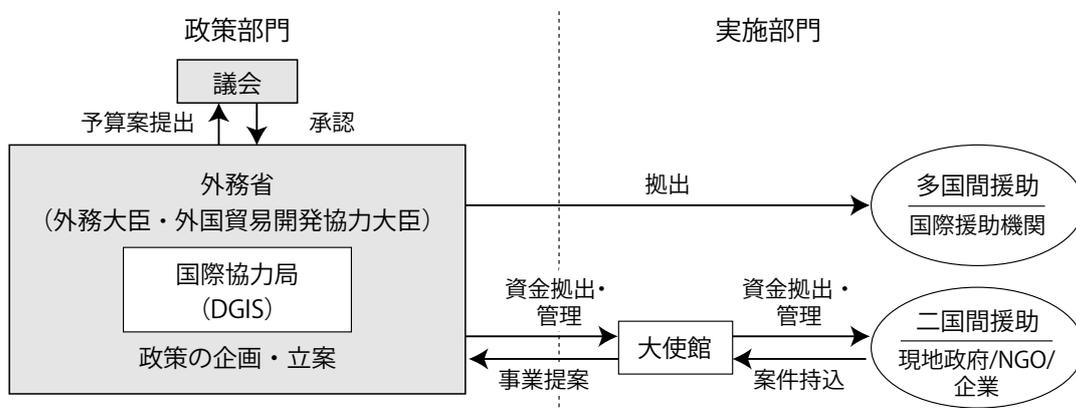
二国間援助に関しては、それぞれの地域におけるODAプロジェクトのための予算が在外公館に委託されており、在外公館は政策目標の範囲において、開発資金の配布を決めることができる。また、援助計画の作成および案件発掘の役割も担っている。援助受入国に所在するNGOは在外公館に対して案件を提示することができ、それをもとにして在外公館が本省へ事業提案を行う。

独自の開発援助実施機関が存在しないため、援助の実施は3つの主要な形態 (①二国間援助〈多くがセクター別支援、すべて贈与〉、②多国間援助〈世界銀行・国連等の国際機関〉、③民間セクター〈企業・NGO〉への補助金交付) により行われており、特に民間セクターは重要な役割を担っている。また、NGOの独立を尊重するという立場から、外務省とNGOの間にはヒエラルキーは存在せず、監督・指導という関係にはないが、外務省との情報交換、事業報告書の提出、モニタリングなどが行われている。

### ● ウェブサイト

- ・オランダ外務省 (開発援助関連ページ) :  
<https://www.government.nl/topics/development-cooperation>

### 援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

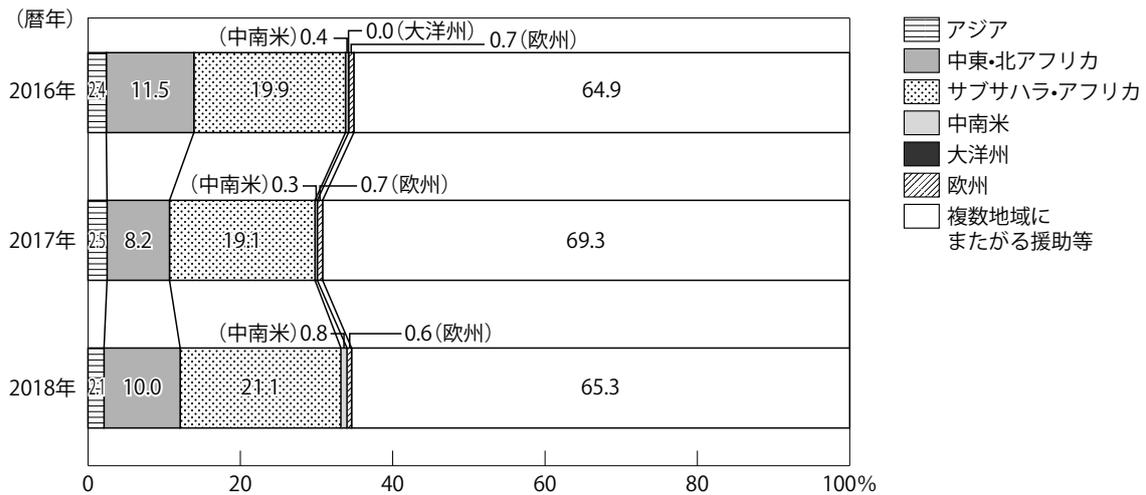
(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	トルコ	106.66	3.2	1	エチオピア	82.37	2.3	1	レバノン	82.33	2.1
2	エチオピア	73.85	2.2	2	南スーダン	55.21	1.5	2	エチオピア	78.80	2.1
3	アフガニスタン	63.62	1.9	3	アフガニスタン	53.40	1.5	3	南スーダン	70.40	1.8
4	ルワンダ	55.89	1.7	4	バングラデシュ	49.63	1.4	4	アフガニスタン	54.91	1.4
5	レバノン	52.20	1.6	5	ルワンダ	48.07	1.3	5	マリ	48.93	1.3
6	南スーダン	48.68	1.5	6	イエメン	42.88	1.2	6	シリア	48.69	1.3
7	イラク	42.69	1.3	7	マリ	37.68	1.0	7	イラク	48.42	1.3
8	バングラデシュ	38.24	1.1	8	モザンビーク	35.07	1.0	8	イエメン	48.41	1.3
9	マリ	34.00	1.0	9	シリア	32.82	0.9	9	バングラデシュ	47.58	1.2
10	ブルンジ	33.90	1.0	10	ベナン	31.73	0.9	10	ルワンダ	47.12	1.2
10位の合計		549.73	16.5	10位の合計		468.86	12.9	10位の合計		575.59	15.0
二国間ODA合計		3,336.63	100.0	二国間ODA合計		3,638.66	100.0	二国間ODA合計		3,833.32	100.0

(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

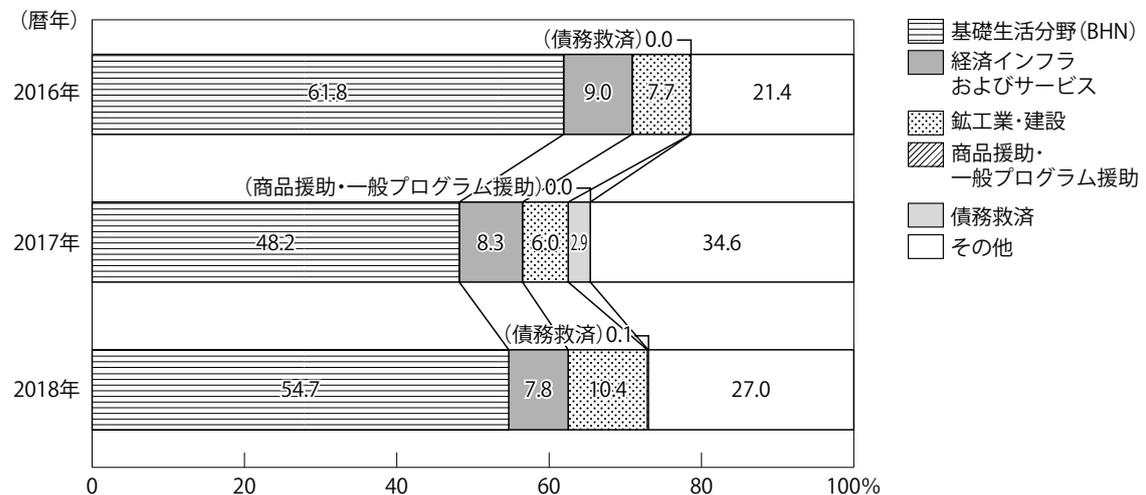
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 8 ニュージーランド (New Zealand)

### 援助政策等

#### 1. 基本方針

ニュージーランド政府の開発援助には根拠法はないが、政府の開発援助は、開発途上国における持続可能な開発や貧困を削減するための資源や知見、技術への投資に向けられている。同援助には、自然災害や紛争の際の人命救助や物的支援などの人道支援も含まれる。ニュージーランドの援助の目的は、太平洋島嶼国地域およびその他の地域において、ニュージーランドが有する最も優れた知見や技術を活かして、繁栄と安定を共有し拡大することである。ニュージーランドは、貧困を削減するために途上国の持続可能な発展を支援し、より安全で、平等で、豊かな世界の実現のために貢献するとしている。

#### 2. 近年における特徴・傾向

近年、太平洋島嶼国地域において、大国による戦略的な競争や不確定要素が増加する一方で、ニュージーランドの影響力が相対的に低下しつつあったという認識のもと、2018年3月、ピーターズ副首相兼外相が、「パシフィック・リセット：太平洋地域に対する新たな視点と政策強化」政策を公表し、同年6月、同政策についての同外相演説を行った。これらに基づき、ニュージーランドの援助額が増加され、太平洋島嶼国地域への援助が強化された。また、豪州、欧米諸国、日本といった友好国との協力の強化も進んでいる。

2018-21年の3年間のODA予算総額約22億NZドル（約15.2億米ドル<sup>注1</sup>）のうち、太平洋島嶼国地域に対して約11.3億NZドル（約7.8億米ドル<sup>注1</sup>）（ニュージーランドの援助総額の約6割）を充当する予定である。特に、気候変動、医療・教育分野への支援を強化するとともに、グッド・ガバナンスや透明性、人権、女性の政治・経済的地位の向上、若者への支援を通じて、ニュージーランドの価値観の定着を促進する狙いがある。

また、フィジー、サモア、パプアニューギニア、キリバス、ソロモン諸島、バヌアツ、トンガおよびホノルル（パラオ、マーシャル諸島およびミクロネシアを兼轄）の島嶼国地域、また東京、北京、ブリュッセルおよびニューヨークの大使館・総領事館等の島嶼国担当者の増

員を実施している。さらに、多角的な支援展開を視野に入れ、太平洋特別基金の新設や、放送・ジャーナリズム支援、ニュージーランド赤十字社を通じた支援、海外ボランティア・サービスを通じた支援も実施している。

#### 3. 援助規模

ニュージーランドの援助政策および援助額は、基本的に3年毎に改訂される。単年度別の予算額は以下のとおり。

- ① 2017/2018年度：  
7億1,060万NZドル（約5.0億米ドル<sup>注2</sup>）（そのうち、国際機関へ1億100万NZドル〈約0.7億米ドル<sup>注2</sup>〉）
- ② 2018/2019年度予算：  
7億6,800万NZドル（約5.3億米ドル<sup>注1</sup>）（そのうち、国際機関へ5,500万NZドル〈約0.4億米ドル<sup>注1</sup>〉）
- ③ 2019/2020年度予算：  
7億1,100万NZドル（約4.7億米ドル<sup>注3</sup>）（そのうち、国際機関へ1億3,800万NZドル〈約0.9億米ドル<sup>注3</sup>〉）

#### 4. 重点分野・地域

##### (1) 重点分野

ニュージーランドは、途上国における開発の機会とニュージーランドの強みを結びつけるような分野に関する支援を優先しており、以下の12の重点分野を掲げている。その中でも、ニュージーランドが専門的知識を有し、持続的かつ包括的な開発支援が見込まれる再生可能エネルギー分野や農業分野を最重点分野としている。

- ① 再生可能エネルギー：安価かつ信頼でき、クリーンなエネルギー
- ② 農業：経済的および食糧安全保障上の利益の増大
- ③ 情報通信技術（ICT）：ICT連結、アクセスおよび利用の拡大
- ④ 漁業：持続可能な漁業、水産養殖による経済的および食糧安全保障上の利益拡大
- ⑤ 観光業
- ⑥ 貿易および労働の流動性
- ⑦ 経済的ガバナンスの強化
- ⑧ 法および秩序制度の強化

注1：NZドル/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを適用。

注2：NZドル/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2017年用レートを適用。

注3：NZドル/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2019年用レートを適用。

- ⑨ 健康の向上
- ⑩ 教育の向上
- ⑪ 回復力の強化
- ⑫ 人道的緊急事態への対応

(2) 重点国・地域

歴史、文化、政治、民族的な観点から太平洋島嶼国地域が重点地域であり、援助総額の6割が同地域への支援である。なお、同地域のなかでは、ニュージーランドと地理的に近く、自由連合の関係にある国（クック諸島、ニウエ）や、友好協定関係にある国（サモア）があるポリネシア地域、パプアニューギニアやバヌアツなど経済・ビジネス関係があるメラネシア地域に対する援助額が比較的多い。

**実施体制**

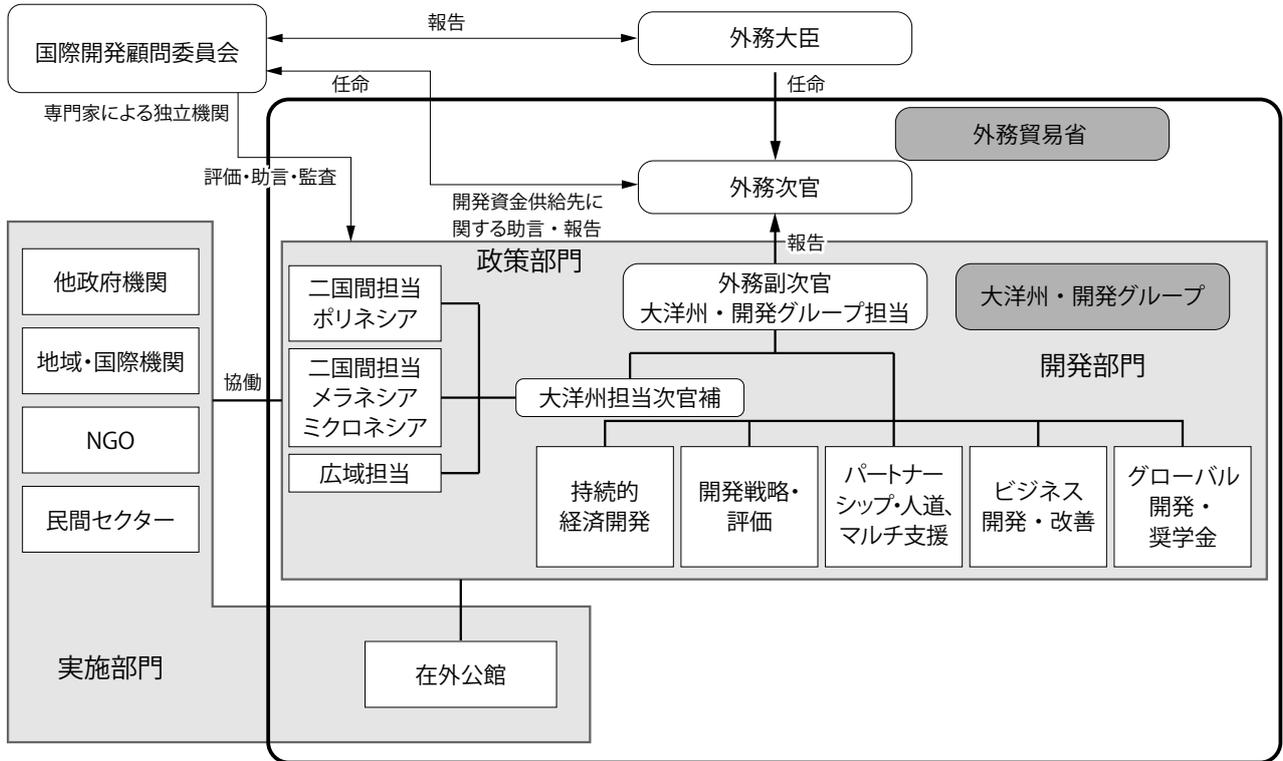
ニュージーランドでは、外務貿易省が政府の開発援助所掌機関と援助の実施機関を兼ねている。2016年までは、同省国際開発グループ（IDG：International Development Group）が援助政策の企画・立案から実施、評価にいたる業務を担っていたが、2017年、業務をより効率的に遂行するため、外務貿易省内の大洋州局とIDGが「大洋州・開発グループ」として統合され、同グループが年次報告書を作成している。同グループ内の経済開発担当関連部署は、開発戦略・評価局、ビジネス開発・改善局、グローバル開発・奨学金局、持続的経済開発局、パートナーシップ・人道援助・マルチ支援局がある。同外務貿易省の傘下に、NZ Aid（New Zealand Aid Programme、本部はウェリントン）があり、途上国を拠点に支援活動を実施している。

また、太平洋島嶼国地域における自然災害への対応や人命救助、被災地域支援については、政府全体でのアプローチを取っており、保健省、国防省、ニュージーランド警察、民間貿易危機管理庁（MCDEM）、ニュージーランド消防当局が協働して対応することとなっている。また、自然災害の被災地域における復興支援のため、ニュージーランドを拠点とする14のNGO団体がある。

● ウェブサイト

- ・ 外務貿易省2016-17年次報告：  
<https://www.mfat.govt.nz/en/media-and-resources/news/annual-report-2016-17/>
- ・ 外務貿易省2017-18年次報告：  
<https://www.mfat.govt.nz/en/about-us/mfat-annual-reports/mfat-annual-report-2017-2018/read-the-mfat-annual-report-2017-18>
- ・ 外務貿易省政府開発援助の優先事項：  
<https://www.mfat.govt.nz/en/aid-and-development/our-approach-to-aid/our-priorities/>
- ・ 2018-21年の支出計画：  
<https://www.mfat.govt.nz/en/aid-and-development/our-approach-to-aid/where-our-funding-goes/our-planned-aid-expenditure/>

# 援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

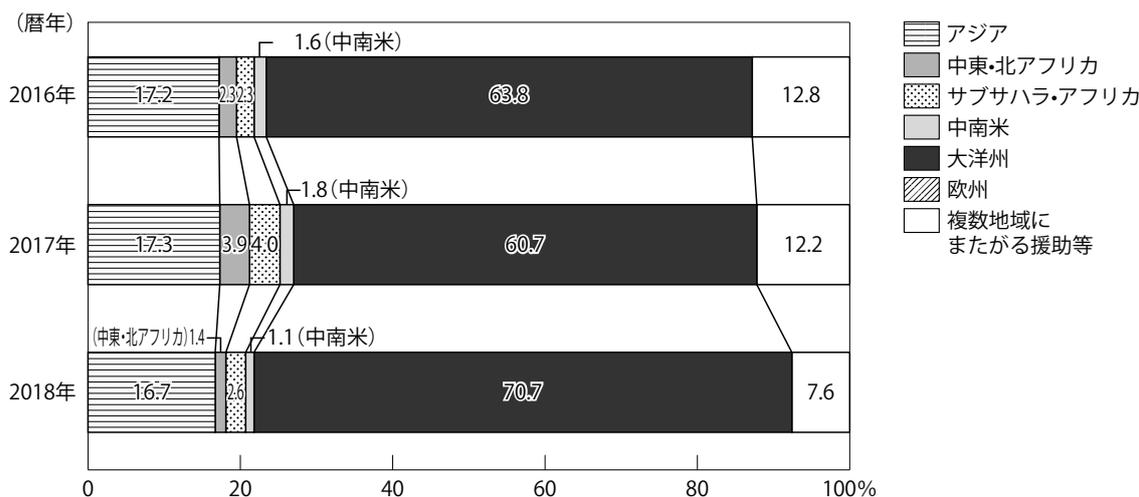
(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	バヌアツ	27.28	7.6	1	パプアニューギニア	22.54	6.1	1	パプアニューギニア	28.47	6.2
2	パプアニューギニア	23.29	6.5	2	ソロモン	18.58	5.0	2	[トケラウ]	26.87	5.8
3	トンガ	16.99	4.7	3	フィジー	16.77	4.5	3	クック	26.67	5.8
4	フィジー	16.42	4.6	4	バヌアツ	16.42	4.4	4	トンガ	22.56	4.9
5	サモア	14.79	4.1	5	サモア	15.50	4.2	5	ソロモン	22.20	4.8
6	ソロモン	14.26	4.0	6	キリバス	12.60	3.4	6	サモア	20.24	4.4
7	[トケラウ]	13.65	3.8	7	インドネシア	12.58	3.4	7	バヌアツ	17.08	3.7
8	クック	11.19	3.1	8	ニウエ	11.96	3.2	8	フィジー	17.00	3.7
9	キリバス	11.18	3.1	9	東ティモール	11.49	3.1	9	インドネシア	16.91	3.7
10	東ティモール	10.77	3.0	10	クック	11.41	3.1	10	ニウエ	16.11	3.5
10位の合計		159.82	44.3	10位の合計		149.85	40.4	10位の合計		214.11	46.3
二国間ODA合計		360.80	100.0	二国間ODA合計		370.61	100.0	二国間ODA合計		462.65	100.0

(注)  
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。  
 ・[ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

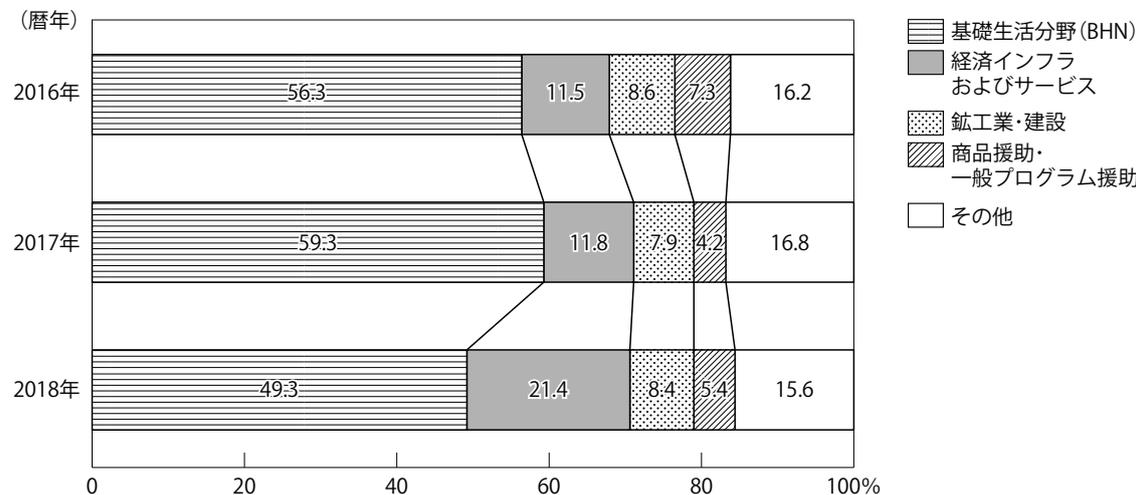
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 9 ノルウェー (Norway)

### 援助政策等

#### 1. 基本方針

ノルウェーは開発援助を重要外交政策の一つと位置付け、①経済開発、②民主化、③人権、④良い統治（グッドガバナンス）、⑤貧困撲滅の促進を目的に掲げている。重点分野は教育、人道支援、公衆衛生、民間セクター支援、気候変動、人権とされている。アンタイドかつ無償協力を基本とし、少なくとも2012年以降は毎年、全ての援助をアンタイドとしてOECDに報告している。ノルウェー政府公表の統計によれば、2018年は二国間援助が79%、多国間援助が21%を占めた。パートナーとしては国連機関や赤十字、NGOを重視し、国際機関を通じた援助が総額の56%を占める。

政府は従来、政府開発援助（ODA）額の対GNI比率1%達成を目標にODA予算を設定しており、2018年は総額346億3,493万クローネ（約42.6億米ドル<sup>(注1)</sup>）を支出。2018年は好調なノルウェー経済を背景に対GNI比は0.94%となったが、2019年および2020年も対GNI比1%を維持する見通し。

2018年5月、ノルウェーは受益国政府の汚職対策や税徴収システムの構築などのキャパシティ・ビルディング支援拡充に向け、技術協力支援を強化する方針を示した。このことから、ノルウェー技術専門家の人材・知見蓄積のための組織（Kunnskapsbanken）をノルウェー開発協力庁（Norad）の下に新たに設置。なお、ノルウェー外務省は各分野につき適宜、評価レポートと年次報告書を発刊している。

#### 2. 重点地域

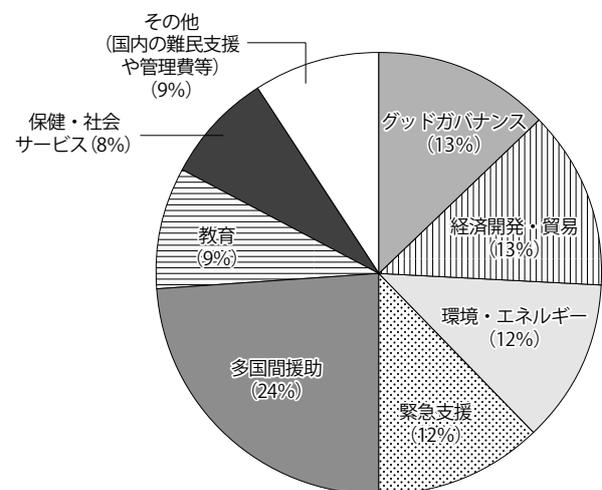
援助額の内訳を地域別に見ると、2018年はアフリカ地域が約19%（主要国は南スーダン、ソマリア、エチオピア、マラウイなど）、中南米地域が約5%（主要国はブラジル、コロンビアなど）、アジア地域が約7%（主要国はアフガニスタン、ネパール、ミャンマー、インドネシアなど）、中東地域が約9%（主要国・地域はシリア、パレスチナ、レバノンなど）、地理的に限定されない援助（マルチ援助を含む）が約60%となっている。国・地域別ではシリア（10億260万クローネ）（約1.2億米ドル<sup>(注1)</sup>）への支援額が3年連続最大で、アフガニス

タン、ブラジル、パレスチナが続く。ブラジルは、気候変動プログラムにおける最大の被援助国。なお、2018年は後発開発途上国への支援を増やし、支援全体の52%（63億クローネ（約7.7億米ドル<sup>(注1)</sup>））が後発開発途上国を対象に行われた。

#### 3. 重点分野

分野別では、持続可能な開発目標（SDGs）のうち、特に教育、グッドガバナンスと人権、ジェンダー平等、エネルギーおよび保健を優先する計画を明らかにしている。また、石油生産国としての自国の経験を踏まえ、独自の援助方針として「開発のための石油（Oil for Development）イニシアティブ」を策定し、資源収入の適切な管理・運用システム構築のための支援を実施。天然資源を産出する開発途上国において当該国民への裨益（自国の貧困対策資金への充当等）を図るとともに、利益配分をめぐる対立の防止を目指している。この中で、採取産業透明性イニシアティブ（EITI）にも注力し、支援国であると同時に先進国唯一の実施国として積極的に活動している。なお、ソールベルグ首相は国連SDGsアドボカシーグループの共同議長を務める。

また、ノルウェー政府は、持続可能な海洋の推進を最重要政策の一つとして位置づけ、海洋ごみ問題対策への支援を行うほか、熱帯林保全対策としてノルウェー国際気候森林イニシアティブ（The Norwegian International Climate and Forest Initiative）を通じ、通算250億クロー



注1：ノルウェー・クローネ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを適用。

ネ (約28.4億米ドル<sup>(注2)</sup>) を拠出 (2018年は約29億クローネ (約3.6億米ドル<sup>(注1)</sup>))。2018年はブラジルやインドネシアが同イニシアティブの対象国。

#### 4. 支援規模

##### (1) 援助開発予算額 (2019年度および2020年度) <sup>(注3)</sup>

###### ア 2019年度予算

2019年度当初予算における開発援助は約378億クローネ (約43.0億米ドル<sup>(注2)</sup>) で前年度から約25億クローネ (約2.8億米ドル<sup>(注2)</sup>) 増となり、対GNI比1%相当。重点分野は、①保健、②教育、③ビジネス開発・農業・再生可能エネルギー、④気候変動・環境・海洋、⑤人道支援の5つ。

- ① 保健分野：約48億クローネ (約5.5億米ドル<sup>(注2)</sup>)
- ② 教育分野：約37億クローネ (約4.2億米ドル<sup>(注2)</sup>)
- ③ ビジネス開発・農業・再生可能エネルギー：約47億クローネ (約5.3億米ドル<sup>(注2)</sup>)
- ④ 気候変動・環境・海洋分野：約48億クローネ (約5.5億米ドル<sup>(注2)</sup>)

- ⑤ 人道支援分野：約54億クローネ (約6.1億米ドル<sup>(注2)</sup>)

###### イ 2020年度予算

2020年度当初予算における開発援助は約392億クローネ (約44.6億米ドル<sup>(注2)</sup>) で前年度から約14億クローネ (約1.6億米ドル<sup>(注2)</sup>) 増となり、対GNI比1%相当。重点分野は、①人道支援、②気候変動・環境・海洋分野、③ビジネス開発・農業・再生可能エネルギー、④保健、⑤教育の5つ。

- ① 人道支援分野：約55億クローネ (約6.3億米ドル<sup>(注2)</sup>)
- ② 気候変動・環境・海洋分野：約52億クローネ (約5.9億米ドル<sup>(注2)</sup>)
- ③ ビジネス開発・農業・再生可能エネルギー分野：約45億クローネ (約5.1億米ドル<sup>(注2)</sup>)
- ④ 保健分野：約37億クローネ (約4.2億米ドル<sup>(注2)</sup>)
- ⑤ 教育分野：約37億クローネ (約4.2億米ドル<sup>(注2)</sup>)

##### (2) 過去の援助実績額

地域別・分野別・拠出先別内訳を含む実績は以下のとおり。

(単位:百万クローネ)

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
開発援助額 (総計)	32,045.7	34,485.6	36,791.0	34,117.9	34,634.9
<b>【地域別】</b>					
アフリカ	5,932.1	5,433.8	5,296.3	6,190.2	6,412.7
米州	2,155.7	1,922.4	1,750.2	1,412.9	1,555.2
アジア	2,675.2	2,674.8	2,498.9	2,364.1	2,268.4
欧州	627.0	757.1	464.1	552.8	595.1
オセアニア	10.2	19.7	11.7	9.2	14.1
中東	1,695.2	2,383.9	3,321.8	3,633.2	3,190.5
<b>【分野別】</b>					
ガバナンス	4,217.5	4,121.4	3,593.5	3,821.4	4,582.0
保健・社会サービス	2,609.9	2,429.4	2,393.7	2,762.7	2,685.2
環境・エネルギー	5,042.7	4,207.3	3,604.5	3,741.2	4,011.4
多国間援助	7,542.9	7,829.4	7,802.1	8,254.0	8,365.2
緊急支援	2,833.7	3,218.8	3,780.1	4,433.3	4,147.8
教育	1,810.1	2,473.6	3,171.3	3,155.1	3,016.8
経済開発・貿易	4,149.0	4,173.0	3,609.8	4,258.1	4,668.2
その他 (国内の難民支援や管理費等)	3,839.9	6,032.7	8,836.1	3,692.2	3,158.3

注2：ノルウェー・クローネ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2019年用レートを採用。

注3：出典:ノルウェー外務省プレスリリース

※ノルウェー政府が毎年共通の分野別での予算 (案) 発表をしていないことから、画一的に各項目の予算額を比較することは困難。

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
<b>【拠出先別】</b>					
国際機関	15,854.1	15,675.0	15,948.2	18,386.2	19,271.8
国内NGO	4,510.9	4,681.1	5,021.9	5,204.5	5,109.5
国際・地域NGO	2,534.1	2,475.0	1,973.7	2,152.8	2,378.3
国内・他ドナー国の 公共セクター	6,188.6	8,542.1	11,558.1	6,491.3	5,940.9
受益国政府の公共セクター	2,431.8	2,707.8	1,992.7	1,352.2	1,401.8
PPP	90.9	110.3	74.7	82.6	97.7
民間セクター	338.3	215.9	174.9	406.1	391.5
その他	97.0	78.3	46.7	42.3	43.3

\* 出典：Norad

## 実施体制

ノルウェーにおいては2018年1月のソールベルグ改造内閣の発足にともない、外務省組織内に国際開発大臣ポストが新設された。援助政策の責任は対象地域や拠出先等によって外務大臣と国際開発大臣に分けられている。外務大臣は安全保障との関連から、欧州安全保障協力機構（OSCE）地域、中東、北アフリカおよびアフガニスタンの開発援助政策（人道支援を含む）を所管。国際開発大臣はその他地域の開発援助、国連機関、世銀や地域開発銀行などと連携した支援を担当。

国際開発大臣の監督のもと、外務省の外局であるノルウェー開発協力庁（Norad）が中心となり援助を実施する。また、関連機関としてノルウェー開発途上国投資基金（Norfund）がある。

### 1. 外務省

国際機関を通じた援助および二国間援助は原則外務省（主に在外公館）で実施される。同省は外務大臣および国際開発大臣のもとで援助政策の立案、国別援助戦略の策定、援助の実施を担当する。対外援助は重要外交政策であることから、国会が政策・予算の策定に大きく関与している。主要援助受取国の選定を含む援助政策は外務大臣および国際開発大臣と国会の協議を経て決定される。

### 2. Norad・Norfund

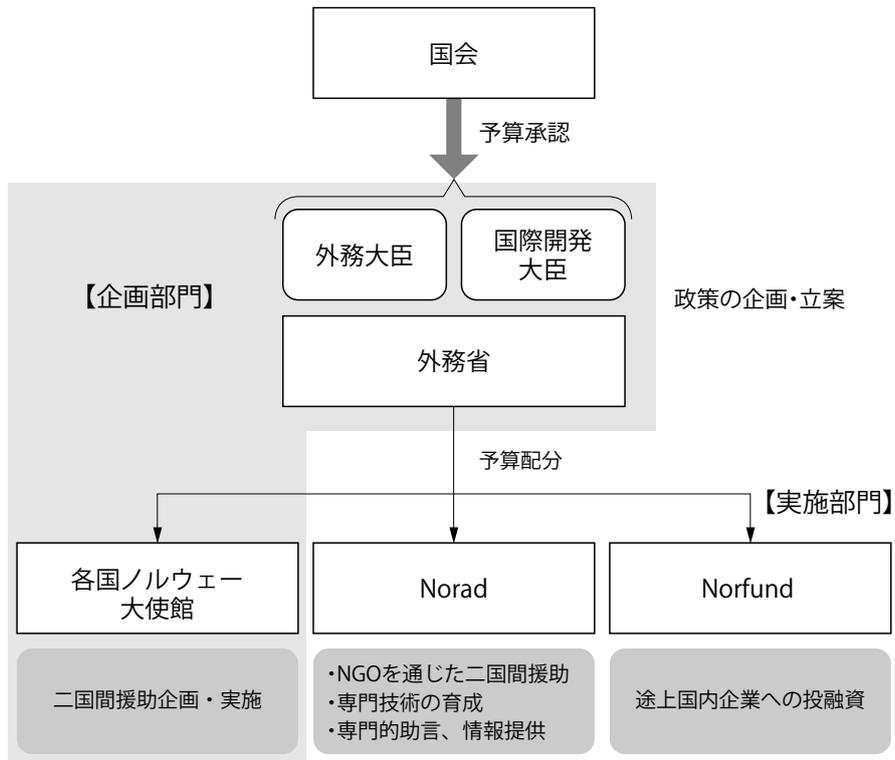
Noradは援助政策の重要なパートナーであるNGOに加え、国際機関や研究機関、途上国で活動するノルウェー企業を通じた資金支援という形で援助の一部（2018年は援助総額の約30%）を実施している。また、援助の効率的実施に向けた専門的助言および情報提供、実施状況のモニタリングならびに評価を担当する。一方、Norfundは途上国の貧困削減と持続可能な産業への貢献を目的として、途上国における高収益かつ持続性のある事業に投融資および融資保証を実施している。

2018年には、新たに35億1,100万クローネ（約4.3億米ドル<sup>(注1)</sup>）を投資し、同年末時点の投資確約金額は222億5300万クローネ（約27.3億米ドル<sup>(注1)</sup>）となっている。新規投資の内訳を見ると、主な投資先は後発開発途上国（34%）であり、分野別では再生可能エネルギーへの投資が50%（約18億クローネ〈約2.2億米ドル<sup>(注1)</sup>）で、金融機関への投資が31%、食料・農業への投資が7%となっている。

#### ● ウェブサイト

- ・ノルウェー外務省（開発援助関連ページ）：  
[http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/selected-topics/development\\_cooperation.html?id=1159](http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/selected-topics/development_cooperation.html?id=1159)
- ・ノルウェー開発庁（Norad）：  
<https://www.norad.no/en/front/>
- ・ノルウェー開発途上国投資基金（Norfund）：  
<https://www.norfund.no/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

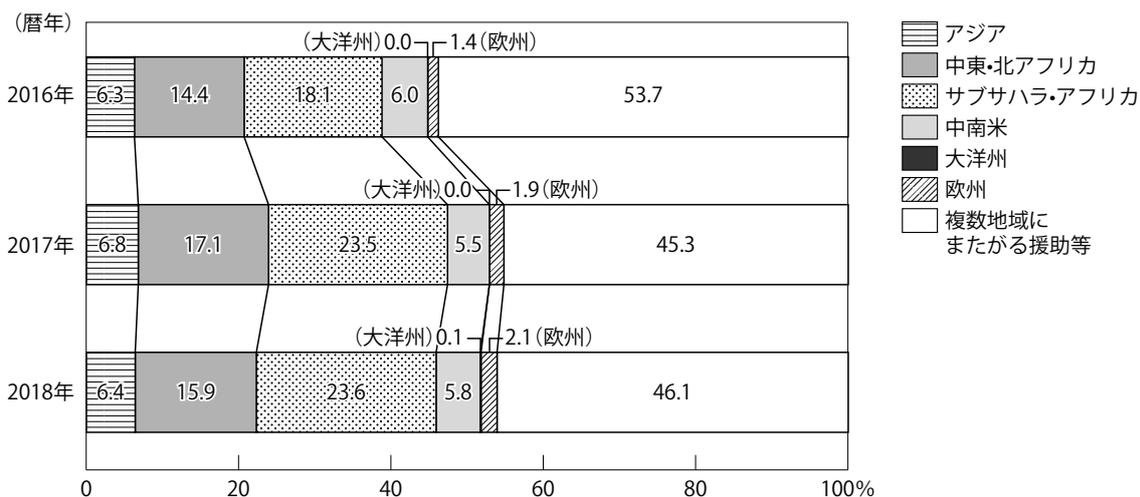
(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	シリア	121.68	3.5	1	シリア	129.56	4.1	1	シリア	123.56	3.8
2	ブラジル	111.55	3.2	2	アフガニスタン	75.23	2.4	2	アフガニスタン	97.78	3.0
3	アフガニスタン	82.85	2.4	3	南スーダン	73.04	2.3	3	ブラジル	84.31	2.6
4	[パレスチナ]	69.14	2.0	4	[パレスチナ]	70.88	2.2	4	[パレスチナ]	78.59	2.4
5	南スーダン	68.73	2.0	5	ソマリア	66.11	2.1	5	南スーダン	76.26	2.3
6	レバノン	65.05	1.9	6	レバノン	63.49	2.0	6	ソマリア	66.79	2.0
7	マラウイ	62.94	1.8	7	コロンビア	62.56	2.0	7	レバノン	64.85	2.0
8	インドネシア	54.43	1.6	8	エチオピア	60.19	1.9	8	エチオピア	64.40	2.0
9	エチオピア	52.87	1.5	9	マラウイ	58.86	1.9	9	マラウイ	58.86	1.8
10	イラク	48.00	1.4	10	ブラジル	54.80	1.7	10	コロンビア	50.64	1.5
10位の合計		737.24	21.2	10位の合計		714.72	22.7	10位の合計		766.04	23.4
二国間ODA合計		3,473.95	100.0	二国間ODA合計		3,150.51	100.0	二国間ODA合計		3,274.96	100.0

(注)  
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。  
 ・[ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

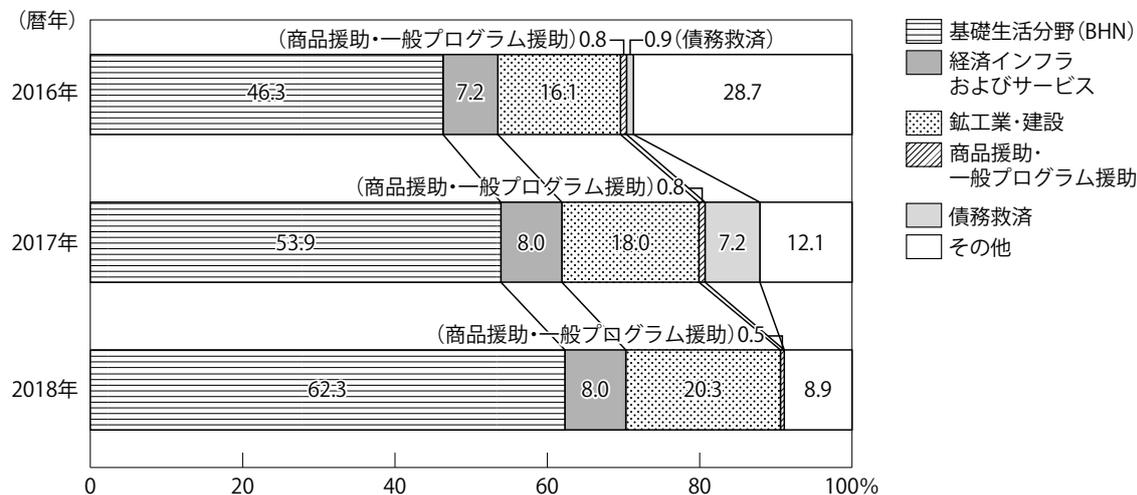
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 10 ポルトガル (Portugal)

### 援助政策等

#### 1. 基本法・基本方針

「ポルトガル協力のための戦略的コンセプト2014-2020 (Conceito Estratégico da Cooperação Portuguesa 2014-2020)」(2014年3月7日付閣議決定第17/2014号。以下、戦略的コンセプト)は、ポルトガルの開発協力を外交政策の重要な柱と位置付け、国内の主要政治勢力および市民社会との間の広範なコンセンサスに基づき、人権、民主主義および法の支配を尊重しつつ、受益国の貧困削減および持続可能な開発を踏まえながらも、ポルトガルの国益に資するべきものとしている。同戦略的コンセプトの主要政策は、①持続可能な開発のための協力、②教育および能力のための開発支援、③緊急・人道支援と規定されている。

二国間援助対象地域・国は、歴史的・言語的につながりが深く、ポルトガル語を公用語とするアフリカ諸国(PALOP)および東ティモールであり、重点分野は、教育・科学、保健、制度的能力、社会的包摂・雇用のほか、受入れ国のニーズに合わせて、ポルトガルの支援の強みを生かしたグリーン成長、エネルギー、農村・海洋発展などが対象とされている。

多国間援助戦略については、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づき、欧州連合(EU)、国連、経済協力開発機構(OECD)、ポルトガル語圏諸国共同体(CPLP)、イベロアメリカ首脳会議、地域開発銀行などとの連携を通じて行い、二国間援助対象地域外にも力を注いでいる。

#### 2. 援助規模

カモンイス協力言語院<sup>(注1)</sup>が公表したポルトガルの2018年のODA実績(暫定値)は、3.15億ユーロ(約3.7億米ドル<sup>(注2)</sup>) (前年3.37億ユーロ、約6.5%減)で、多国間援助が69%(2.17億ユーロ(約2.56億米ドル<sup>(注2)</sup>))、二国間援助が33%(1.04億ユーロ(約1.23億米ドル<sup>(注2)</sup>))を占める。PALOP諸国4か国(モザンビーク、カーボベルデ、サントメ・プリンシペ、ギニアビサウ)および東ティモールで、二国間援助額(支出純額ベース)の約70%弱を占めている。このうち、モザンビーク(2,500

万ユーロ(約3,000万米ドル<sup>(注2)</sup>))、カーボベルデ(1,600万ユーロ(約1,900万米ドル<sup>(注2)</sup>))、東ティモール(1,350万ユーロ(約1,600万米ドル<sup>(注2)</sup>))が援助対象上位3か国となっている。

### 実施体制

#### 1. カモンイス協力言語院

カモンイス協力言語院<sup>(注1)</sup>はポルトガル外務省の監督下に置かれており、行政自治権を持つ機関である。また、ポルトガルの開発援助政策の総合的調整機関として機能しており、各省庁をはじめ、民間セクター、NGOなどと連携・調整の上でポルトガルの開発援助政策を策定している。主な役割は、自らの開発援助予算の管理に加え、開発援助活動の指導・調整・データ収集を行うことであり、ポルトガル外交政策の戦略的方針に従い、開発援助活動を行っている。職員数は173人(2018年)であり、活動計画書および年次報告書等の提出が義務付けられている(後述のウェブサイトに掲載)。

#### 2. カモンイス協力言語院と各アクターとの関係

##### (1) 省庁間委員会(CIC)

外務・国際協力担当副大臣が委員長を務め、開発援助プログラムを実施している10の省庁の国際関係局責任者および首相補佐官等で構成されている。2年ごとに総会が開催されるほか、委員長もしくはメンバーの3分の1の要請がある場合には特別会合も開催される。CICは各種開発援助プログラムの調整および諮問機関的役割を担っており、委員会メンバーは各省庁に開発政策の指針伝達、および省庁レベルでの協力調整を行う。

##### (2) 民間セクター

ポルトガルのODAにおいて民間セクターは重要なパートナーとなっており、受益国の民間セクターとの共同作業や民間ならではの機動性を生かし、現場に根ざしたODAを行うために重要な役割を果たしている。2008年には政府が60%を出資し、SOFID (Sociedade para o Financiamento do Desenvolvimento, Instituição Financeira de Crédito, S.A.) と呼ばれる政

注1：2012年末、当国の政府開発援助(ODA)を担っていたポルトガル開発援助庁(IPAD)は統合され、新たにカモンイス協力言語院が設置された(IPADの権限は同機関へ移譲)。

注2：ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを適用。

府系開発支援銀行を設立し、受益国の民間セクターの持続可能な開発への支援を行っている。

(3) NGO

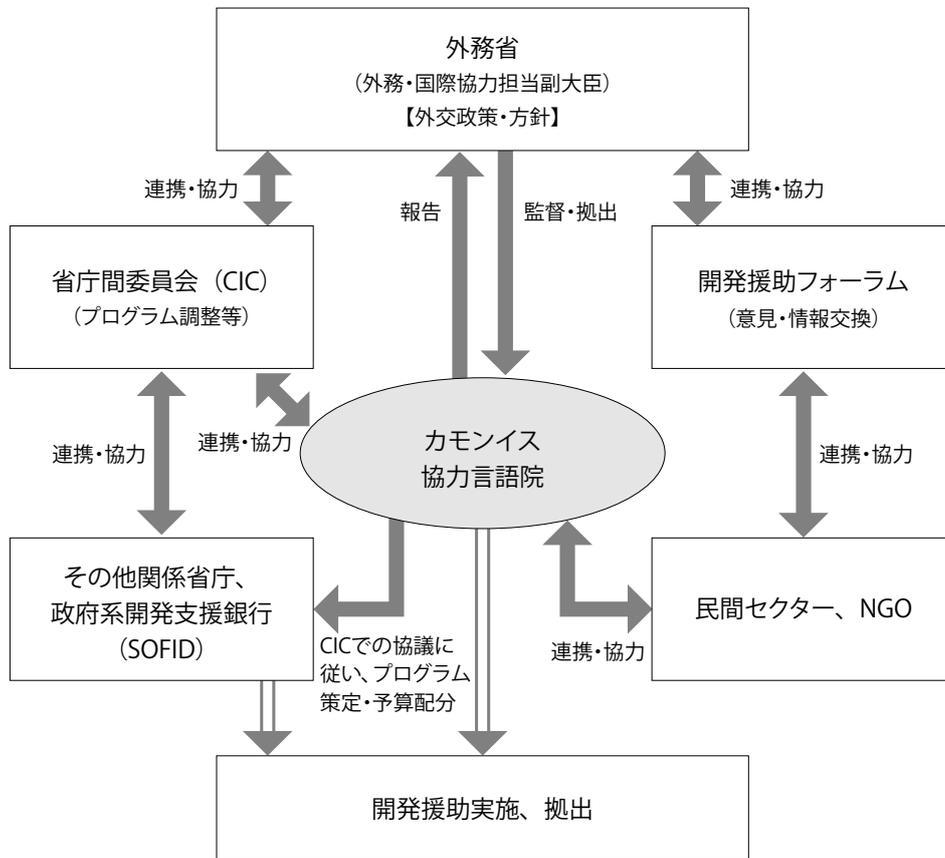
カモンイス協力言語院の開発予算の中にNGOに関する特別予算が組まれるなど、NGOは伝統的に重要なパートナーと位置づけられている。また、カモンイス協力言語院が事務局機能を担い、外務・国際協力担当副大臣が長をつとめる「開発援助フォーラム」が定

期的に開催されており、政府とNGOや大学との間で開発援助政策に関する意見・情報交換を行っている。このフォーラムは開発問題に関する諮問機関としての役割も果たしている。

● ウェブサイト

- ・カモンイス協力言語院：  
<https://www.instituto-camoes.pt/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

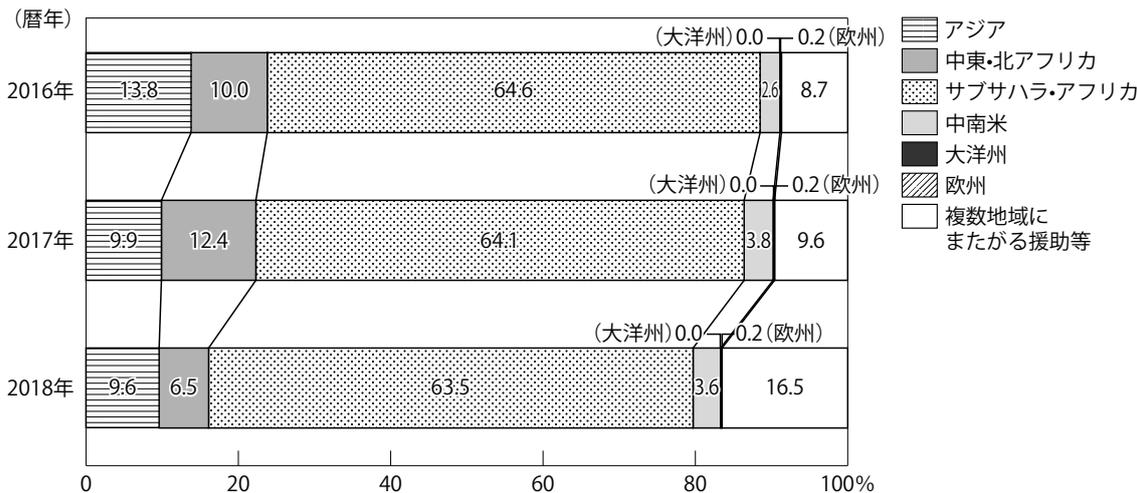
(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	モザンビーク	41.12	23.6	1	モザンビーク	45.63	27.4	1	モザンビーク	53.98	28.8
2	カーボベルデ	33.95	19.5	2	カーボベルデ	26.95	16.2	2	カーボベルデ	21.28	11.3
3	サントメ・プリンシペ	15.53	8.9	3	東ティモール	15.44	9.3	3	東ティモール	15.95	8.5
4	東ティモール	14.58	8.4	4	サントメ・プリンシペ	12.23	7.3	4	サントメ・プリンシペ	15.48	8.3
5	ギニアビサウ	12.97	7.5	5	シリア	12.21	7.3	5	ギニアビサウ	12.90	6.9
6	中国	8.84	5.1	6	ギニアビサウ	10.64	6.4	6	シリア	6.39	3.4
7	シリア	7.82	4.5	7	モロッコ	5.01	3.0	7	アンゴラ	4.93	2.6
8	モロッコ	6.96	4.0	8	アンゴラ	4.71	2.8	8	ブラジル	3.85	2.1
9	アンゴラ	5.19	3.0	9	ブラジル	3.26	2.0	9	モロッコ	2.68	1.4
10	ブラジル	2.30	1.3	10	アフガニスタン	1.95	1.2	10	南アフリカ	1.38	0.7
10位の合計		149.26	85.8	10位の合計		138.03	82.8	10位の合計		138.82	74.0
二国間ODA合計		174.04	100.0	二国間ODA合計		166.63	100.0	二国間ODA合計		187.55	100.0

(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

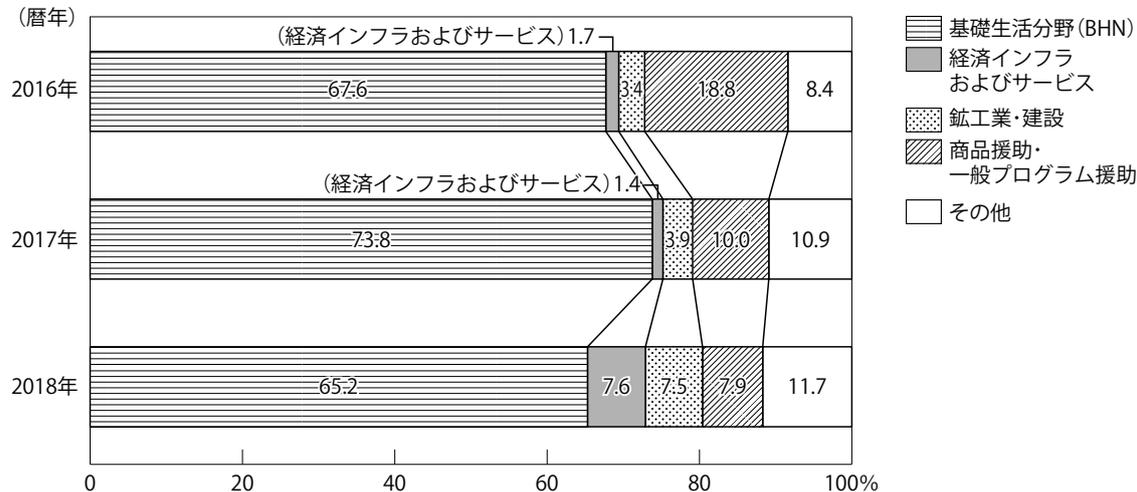
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 11 韓国 (Republic of Korea)

### 援助政策等

#### 1. 基本法・基本方針

韓国は、2010年1月、韓国の開発援助の目的、定義、基本精神、原則、国際開発協力委員会を中心とする実施体制等について定めた「国際開発協力基本法」（以下、基本法）を制定し、法的基盤を整えた（同年7月に施行）。

同年10月、国際開発協力委員会において、韓国の開発援助の政策的基盤となる「国際開発協力先進化策」（以下、先進化策）が決定された。先進化策を具体化するための中期戦略である「国際開発協力基本計画」、年次計画である「国際開発協力総合施行計画」も、それぞれ国際開発協力委員会において決定されている。2015年には、第2次国際開発協力基本計画（2016～2020）が同委員会において決定された。韓国政府は、第2次国際開発協力基本計画に従って、ODAの規模を徐々に拡大し、2020年までに国民総所得（GNI）対比ODA比率0.20%まで高めることとODA制度のさらなる先進化を目標に掲げている。また、国際開発協力先進化の一環として、ODAの選択・集中を強化するため、有償・無償援助の重点協力対象国を選定し、該当国に対する国別協力戦略を作成している。

2017年5月に発足した文在寅（ムン・ジェイン）政権は、同年7月に発表した「文在寅政権 国政運営5か年計画」において、①新興経済国との協力拡大、②気候変動問題への積極的な対応、③開発協力を通じた若年雇用の創出、④体系的・統合的・効果的な開発協力事業の実施などを挙げた。

2020年に発表された「国際開発協力総合施行計画」では、①持続可能な開発目標（SDGs）の推進などグローバルな価値および国家戦略に符合する事業の成果の拡

大、②事業推進基盤の強化、③事業管理方式の改善などが挙げられた。

#### 2. 援助規模

2020年のODA予算総額は、約3兆4,270億ウォン（韓国ウォンベースで前年比約7.1%増、約29.4億米ドル<sup>(注1)</sup>）。うち二国間援助は約2兆7,750億ウォン（約23.8億米ドル<sup>(注1)</sup>）で、そのうち無償資金協力約1兆5,901億ウォン（約13.6億米ドル<sup>(注1)</sup>）、有償資金協力は約1兆1,849億ウォン（約10.2億米ドル<sup>(注1)</sup>）規模<sup>(注2)</sup>。

#### 3. 重点分野・地域

第2次国際開発協力基本計画（2016～2020）は、有償資金協力について、グリーン成長、経済インフラ（交通、エネルギー、農業）、社会インフラ（教育、保健、ガバナンス）を重点分野としている。無償資金協力については、5大重点分野として教育、保健、公共行政、農林水産、産業エネルギーを挙げている。

2020年の分野別予算配分は、交通（13.6%）、教育（10.4%）、保健（10.0%）、農林水産（9.9%）、産業エネルギー（8.8%）、公共行政（8.4%）、環境（7.9%）、人道支援（6.0%）、その他（25.0%）の順となっている。

先進化策では、二国間援助予算の地域配分をアジア（55%）、アフリカ（20%）、中南米（10%）、中東・CIS（10%）、オセアニア等（5%）とする旨定めている。また、26か国の「重点協力国」<sup>(注3)</sup>に対しては、二国間援助予算の70%を配分するとしていたが、その後、2015年に「重点協力国」は24か国に見直された<sup>(注4)</sup>。

2020年に立案された「国際開発協力総合施行計画」では、文在寅政権の主要政策である新南方<sup>(注5)</sup>・新北

注1：ウォン/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2019年年用レートを適用。

注2：出典：韓国政府発表「2020年国際開発協力総合施行計画」

注3：アジア11か国（ベトナム、インドネシア、カンボジア、フィリピン、バングラデシュ、モンゴル、ラオス、スリランカ、ネパール、パキスタン、東ティモール）、アフリカ8か国（ガーナ、コンゴ民主共和国、ナイジェリア、エチオピア、モザンビーク、カメルーン、ルワンダ、ウガンダ）、中東・CIS2か国（ウズベキスタン、アゼルバイジャン）、中南米4か国（コロンビア、ペルー、ボリビア、パラグアイ）、オセアニア1か国（ソロモン諸島）。

注4：アジア11か国（バングラデシュ、カンボジア、インドネシア、ネパール、フィリピン、パキスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム、スリランカ）、アフリカ7か国（エチオピア、ガーナ、モザンビーク、ウガンダ、ルワンダ、セネガル、タンザニア）、中東・CIS2か国（アゼルバイジャン、ウズベキスタン）、中南米4か国（ボリビア、パラグアイ、コロンビア、ペルー）。

注5：新南方政策：文在寅大統領が2017年11月に開催された「韓国－インドネシアビジネスフォーラム」の基調演説において具体的に公式発表した外交政策であり、人（People）・平和（Peace）・共生繁栄（Prosperity）という「3P」を基本理念に、ASEAN諸国およびインドなどアジア各国との協力レベルを高め、周辺4大国（日米中露）レベルに引き上げることを核心とする。この背景には、韓国におけるTHAAD配備を契機とする中国との摩擦から、中国への依存度が高い貿易を多角化すること、物品貿易だけでなく、技術・文化・人など、経済的交流の領域を拡大していくことが挙げられる。

方<sup>(注6)</sup>政策等との連携強化が掲げられている。特に、2020年の新南方地域（ASEAN、インド）に対するODAの規模は計7,701億ウォンであり、前年比25%増加している。また、2019年11月に韓国・釜山市で開催された第3回韓ASEAN特別首脳会議の共同記者発表で、2022年までに新南方地域に対するODAを2倍以上に拡大する方針が発表された。

なお、2020年予算における地域別予算配分は、アジア（39.4%）、アフリカ（17.9%）、中南米（6.3%）、中東・CIS（4.9%）、オセアニア（0.6%）、その他（30.9%）となっている。

#### 4. 他国・機関等との連携

##### (1) 我が国との協力関係

韓国は、我が国との開発政策対話を定期的に開催してきた。2017年11月に東京において開催された「第18回日韓開発政策対話」において、両国はそれぞれの開発協力政策や持続可能な開発のための2030アジェンダ、国際保健、開発協力政策に関する民間との連携など、様々な開発課題に対する両国の取組につき意見交換を行った。また、アジアにおける2か国だけのDACメンバーとして、開発課題の解決に向けて引き続き二国間および国際場で協力していくことを確認した。

##### (2) その他の国・機関等との連携

韓国政府は、持続可能な発展目標（SDGs）達成に寄与するため、供与国、発展途上国、国際機関、市民団体、企業等が参加する釜山グローバル・パートナーシップ・フォーラムを開催している。

韓国は、英国やEUをはじめとする主要ドナー国とも開発政策に係る協議を実施しているほか、UNDP、WFP、UNICEF、WHO、UNHCRを5大重点協力機関と位置付け、このうちUNDP、WFP、UNICEFとは定例の政策協議を行っている。また、世界銀行、地域開発銀行（アジア開発銀行、米州開発銀行等）との協力を持続的に拡大することを掲げている。2020年5月には、アジア開発銀行の年次総会が韓国・仁川市で開催される予定である。

また、韓国国内では、2012年に政府、韓国国際協力団（KOICA）、企業、市民社会、学会、国際機関な

どが連携して無償援助を行うための官民協力プラットフォーム（DAK：Development Alliance Korea）を結成したほか、2019年に「国際開発協力分野の政府－市民社会パートナーシップ基本政策」を定め、政府と市民社会による政策協議の機会を定例化したり、開発途上国の市民社会との協力を推進するなど、韓国内外の市民社会との連携強化を図っている。

### 実施体制

#### 1. 総括および調整機関

##### (1) 国際開発協力委員会

国際開発協力に関する政策を総合的・体系的に推進するため、基本計画や施行計画を含む主要事項に関する審議・調整を行う。国務総理を委員長とし、外交部長官、企画財政部長官、国務調整室長、大統領令で定める中央行政機関および関係機関・団体の長、有識者など最大25名で構成される（以上、基本法第7条）。2014年3月に初のODA白書を発刊し、2017年8月には同白書の改訂版を発刊した。

##### (2) 国務調整室開発協力政策官室

国際開発協力委員会の事務局としての役割を果たすとともに、国際開発協力委員会の決定等に従い、ODA統合戦略の策定および履行状況のチェック、国際開発協力関連関係機関協議体の運営、国際開発協力の事業評価等を行う。

#### 2. 所掌政府機関

##### (1) 外交部

無償資金協力を所掌。無償資金協力分野の基本計画および施行計画の作成、履行状況のチェック、実施機関（KOICA）との調整等を行う。

##### (2) 企画財政部

有償資金協力を所掌。有償資金協力分野の基本計画および施行計画の作成や履行状況の点検を行うとともに、実施機関（対外経済協力基金）と協力しながら事業の発掘および評価等を行う。

#### 3. 実施機関

##### (1) 韓国国際協力団（KOICA）

外交部傘下にある、無償資金協力の実施機関。職員

注6：新北方政策：ロシアやモンゴル、中央アジア等の国々との経済協力を拡大し、韓国経済の新たな成長エンジンを創出するとともに、朝鮮半島の平和と繁栄の基礎を築くことを目指すとする文在寅政権の外交政策である。特に、南北関係の進展を前提として、ロシアとの間で鉄道やガス、電力などの分野における連携・協力を強化する意図があるとされる。

数は573名（2019年12月31日時点）。海外44か国に在外事務所を有する。2020年予算は、9,405億ウォン（約8.1億米ドル<sup>(注1)</sup>）（うち、政府からの拠出金：8,215億ウォン（約7.0億米ドル<sup>(注1)</sup>））であり、このうちODA事業予算は8,454億ウォン（約7.3億米ドル<sup>(注1)</sup>）である。

(2) 対外経済協力基金（EDCF）

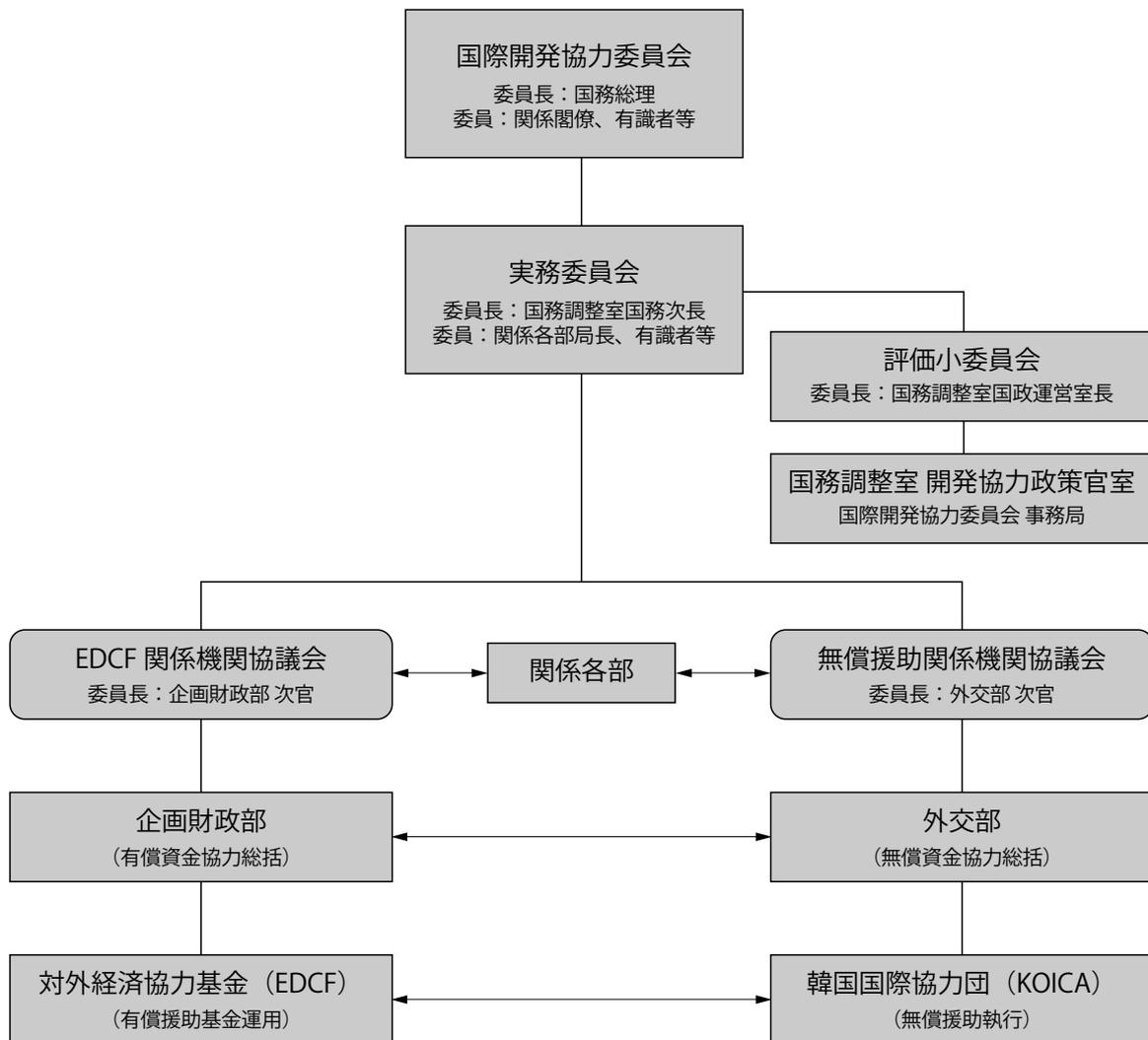
韓国輸出入銀行内に設置された基金で、有償資金協力を実施している組織である。職員数は135名（2019年1月時点）。海外14か所に同基金の海外事務所を有している。2020年は1兆1,849億ウォン（約10.2億米ドル<sup>(注1)</sup>）の事業（34か国、161事業）を承認した。

1987年設立以降2018年末までに55か国、419の事業に対し17兆8,532億ウォン（約153.2億米ドル<sup>(注1)</sup>）の承認を行い、累計執行額は8兆1,535億ウォン（約70.0億米ドル<sup>(注1)</sup>）である。

● ウェブサイト

- ・ 韓国のODA政策総合サイト：  
<http://www.odakorea.go.kr/>
- ・ 外交部：<http://www.mofa.go.kr/>
- ・ 韓国国際協力団（KOICA）：<https://www.koica.go.kr/>
- ・ 対外経済協力基金（EDCF）：  
<https://www.edcfkorea.go.kr/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

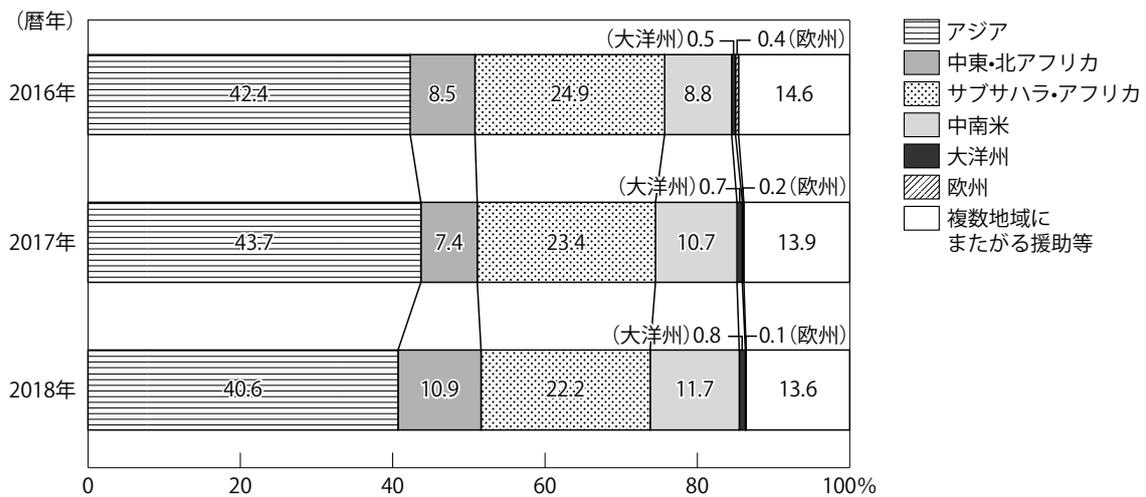
(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ベトナム	185.40	11.4	1	ベトナム	187.73	11.0	1	ベトナム	157.99	8.3
2	タンザニア	64.28	4.0	2	ミャンマー	77.61	4.6	2	エチオピア	84.24	4.4
3	フィリピン	63.34	3.9	3	カンボジア	71.13	4.2	3	モンゴル	80.10	4.2
4	エチオピア	61.59	3.8	4	ウズベキスタン	58.80	3.5	4	バングラデシュ	78.38	4.1
5	カンボジア	57.32	3.5	5	インドネシア	57.87	3.4	5	エジプト	77.90	4.1
6	アフガニスタン	51.36	3.2	6	ラオス	56.20	3.3	6	タンザニア	73.27	3.8
7	インドネシア	50.47	3.1	7	ガーナ	47.99	2.8	7	ラオス	72.53	3.8
8	ミャンマー	47.31	2.9	8	エチオピア	46.95	2.8	8	カンボジア	65.23	3.4
9	モザンビーク	46.01	2.8	9	フィリピン	40.92	2.4	9	フィリピン	64.92	3.4
10	モンゴル	42.88	2.6	10	バングラデシュ	40.80	2.4	10	コロンビア	61.67	3.2
10位の合計		669.96	41.3	10位の合計		686.00	40.3	10位の合計		816.23	42.8
二国間ODA合計		1,622.45	100.0	二国間ODA合計		1,702.25	100.0	二国間ODA合計		1,906.60	100.0

(注)  
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

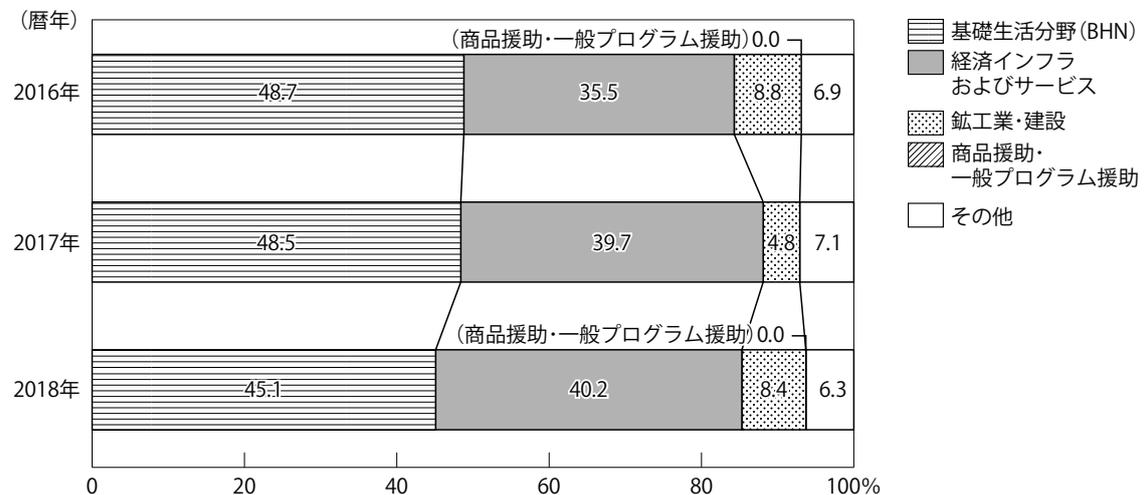
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 12 スペイン(Spain)

### 援助政策等

#### 1. 基本法・基本方針

##### (1) 基本法

「国際開発協力に関する1998年7月7日付法律23/1998号」(以下、国際開発協法力法)は、スペインの国際開発協力政策の法的枠組み、目標および優先課題、協力手段、管轄機関の役割分担、国際協力への参加などを規定している。開発協力政策については、最貧国および完全な民主主義体制の構築に向けた移行過程にある国において、人権および基本的権利の擁護・保護、経済・社会的ニーズの充足および環境の保護・再生に関わる協力を推進すると定めている(第1条)。

##### (2) 基本方針

国際開発協法力法では、スペインの開発協力政策は基本計画を通じて実施されると規定されている(第8条)。外務・EU・協力省は4年毎に基本計画を策定し、国際開発協力政策の大綱および基本指針を盛り込むほか、それぞれの目標、優先課題、優先地域および予算を定めている。また、年次報告書を通じて、基本計画に含まれるプロジェクトの追跡・評価を取りまとめている。現行の「スペイン国際協力基本計画(以下、国際協力基本計画)2018-2021年期」(2018年3月24日付閣議承認)は、国連の持続可能な開発のための2030アジェンダの17のグローバル目標をスペイン開発協力の戦略目標と定め、特に、再生可能エネルギーへのアクセス、インフラ・産業化・イノベーションの推進、持続可能な都市づくり、責任ある生産・消費の促進、気候変動対策および海洋・陸上資源の保全と持続可能な利用について、中長期的に重点を置くべき課題としている。

開発協力はスペインの外交政策の最も重要な手段の1つであり、スペイン国民、中央政府、地方政府、民間企業、大学・研究機関および市民団体(NGOおよび労働組合)のコンセンサスのもとで実施されている。

#### 2. 援助規模

スペイン国際開発協力庁(AECID)が公表したODAの実績は、2009年に50億1,600万ユーロ(約69億8,500万

米ドル<sup>(注1)</sup>)に達したが、その後の経済危機を受けて実施された緊縮財政政策により、2014年には15億9,600万ユーロ(約21億1,800万米ドル<sup>(注2)</sup>)にまで削減された。現在、スペイン経済は回復基調にあり、政府は今後、ODA予算を危機前の水準まで引き上げていく予定である。

2018年のODA実績の総額は、前年比4.67%減の25億562万ユーロ(29億5,718万米ドル<sup>(注3)</sup>)、GNI比で0.20%となった。

2019年度の国家予算が議会で否決されて不成立となり、憲法等の規定に基づき2018年度予算が継続的に執行されており、2019年12月に至るまで2019年度予算成立の目処が立っていない。そのため、2019年のODA予算についても2018年と同額であると推定されるが、2019年の正式なODA予算総額は未公表。

#### 3. 重点地域

国際協力基本計画2018-2021年期は、貧困、人間開発、不平等および脆弱性の4つのパラメーターに照らして、以下の21か国・地域を重点地域と定めている。なお、西サハラについては、引き続き人道支援が提供される。

- ・中南米(12か国):ハイチ、ボリビア、コロンビア、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パラグアイ、ペルー、ドミニカ共和国
- ・アフリカ(7か国):エチオピア、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ニジェール、セネガル、モロッコ
- ・アジア(1か国):フィリピン
- ・中東(1地域):パレスチナ

#### 4. NGOの活用

国際協力基本計画2018-2021年期は、開発NGOを重要なパートナーと位置付けており、開発協力政策における開発NGOの役割・協力体制・資金協力に関する枠組みを定めている。現在、スペイン国際開発協力庁(AECID)に登録されている開発NGOは2,000団体以上に上り、世界100か国以上で様々な事業を展開している。そのうち42団体は認定開発NGOに指定されており、同省庁との

注1:ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2009年用レートを採用。

注2:ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2014年用レートを採用。

注3:ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを採用。

協力合意を通じて、人権保護（教育、水および医療へのアクセス含む）、法治国家体制の強化、包摂的な成長の推進や緊急救済活動に取り組んでいる。

### 5. 民間セクターとの連携

開発途上国の経済成長、雇用創出、所得向上、投資ファイナンスなどにおいて民間企業の役割は不可欠であることから、国際協力基本計画2018-2021年期は、開発協力目標に貢献する環境的および社会的責任あるビジネスの促進に重点を置き、既存の官民パートナーシップや新たな協力体制を通じて、包摂的ビジネスの推進、共有価値の創造、企業の社会的責任の促進、人権保護や成長に向けたイノベーション創出に取り組んでいる企業との連携を優先している。

#### 実施体制

外務・EU・協力省国際協力長官傘下のスペイン国際開発協力庁（AECID：Agencia Española de Cooperación Internacional para el Desarrollo）が、国際開発協力法の下で実施されるスペインの国際開発協力政策の実施機関である。国際協力基本計画に沿って、開発途上国における貧困削減および持続可能な開発のための人材育成に向

けた国際開発協力政策の推進、運用および実施を担っている。国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」および持続可能な開発目標（SDGs）が政策実施の際の基準となっている。

AECID在外事務所は、世界各地に所在する在外公館の配下に置かれ、海外での業務運営および政策実施を担うとともに、その他の公共行政機関が推進する国際開発協力計画の実行に協力している。在外事務所数は48に上り、主に中南米地域に集中している。

2019年度のAECID予算は3億2,600万ユーロ（約3億6,500万米ドル<sup>注4</sup>）（前年と同額）。職員数は国内外合わせて877名（2019年1月時点）。

#### ● ウェブサイト

- ・ スペイン国際開発協力庁（AECID）：  
<http://www.aecid.es/es/>

#### ● 参考資料

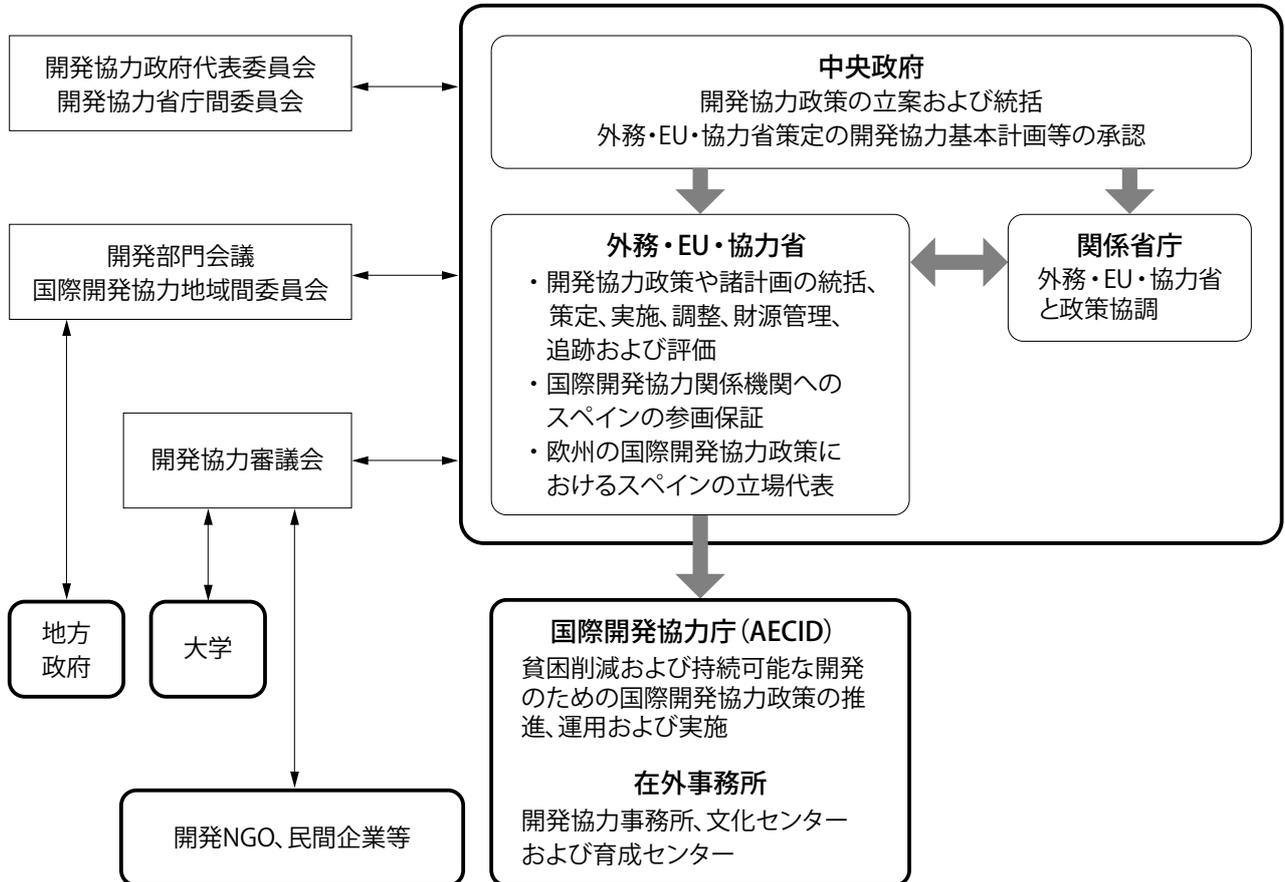
- ・ “Ley 23/1998, de 7 de julio, de Cooperación Internacional para el Desarrollo”
- ・ “V Plan Director de la Cooperación Española 2018—2021”

注4：ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2019年用レートを適用。

## 援助実施体制図

国際開発協力法に基づいた援助実施体制は以下のとおり：

- ・ 政策統括機関：中央政府、外務・EU・協力省、関係省庁
- ・ 政策実施機関：関係省庁、地方政府、国際開発協力庁（AECID）および在外事務所、大学、民間企業、NGO
- ・ 諮問調整機関：開発協力政府代表委員会、開発協力省庁間委員会、開発部門会議、国際開発協力地域間委員会、開発協力審議会



(1) 政府開発援助上位10か国

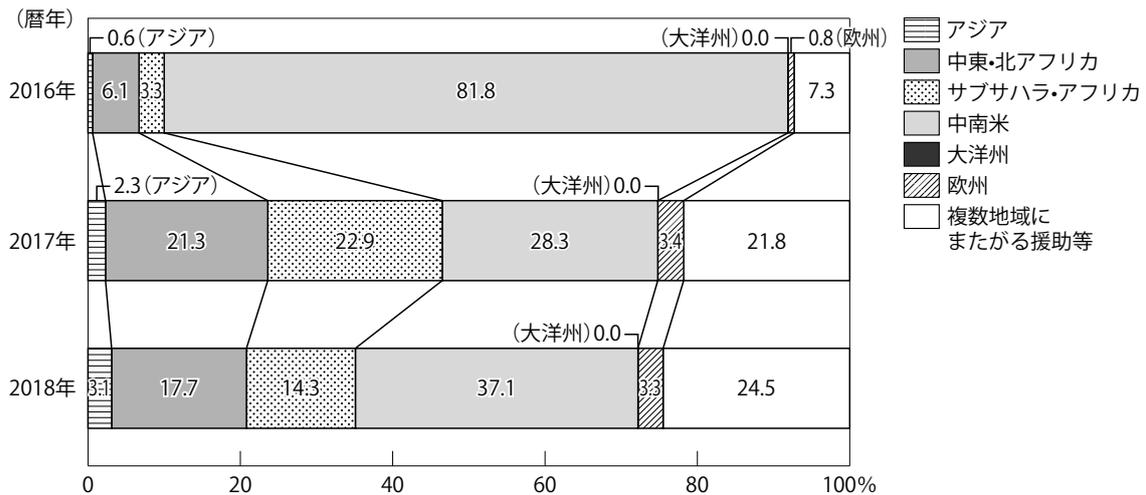
(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	キューバ	2,117.63	74.2	1	コートジボワール	120.13	11.1	1	ベネズエラ	63.68	6.1
2	トルコ	50.32	1.8	2	トルコ	78.26	7.2	2	コロンビア	46.86	4.5
3	シリア	41.30	1.4	3	シリア	62.03	5.7	3	トルコ	43.56	4.2
4	モロッコ	25.64	0.9	4	ベネズエラ	44.71	4.1	4	エルサルバドル	38.48	3.7
5	ペルー	21.36	0.7	5	コロンビア	31.89	2.9	5	シリア	34.79	3.3
6	コロンビア	19.61	0.7	6	モロッコ	30.61	2.8	6	モロッコ	33.04	3.2
7	エルサルバドル	19.15	0.7	7	エルサルバドル	27.29	2.5	7	グアテマラ	31.69	3.0
8	[パレスチナ]	18.71	0.7	8	[パレスチナ]	25.10	2.3	8	[パレスチナ]	30.44	2.9
9	ボリビア	17.36	0.6	9	ウクライナ	24.55	2.3	9	ボリビア	29.45	2.8
10	グアテマラ	17.07	0.6	10	ホンジュラス	21.84	2.0	10	ウクライナ	23.86	2.3
10位の合計		2,348.15	82.2	10位の合計		466.41	42.9	10位の合計		375.85	35.9
二国間ODA合計		2,855.52	100.0	二国間ODA合計		1,086.22	100.0	二国間ODA合計		1,045.57	100.0

(注)  
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。  
 ・[ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

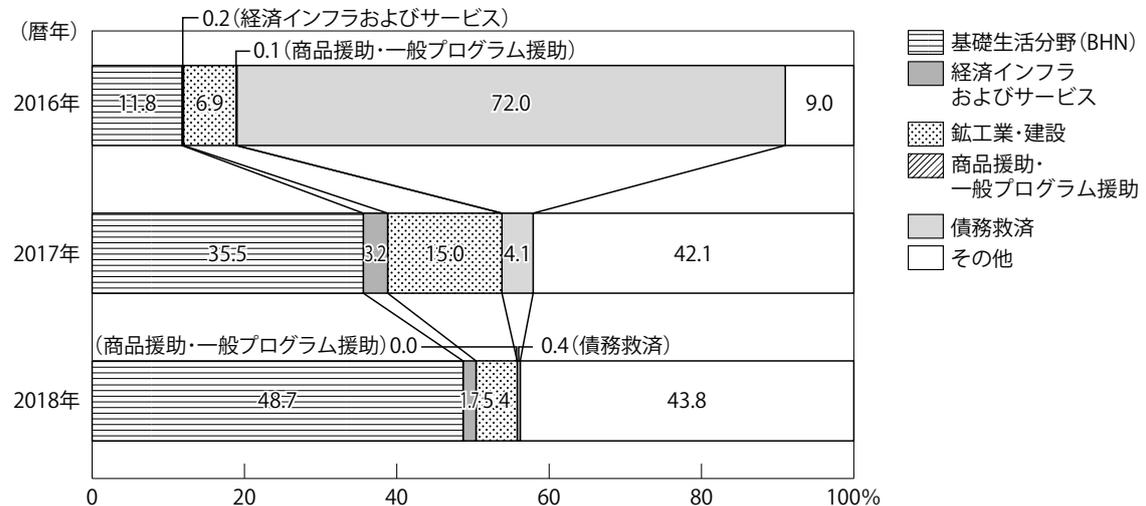
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 13 スウェーデン(Sweden)

### 援助政策等

#### 1. 基本方針

スウェーデンの開発政策は、公正で持続可能な地球規模の開発に貢献するとの一貫した政策の下に進められており、開発援助については、貧困層の生活の質を向上させる努力を支援することに主眼が置かれている。

また、設定された目的に応じた結果を明らかにするため、開発援助のガバナンスを強化しており、これまで広範にわたっていた二国間援助の対象国を33か国とし、各国で関与するセクターも数セクターに限定して援助を実施している。

さらに、質の高い効果的援助を実現するためには、開発援助の透明性と説明責任が重要であるとして、被援助国にとって効果的なドナーとなるための戦略策定・実施のガイドラインを採択し、援助に関するデータをすべてインターネット上で利用することを可能としている<sup>(注1)</sup>。

開発援助は次の分野を優先分野としている。

##### ① 民主主義と人権

自由と民主主義を求めて活動する個人や団体を対象に民主化と表現の自由を実現するための支援など

##### ② 環境と気候

気候変動への適応、水環境および衛生分野での水準向上など

##### ③ 男女平等と開発における女性の役割

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた努力を通じて男女平等の実現に寄与、女性の性や生殖に関する健康および権利を実現するための一環としての妊産婦の支援など

#### 2. 援助規模

2018年のスウェーデンの政府開発援助の確定予算は、490億スウェーデン・クローナ（約56.4億米ドル<sup>(注2)</sup>）であった。2017年は63億スウェーデン・クローナ（約7.4億米ドル<sup>(注3)</sup>）であった難民対策費が2018年には30億スウェーデン・クローナ（約3.5億米ドル<sup>(注2)</sup>）まで減少し、政府開発援助予算からスウェーデン国内の難民対策費等を差し引いた純粋な開発援助予算は368億スウェー

デン・クローナ（約43.1億米ドル<sup>(注3)</sup>）から427億スウェーデン・クローナ（約49.1億米ドル<sup>(注2)</sup>）まで増加した。

2019年の政府開発援助予算は507億スウェーデン・クローナ（約53.6億米ドル<sup>(注4)</sup>）であるが、これは対GNI比1.0%であり、目標として掲げる1%を達成している。スウェーデン国内の難民対策費（22億スウェーデン・クローナ〈約2.3億米ドル<sup>(注4)</sup>〉）等を差し引いた純粋な開発援助予算は、449億スウェーデン・クローナ（約47.5億米ドル<sup>(注4)</sup>）である。

#### 3. 重点分野・地域

スウェーデン政府資料によると、2018年の政府開発援助総額490億スウェーデン・クローナ（約56.4億米ドル<sup>(注2)</sup>）の供与元・目的の内訳は、①スウェーデン国際開発協力庁（Sida）（257億スウェーデン・クローナ〈約29.6億米ドル<sup>(注2)</sup>〉）、②外務省（192億スウェーデン・クローナ〈約22.1億米ドル<sup>(注2)</sup>〉）、③スウェーデン国内の難民（30億スウェーデン・クローナ〈約3.5億米ドル<sup>(注2)</sup>〉）、④EU対外援助への拠出金（21億スウェーデン・クローナ〈約2.4億米ドル<sup>(注2)</sup>〉）、⑤事務所経費等（12億スウェーデン・クローナ〈約1.4億米ドル<sup>(注2)</sup>〉）である。国別では拠出の多い順にアフガニスタン、タンザニア、ソマリア、エチオピア、コンゴ（民）、モザンビーク、シリア、パレスチナ、ウガンダ、ザンビア、ケニア等、貧困対策に取り組むアフリカ諸国を中心に、紛争問題を抱える中東地域へも主にSidaを通じて相当の支援を行っている。

2016年12月、2030アジェンダを受け、スウェーデン政府は、開発協力および人道支援の新たな政策枠組を発表し、支援対象分野の2030アジェンダとの関連性や政府の取組の概要等を示した。また、この政策枠組では、これまで開発協力政策の土台としてきた貧困者の視点および人権の視点に加え、開発協力分野での政策決定、計画立案、活動およびフォローアップの実施において、①紛争の視点、②ジェンダー平等の視点、③環境および気候の視点に配慮することとしている。

注1： <http://openaid.se>

注2： スウェーデン・クローナ/米ドル換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを適用。

注3： スウェーデン・クローナ/米ドル換算は、OECD/DACが公表した2017年用レートを適用。

注4： スウェーデン・クローナ/米ドル換算は、OECD/DACが公表した2019年用レートを適用。

## 実施体制

### 1. 国際開発協力担当大臣

援助の担当大臣は、外務省内に置かれている国際開発協力担当大臣であり、これを国際開発協力担当副大臣、外務省国際開発協力局、国連政策局、グローバル・アジェンダ局および紛争・人道問題局が補佐している。開発協力を含む各国ごとの外交政策は地域担当部局が調整し、開発協力政策の企画・立案および予算計上は国際開発協力局等が行う。

### 2. 援助の実施

援助の実施は、多国間援助については、主に外務省が担当し、二国間援助については、主に外務省所管の独立行政庁であるスウェーデン国際開発庁 (Sida) が担当す

る。国別援助戦略は、Sidaが被援助国との広範な協議に基づいて作成・提案し、外務省との協議を経て政府が承認している。Sidaの職員数は782名で、このうち約150名が被援助国等海外で勤務している (2016年6月現在)。

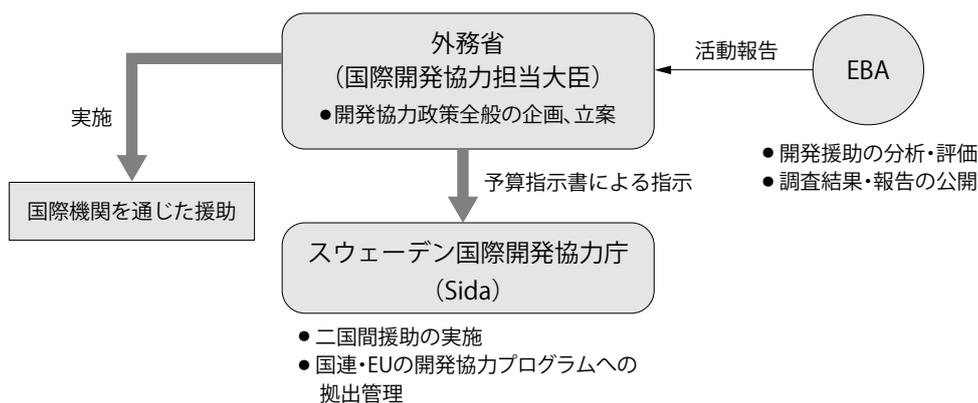
### 3. 援助の分析・評価

2013年に援助研究専門家チーム (EBA) が立ち上げられ、Sidaが実施するものを含むすべての開発援助について分析・評価することとなった。

#### ● ウェブサイト

- スウェーデン国際開発協力庁：  
<https://www.sida.se/Svenska/>  
 (年次報告有り (2008年以降は英語版なし))

## 援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

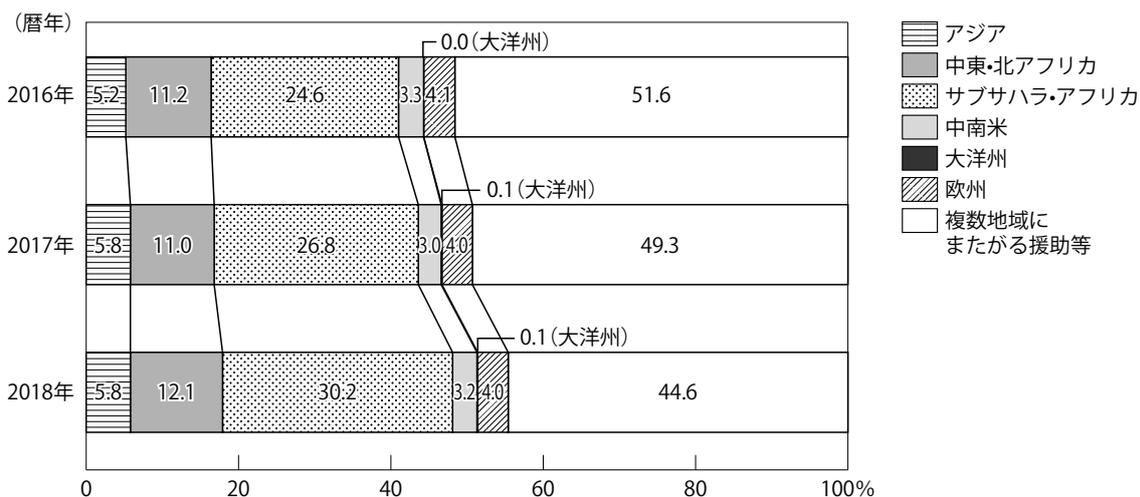
(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	114.86	3.2	1	タンザニア	137.59	3.5	1	アフガニスタン	146.32	3.7
2	タンザニア	94.29	2.6	2	アフガニスタン	118.74	3.0	2	タンザニア	127.11	3.2
3	モザンビーク	76.76	2.1	3	ソマリア	85.00	2.2	3	ソマリア	107.26	2.7
4	ソマリア	66.46	1.9	4	エチオピア	79.95	2.0	4	エチオピア	79.95	2.0
5	[パレスチナ]	61.56	1.7	5	コンゴ民主共和国	67.25	1.7	5	コンゴ民主共和国	79.40	2.0
6	コンゴ民主共和国	55.90	1.6	6	[パレスチナ]	66.64	1.7	6	モザンビーク	79.38	2.0
7	ケニア	53.80	1.5	7	ケニア	63.38	1.6	7	シリア	73.81	1.9
8	エチオピア	47.95	1.3	8	モザンビーク	59.29	1.5	8	[パレスチナ]	61.63	1.6
9	シリア	46.80	1.3	9	ザンビア	58.08	1.5	9	ウガンダ	60.21	1.5
10	ザンビア	44.44	1.2	10	シリア	57.69	1.5	10	ザンビア	58.73	1.5
10位の合計		662.82	18.6	10位の合計		793.61	20.3	10位の合計		873.80	22.1
二国間ODA合計		3,571.42	100.0	二国間ODA合計		3,901.14	100.0	二国間ODA合計		3,953.36	100.0

(注)  
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。  
 ・[ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

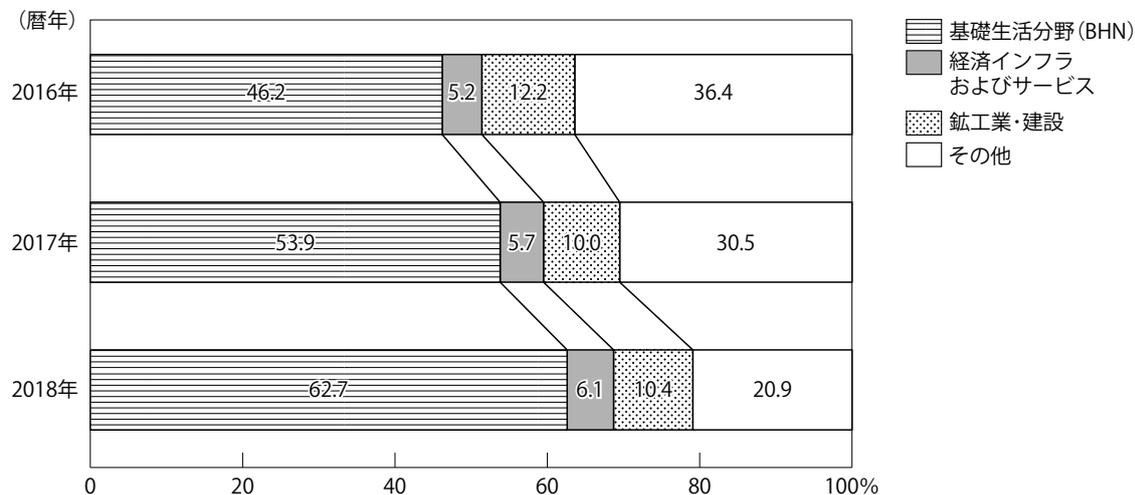
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 14 英国 (United Kingdom)

### 援助政策等

#### 1. 基本法・基本方針

##### (1) 基本法

英国の開発援助の基本法は、2002年に成立した国際開発法 (International Development Act) である。英国の国際開発を主導する国際開発省 (DFID: Department for International Development) は、同法に基づいて活動している。同法に従い、国際開発大臣は、それらが貧困削減に貢献することを前提に、持続可能な開発と福利厚生を目的とした開発援助と人道的援助を提供することができる。

2006年に成立した国際開発報告・透明性法 (International Development <Reporting and Transparency> Act 2006) は、英国政府が最貧国支援の公約を実施する際の説明責任を強化することを目的とする。同法に従い、DFIDは毎年、開発政策、援助の提供、援助の活用方法に関する国会への報告の提出を義務付けられている<sup>(注1)</sup>。また2014年には、国際開発ジェンダー平等法 (International Development <Gender Equality> Act 2014) が制定され、2015年、GNIの0.7%を開発予算に充てるという国際目標が法制化 (International Development <Official Development Assistance Target> Act 2015) された。

##### (2) 基本方針

##### ア 援助戦略

英国政府は2015年11月に援助戦略の見直しを発表し、貧困撲滅という開発協力の目標を英国の経済的・安全保障面での国益に一致させる方向性を明確にした。具体的には、①ODA計上の拡大によるGNI比ODA予算の0.7%国際目標達成の継続、②費用対効果の重視、③4つの優先分野の策定 ((i) 平和・安全関連の予算の増額 (「紛争・安全保障・安定基金 (CSSF) の拡張)、(ii) 危機対応や強靱性支援の強化、(iii) 成長志向の支援政策の強化と「繁栄基金」による民間向けの出資・融資等の強化、(iv) 極度の貧困の撲滅)、④DACのODA統計のルールの変革を挙げている。

##### イ 方針・重点分野

援助の大半は無償であり、2001年から二国間援助は100%アンタイドとなっている。2016年から2020

年までのDFIDの事業計画 (DFID's Single Department Plan) では、上記アの援助戦略に基づき、経済開発、女性・女児支援、人道危機対応、若者のエンゲージメントを目標に設定している。この目標のもと、援助成果を測る指標として、グローバルな平和・安全保障・ガバナンスの強化、強靱性・危機への対応力の強化、グローバルな繁栄の推進、極端な貧困への対処と最も脆弱な人への支援、価格に見合った価値 (value for money) を掲げている。近年、特に経済成長分野に力を入れており、英国企業の協力等も得つつ、優先国に対しての雇用創出支援等を実施している。女性・女児支援においては、DFIDの実施するすべての活動にジェンダー間の平等を考慮することを義務付けている。

また英国政府は、ODAの対GNI比0.7%との国際目標を2013年から達成している。

##### ウ 援助効果

英国は、援助の費用対効果および説明責任を重視する方針のもと、多国間援助および二国間援助の見直しを実施。2016年12月に発表された見直しでは、38の国際機関の業績について体系的な評価を実施し、評価の低かったユネスコ等4機関についてコア拠出停止等の手段を講じたほか、拠出金を成果と連動させる「成果合意」を導入し、コア拠出の30%は目標達成を条件に拠出するとした。二国間援助については、32の重点国・地域に援助を集中。

##### エ 最近の傾向・特徴

英国のEU離脱に関連し、英国は、EU離脱後も国際開発の対話を継続し、EUの開発プログラムへの継続参加についても関心を示している。2018年11月に公表された「将来関係の枠組みに関する政治宣言」において、英EUは、気候変動、持続可能な開発、越境汚染、公衆衛生等について協力するとしている。また、英国は、EU離脱を見据え、経済開発を支援し、貿易関係の強化につなげるとしている。

#### 2. 援助規模

##### (1) 規模

2018年の英国の政府開発援助 (ODA) は、同年か

注1: DFIDの年次報告書2018/2019年度版 (Department for International Development Annual Report and Accounts 2017-18) 等の公開文書は、DFIDのウェブサイト (<http://www.dfid.gov.uk/>) で入手可能。

ら採用された贈与相当額計上方式で、約146億ポンド（約194億米ドル<sup>注2)</sup>）であり、米国、ドイツに次いで世界第3位の援助国。また、同年のODAのGNI比は0.7%<sup>注3)</sup>。

## (2) 職員規模

DFIDの常勤職員数は3,526名（2018年）。2,132名が国内、1,394名が海外で勤務。

また、援助見直しに従い、二国間援助を32か国・地域に重点化している<sup>注4)</sup>。

## 3. 日本との開発協力

日英はこれまで、国際保健、教育、環境・気候変動、ジェンダーなどの幅広い分野で政策連携を行ってきた。2016年1月の第2回日英外務・防衛閣僚会合（「2+2」）では、安全保障・防衛分野における東南アジアおよびアフリカ諸国の能力構築のための連携を追求していくことが確認され、TICAD VIIに合わせて、チュニジア国境警備改善事業、アンゴラにおける地雷除去、TICAD VIIにおけるサイドイベント（ジェンダー平等と女性のエンパワメント）、チュニジア空港の国境管理能力向上支援、セネガルPKO要員に対する紛争下の性的暴力防止（PSVI）に関する研修などを実施。2017年12月の第3回日英外務・防衛閣僚会合（「2+2」）においても、将来の共同能力の構築支援に向け、調整メカニズムを活用していくことで一致した。また、2019年1月の日英共同声明において、世界の貧困に取り組み、SDGsを達成するために協働することのほか、自由で開かれたインド太平洋に貢献するため、質の高いインフラを支える第三国との協力や民間セクターの関与を含む政府間協力を強化していくこ

とが示された。

日英開発当局間では、1983年に初回の日英援助政策協議を実施後、概ね1~2年に1回程度実施。直近では、2019年2月にロンドンで開催し、幅広いトピックに関して意見交換を行った。

## 実施体制

### 1. 政府

政府開発援助は、援助政策の立案から実施まで、閣僚が率いるDFIDの責任のもとに行われるが、外務省をはじめとする各省庁も実施に関与するほか、省庁横断型の取組として、繁栄基金（Prosperity Fund）や国家安全保障局のもとでの紛争・安全保障・安定基金（CSSF）を通じた支援を実施。2018年のODA予算のうち、DFIDによる支出は109億ポンド（約145.4億米ドル<sup>注2)</sup>）、英国のODA予算全体に占めるDFIDによる支出割合は74.8%で、2014年以降、初めて増加した。

### 2. 市民社会・NGO・民間セクターとの連携

英国は市民社会を通じた援助を重視している。2016年12月に発表された「市民社会パートナーシップ・レビュー」において、NGOへのコア拠出を見直し、UK Aid Match、UK Aid Direct、UK Aid Connect、UK Aid Volunteerの4つの競争的資金スキームを設置。

DFIDは、ODA事業を実施する調達企業等に対する透明性確保のため、倫理レビューを実施。

### ● ウェブサイト

・ 国際開発省：<http://www.dfid.gov.uk/>

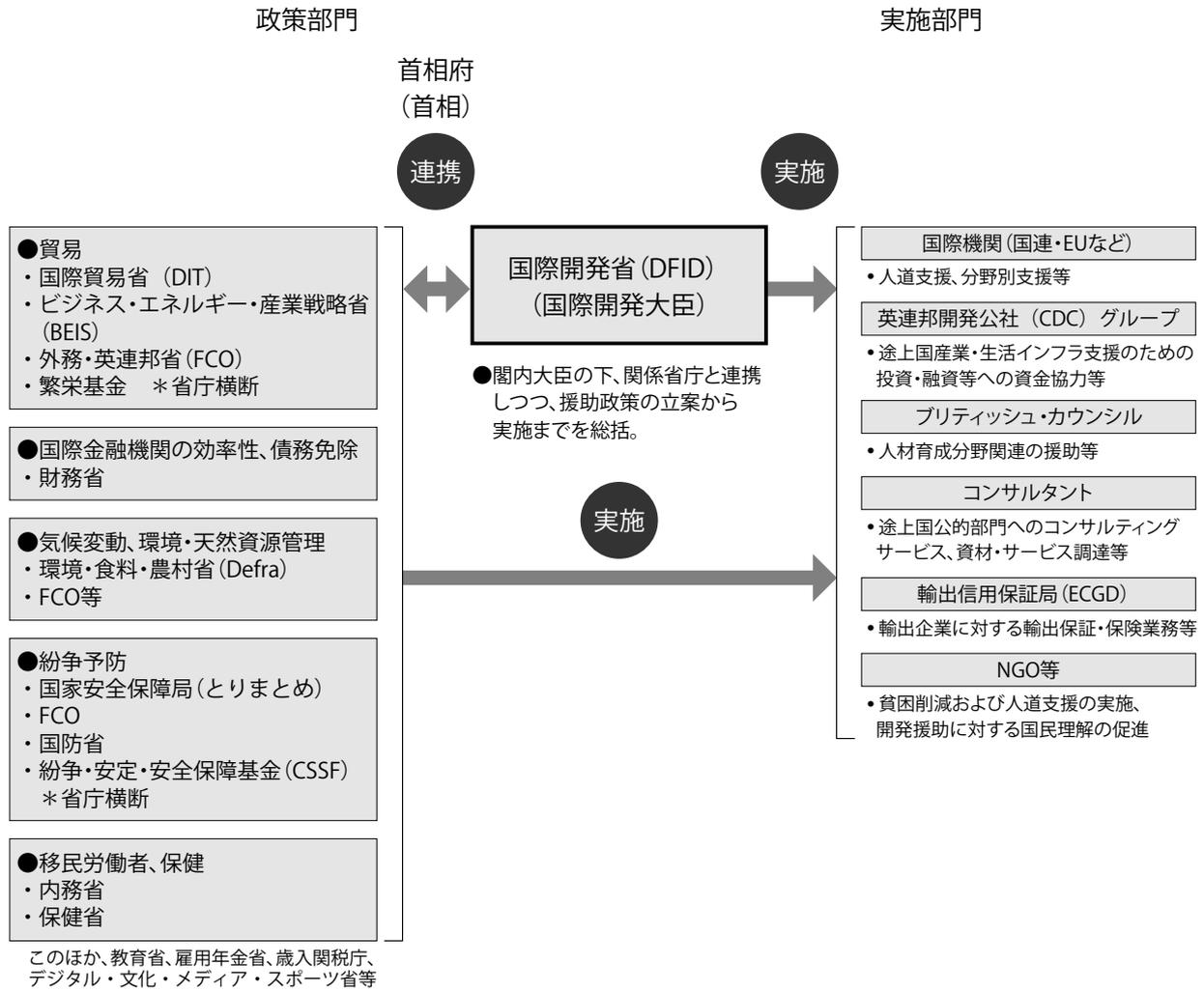
注2：米ドルベースの実績額は、OECD/DACが公表した数値を使用。

注3：出典：Statistics on International Development Final, UK Aid Spend 2018

なお、英国は、GNI比ODA予算の0.7%の遵守を表明しているが、具体的な年度毎の開発予算額は公表していない。

注4：英国国際開発省は、重点国として、アフガニスタン、バングラデシュ、ミャンマー、コンゴ民主共和国、エチオピア、ガーナ、インド、ケニア、キルギス、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ネパール、ナイジェリア、パレスチナ自治区、パキスタン、ルワンダ、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、南スーダン、タンザニア、タジキスタン、ウガンダ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ、イラク、ヨルダン、レバノン、シリアの32か国・地域を設定している。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

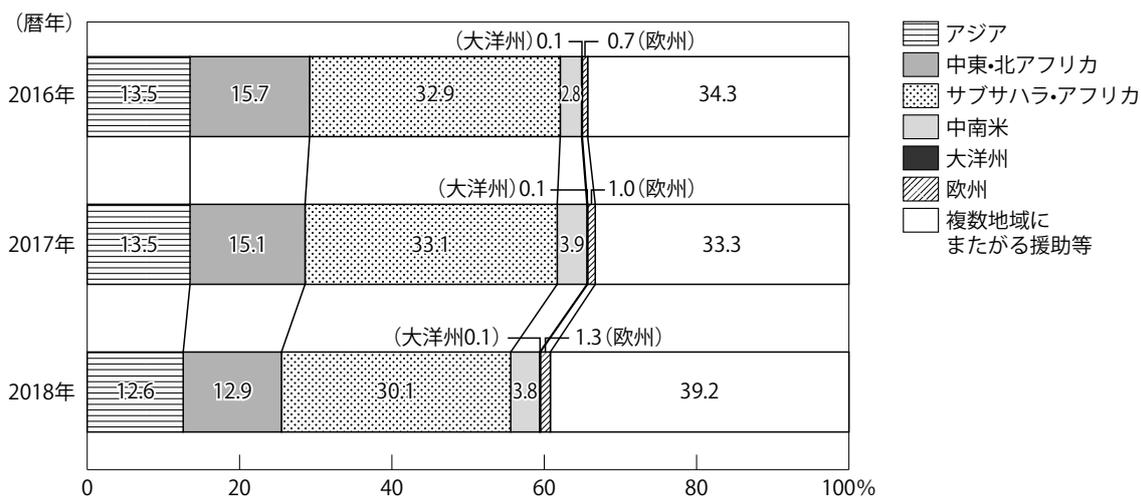
(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	パキスタン	624.41	5.4	1	パキスタン	518.42	4.5	1	パキスタン	444.43	3.5
2	シリア	474.76	4.1	2	エチオピア	422.41	3.7	2	エチオピア	403.39	3.2
3	エチオピア	451.32	3.9	3	ナイジェリア	421.79	3.7	3	ナイジェリア	399.30	3.2
4	ナイジェリア	431.96	3.7	4	シリア	410.63	3.6	4	アフガニスタン	332.95	2.7
5	アフガニスタン	352.55	3.0	5	ソマリア	363.44	3.2	5	シリア	319.88	2.6
6	タンザニア	251.98	2.2	6	アフガニスタン	292.29	2.6	6	コンゴ民主共和国	271.72	2.2
7	ヨルダン	235.97	2.0	7	イエメン	263.90	2.3	7	ソマリア	258.48	2.1
8	シエラレオネ	227.16	1.9	8	バングラデシュ	226.44	2.0	8	バングラデシュ	255.38	2.0
9	南スーダン	224.11	1.9	9	南スーダン	217.68	1.9	9	イエメン	221.92	1.8
10	バングラデシュ	219.53	1.9	10	タンザニア	214.79	1.9	10	タンザニア	204.81	1.6
10位の合計		3,493.75	29.9	10位の合計		3,351.79	29.2	10位の合計		3,112.26	24.8
二国間ODA合計		11,668.70	100.0	二国間ODA合計		11,461.20	100.0	二国間ODA合計		12,524.56	100.0

(注)  
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

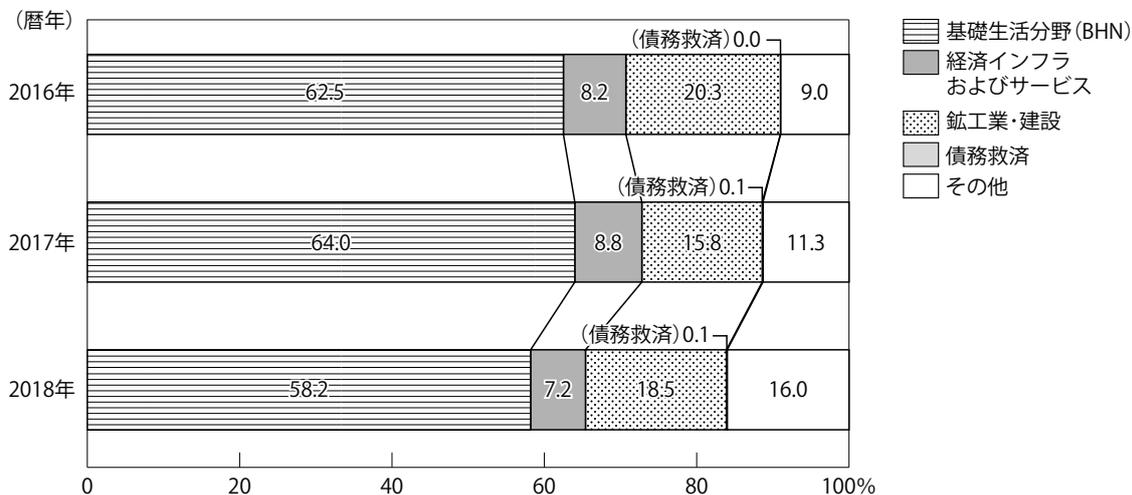
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 15 米国 (United States of America)

### 援助政策等

#### 1. トランプ政権における開発協力の位置付け

2017年1月に発足したトランプ政権は、「米国第一主義」の政策のもと、世界中の米国民の安定・安全・繁栄のために米国の安全保障、経済利益および価値を推進することを重視している。政権発足以降、国務省<sup>(注1)</sup>および米国国際開発庁 (USAID)<sup>(注2)</sup>の外交・対外援助予算を前年比で2~3割削減することを繰り返し求めてきたが、議会超党派の反対により予算削減は覆されてきた。2018年には、米国の海外インフラ投資の枠組みを支援・強化するためのBUILD法<sup>(注3)</sup>が超党派で可決され、2019年末に新たな政府系金融機関として米国国際開発金融公社 (DFC)<sup>(注4)</sup>が誕生した。同機関は、米国海外民間投資公社 (OPIC)<sup>(注5)</sup> およびUSAIDの開発信用機関 (DCA)<sup>(注6)</sup>の機能を集約し、開発協力政策の中で民間投資を促進する役割を担う。

2021年度の予算要求において、ポンペオ国務長官は、国務省およびUSAIDの外交課題の中で開発協力に関連するものとして、国際保健、人道災害、自由および民主主義の価値を共有しない国との競争を挙げ、米企業の海外投資を歓迎する環境づくり、民間部門関与の強化、対等で公正な競争市場の創造により、米国の経済成長を促進することを強調している。また、国際機関への他国の支援増加を求め、米国のリーダーシップを維持できる持続可能なレベルの分担金に再調整すること、ITおよび人道支援方法の改革を通じて、在外ミッションの効率を高め効果的に運用することを表明している。

#### 2. 重点分野・地域

2019年12月末現在、対外援助を含む2021年度<sup>(注7)</sup>の国務省・USAIDの予算要求 (総額410億ドル、前年度比21%減、予算比+10億ドル)<sup>(注8)</sup>は未承認であるが、開発協力に関連する主な予算は以下のとおり。

- (1) 自由で開かれたインド太平洋地域
  - インド太平洋戦略支援のため、対外支援に15億ドル、外交的関与に5.96億ドルを費やし、各国による中国の融資の全費用の評価、米国の民間投資の促進、地域の安全保障協力の拡大、民主的で透明性が高く、俊敏でビジネスがしやすい米国モデルのガバナンス促進、同盟強化のための国際社会との連携を可能にする。
- (2) 長期的な開発に対する米国のコミットメント強化
  - ア 強靱なパートナー構築 (5億ドル)
    - 度重なる食料危機の根本原因解決のため、食料保障プログラムに5億ドル強を費やし、将来の人道的資金のニーズを削減する。
  - イ 自立促進のための資金調達 (1億ドル)
    - 各国が説明責任を果たし、透明性のある効果的な方法で、独力で自国の開発資金調達能力を強化する。
  - ウ 女性の経済的エンパワーメントのグローバルな強化 (2億ドル)
    - 女性のグローバルな発展と繁栄のイニシアティブ (W-GDP)<sup>(注9)</sup>の支援に2億ドル (前年の2倍) を費やし、世界中のパートナー諸国の女性が完全に経済活動に参加できるようにする。
- (3) 米国の道徳的および多国間リーダーシップの強化
  - ア 国際機関との連携
    - 国際機関における米国のリーダーシップ、責任分担、および国際機関による説明責任を強化・促進する。当予算は安全保障上重要となる機関 (核兵器の拡散制限、暴力的な過激主義との戦い、武力紛争、飢餓、貧困、感染症等の世界的な脅威に対する解決策を提示する組織等) に拠出する。また米国は、影響力とリーダーシップを発揮するために国連世界観光機関 (UNWTO) に再加入し、米国の利益に沿ったUNWTOイニシアティブに関与する。
  - イ 国際保健活動への対処 (66億ドル強)
    - 大統領緊急エイズ救済計画 (PEPFAR)、世界エイ

注1：国務省 <http://www.state.gov/>

注2：米国国際開発庁 (USAID：U.S. Agency for International Development) <https://www.usaid.gov/>

注3：BUILD (Better Utilization of Investment Leading to Development) Act

注4：米国国際開発金融公社 (DFC：U.S. International Development Finance Corp) <https://www.dfc.gov/>

注5：米国海外民間投資公社 (OPIC：Overseas Private Investment Corporation)

注6：開発信用機関 (DCA：Development Credit Authority)

注7：2020年10月1日~2021年9月30日

注8：2021年度予算要求 <https://www.state.gov/fy-2021-international-affairs-budget/>

注9：W-GDP (Women's Global Development and Prosperity Initiative) <https://www.whitehouse.gov/wgdp/>

ズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）、大統領マラリア・イニシアティブ等のグローバルヘルス保障活動など、米国が国際保健領域でリーダーシップを発揮できるよう、また、パートナー国（裨益国）の能力構築支援のために60億ドルを費やす。2020年度末までに最大13か国においてHIV/AIDS感染対策を実施する。さらに、グローバルファンドの第6次増資に6億5,760万ドル（3年間で最大33億ドル）を、Gaviワクチンアライアンスに2億9000万ドル（4年間で12億ドル拠出する一部）をそれぞれ拠出する。

#### ウ 強固で効率的な人道支援（60億ドル）

米国のグローバルな人道的リーダーシップを維持するため、柔軟に統合された新規の国際人道支援に60億ドルを要求。進化する人道的ニーズによりよく対応するためのシームレスな対応能力、国際的な責任分担の拡大、国連組織や他の実施機関が最適なパフォーマンスと説明責任を果たすなど、海外での人道支援を最適化するための複数の独立した分析による抜本改革を推進する。

#### (4) 米国の安全保障と経済利益の促進

##### ア 米国国際開発金融公社（DFC）の活用（5,000万ドル）

米国の支援を最大化するために外交政策目標を達成するツールとして、民間部門の関与を促進し、DFCに5,000万ドルを支出する。この投資は、同盟国およびパートナーの経済成長、米国の安全保障上の利益促進のため、民間部門の開発への関与、米企業、雇用、輸出の支援、開発効果の向上のために、民間資金調達を促進する。

##### イ 米企業を含む投資機会の改善

米国およびアフリカのパートナー間の双方向の貿易と投資を拡大し、相互繁栄を促進し、国務省およびUSAIDが注力している民間部門の関与を強化するために、Prosper Africa<sup>(注10)</sup>に7,500万ドルを費やす。また、発電への民間投資を促進し、経済的パートナーシップの新たな機会創出のため、Power Africa<sup>(注11)</sup>に7,700万ドル（前年比+700万ドル）を要求する。

### 3. 日米協力

日米はこれまでも同盟国として、開発協力、女性のエンパワーメント、国際保健、難民等の分野で、国際社会に対するそれぞれの貢献をより効率的・効果的なものとするための連携を継続してきた。その一環として、日米開発対話を高級実務者レベルでこれまで計3回開催し、日米が共同で取り組むべき開発課題、グローバルおよび地域的な課題への対応等について意見交換を実施してきた。2019年には、自由で開かれたインド太平洋等について、日米での対話を実施し、グローバルな課題の解決に向けた日米の協力について協議した。

#### 実施体制

##### 1. 米国国際開発庁（USAID : U.S. Agency for International Development）

米国の対外援助に関わる機関は、国務省をはじめ、実施に関わる財務省や農務省、保健福祉省、平和部隊など20以上あるが、二国間援助の実施において中心的な役割を担うのがUSAIDである。同庁は国務長官から総合的な外交政策のガイダンスを受ける独立した連邦政府機関であり、世界各地に経済援助、開発援助、人道支援を提供する。同庁は、海外事務所に多くのスタッフを配置し、援助案件の実施・管理をしている。2019年時点で、政府直接雇用職員3,551名、在外現地採用職員4,656名のほか、契約・短期職員等を含めて総職員は9,688名<sup>(注12)</sup>。また、同庁はPVO<sup>(注13)</sup>を重要なパートナーと位置付け、積極的に協働し、対外支援は最終的には終わらせるべきとの方針のもと、各国の政治・経済的自立を促す活動をしている。

##### 2. ミレニアム挑戦公社（MCC : Millennium Challenge Corporation）<sup>(注14)</sup>

2004年設立のミレニアム挑戦公社（MCC）は、理事会にて監査され、最高経営責任者（CEO）により運営されている。理事会は国務長官が議長を務め、財務長官、通商代表、USAID長官のほかに民間企業関係者が参加する。USAIDとは異なったアプローチで効率的に貧困支援を行うことを目的としており、職員は約300名の小さな組織。MCCIは、低所得国もしくは中所得国の中で、「良

注10 : Prosper Africa <https://www.trade.gov/prosper-africa>

注11 : Power Africa <http://www.usaid.gov/powerafrica>

注12 : [https://www.usaid.gov/sites/default/files/documents/1868/USAIDFY2019AFR\\_508R.pdf](https://www.usaid.gov/sites/default/files/documents/1868/USAIDFY2019AFR_508R.pdf)

注13 : Private Voluntary Organizationの略称で、NGOを指す。

注14 : ミレニアム挑戦公社（MCC : Millennium Challenge Corporation） <https://www.mcc.gov>

い統治」、「経済的自由」、「市民への投資」を公約として  
 いる国々から市民の自由度、汚職規制、女性の初等教育  
 修了率、貿易政策などの指標（指標は毎年変更、公表）  
 を用いて被援助国を選定し、①理事会によって適格国と  
 認められた途上国に対する無償資金協力および、②近い  
 うちに適格国になり得る途上国を対象とした小規模の無  
 償資金協力を行っている。

### 3. 米国国際開発金融公社 (DFC : U.S. International Development Finance Corp)

2018年に成立したBUILD法により、米国の開発課題お  
 よび外交政策の優先事項に対処する開発金融能力を強化  
 し、途上国に民間資本をもたらず近代的な連邦政府開発  
 銀行として2019年末に誕生。同公社は、途上国が直面  
 する最重要課題への解決策に資金提供するため、エネル  
 ギー、保健、重要インフラ、テクノロジーなどのセク

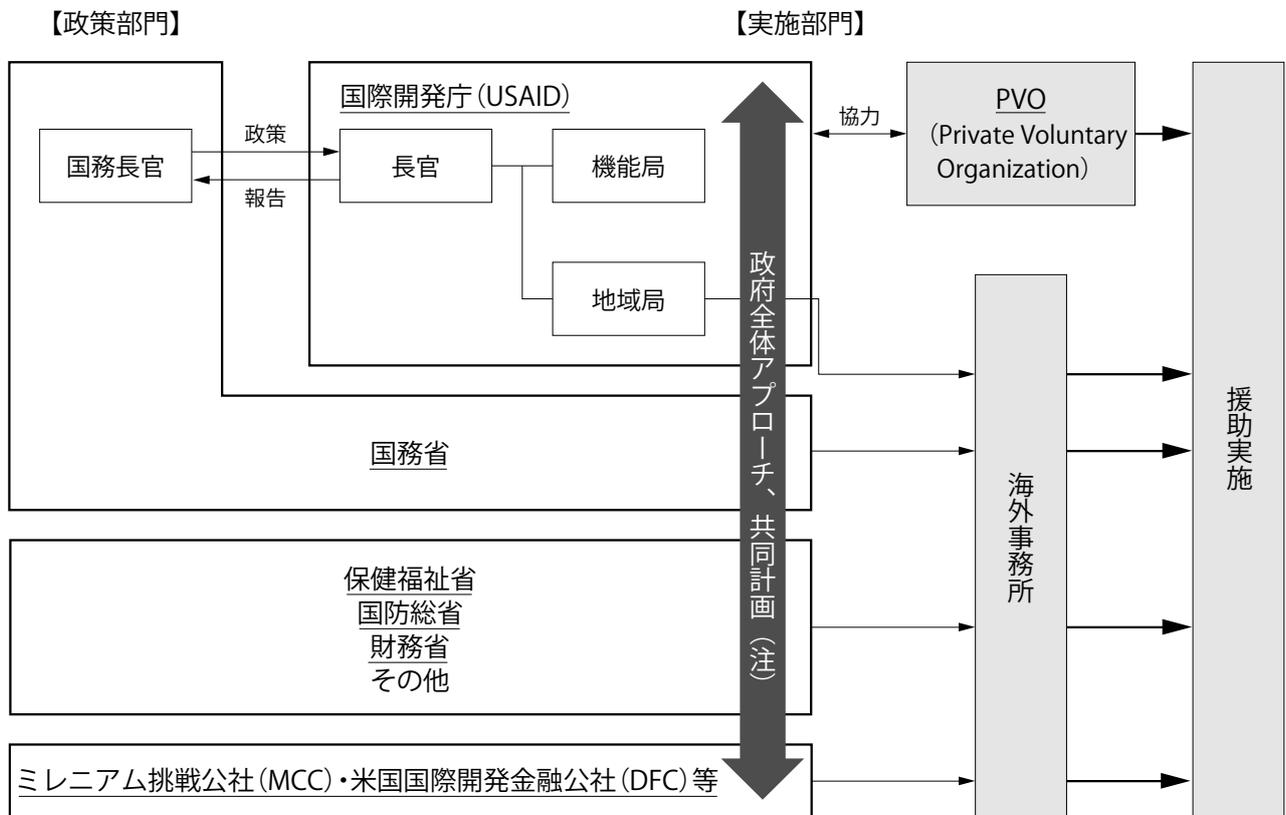
ター全体に投資する。さらに、新興市場における雇用創  
 出のために、中小企業や女性起業家など、DFC投資基準  
 を満たしたプロジェクトにも民間資金を投入する。

支援方法は、①エクイティおよび投資ファンド支援、  
 ②中小企業対象の特定プログラムにより、最大10億ド  
 ル規模の25年返済の借款および保証による債券金融、  
 ③不換通貨、政府による干渉、テロなどの政治的暴力に  
 よって引き起こされた損失に対し、最大10億ドルの政  
 治リスク保険の適用および保険債務引受能力向上のため  
 の再保険の提供、④開発効果における民間投資をより良  
 く引き付け、支援するため、実現可能性調査と技術支援  
 により、プロジェクトの特定と準備を加速させる。

#### ● ウェブサイト

- ・米国国際開発庁 (USAID) : <https://www.usaid.gov/>
- ・米国国際開発金融公社 (DFC) : <https://www.dfc.gov/>

### 援助実施体制図



(注) 2009年より政府は、強力な方針指導の下、開発協力をより戦略的かつ統合的に実施していくために、省庁間の協働を推奨したり、組織横断的な業務に携わるスタッフの報奨制度を導入したりしている。この結果、MCC・政府/USAID間の共同計画要領などが策定され、いくつかの被援助国では既存のUSAIDの事業をMCCが受け継いだり、活動を補完したりする好ましい事例が発生している。

(1) 政府開発援助上位10か国

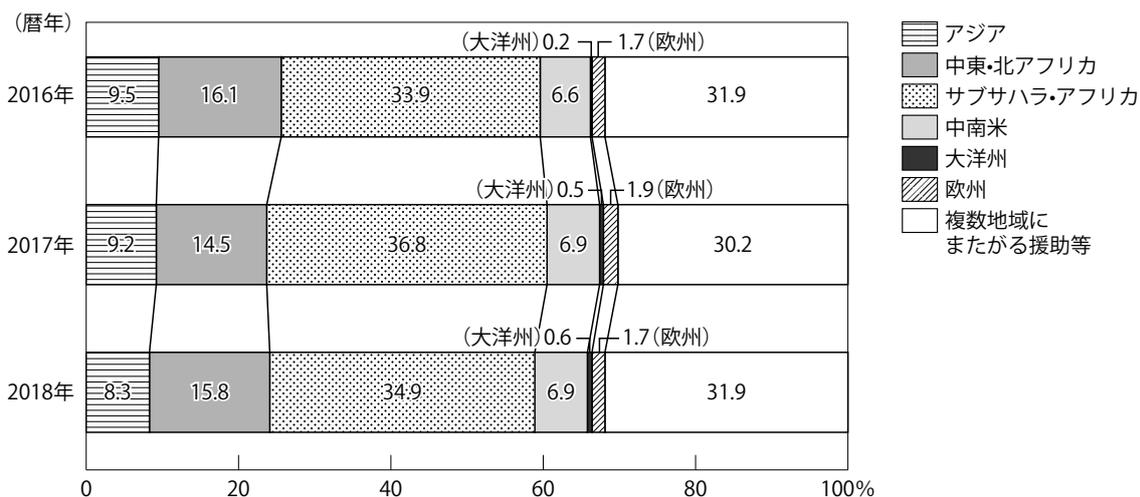
(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	1,386.20	4.7	1	アフガニスタン	1,218.64	4.0	1	ヨルダン	1,141.32	3.7
2	ヨルダン	880.94	3.0	2	エチオピア	1,030.73	3.4	2	アフガニスタン	922.05	3.0
3	エチオピア	876.70	3.0	3	ヨルダン	902.64	2.9	3	ナイジェリア	845.80	2.8
4	ケニア	810.60	2.8	4	南スーダン	887.08	2.9	4	ケニア	834.70	2.7
5	[パレスチナ]	650.77	2.2	5	ケニア	861.38	2.8	5	エチオピア	823.39	2.7
6	パキスタン	638.61	2.2	6	ナイジェリア	729.22	2.4	6	シリア	696.85	2.3
7	シリア	637.71	2.2	7	ウガンダ	641.35	2.1	7	南スーダン	683.60	2.2
8	南スーダン	544.80	1.9	8	シリア	631.44	2.1	8	タンザニア	661.56	2.2
9	ウガンダ	540.32	1.8	9	タンザニア	600.80	2.0	9	ウガンダ	616.95	2.0
10	ナイジェリア	530.19	1.8	10	南アフリカ	597.65	1.9	10	イエメン	599.34	2.0
10位の合計		7,496.84	25.6	10位の合計		8,100.93	26.4	10位の合計		7,825.56	25.5
二国間ODA合計		29,257.92	100.0	二国間ODA合計		30,723.30	100.0	二国間ODA合計		30,667.66	100.0

(注)  
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。  
 ・[ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

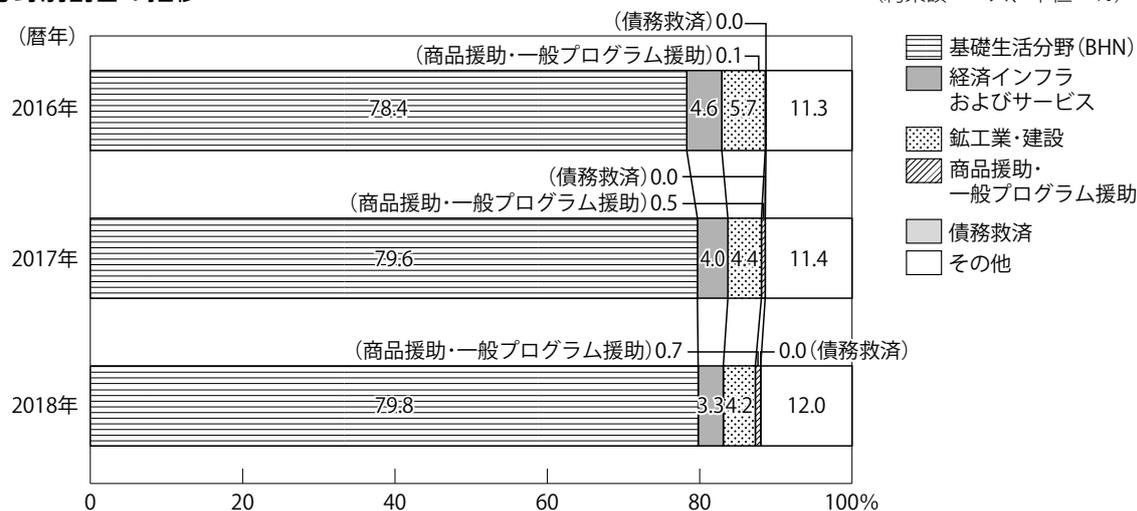
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 16 ブラジル (Brazil)

### 援助政策等

#### 1. 基本方針

ブラジルによる開発援助は1950年代から行われているが、開発援助に関する基本法は存在しない。ブラジル応用経済研究所 (Ipea : Instituto de Pesquisa Econômica Aplicada) や外務省国際協力庁 (ABC : Agência Brasileira de Cooperação) 等がまとめた資料<sup>(注1)</sup>によれば、ブラジル政府は「国際開発協力」として、①二国間協力、②多国間協力、③国際機関との三角協力、④カントリーグループ (詳細は3.(1)を参照) との協力、⑤他国との三角協力を実施している。

外交政策上、技術協力による開発援助を重視し、被援助国の住民の社会正義・生活水準の向上および持続的開発を優先課題とし、それらを達成するためのツールとして三角協力を実施している。また、相手国と政策協調、両国実施機関の能力強化、人材育成、技術の開発・普及等を基本的な目的として援助を実施している。

#### 2. 援助規模

2015年～2016年の政府開発援助額をスキーム別に見ると以下の表のとおりである<sup>(注1)</sup>。

(単位:百万レアル)

	2015年		2016年		増減率 (%)
	金額	割合 (%)	金額	割合 (%)	
多国間協力	93.6	25.5	2,942.5	92.6	3,043.1
二国間協力	123.6	33.7	123.3	3.9	▲0.2
国際機関との三角協力	49.4	13.5	39.4	1.2	▲20.5
カントリーグループとの協力	72.5	19.8	43.6	1.4	▲39.9
分類不能	25.2	6.9	26.9	0.8	6.9
他国との三角協力	2.2	0.6	1.3	0.04	▲39.8
合計	366.4 (約110.1 百万米ドル <sup>(注2)</sup> )	100.0	3,177.1 (約910.0 百万米ドル <sup>(注3)</sup> )	100.0	768.0

\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2016年のブラジルの政府開発援助は、全体の92.6%を多国間協力が占めており、突出している。

#### 3. 重点分野・地域

##### (1) 技術協力

技術協力の主な対象国および分野は、以下の表のとおりであり、ポルトガル語圏諸国への協力が大半を占める。分野別では、農業分野での協力が多い点が特徴である。特に、中南米におけるブラジルの主導的な役割、アフリカへの積極外交を背景に、中南米諸国やポルトガル語圏アフリカ諸国に対して、経済社会開発を目的とした地域コミュニティの能力強化にかかわる技術支援を推進している。ほかにも、熱帯・亜熱帯など多様な気候風土を持つことや、旧ポルトガル領であることによる言語・文化の共通点などの特性を活かしながら支援を行っている。

2005年～2016年の期間における連邦政府の技術協力への支出は、2009年に大幅に増加した後、2010年1億170万レアル (約5,781.7万米ドル<sup>(注4)</sup>) をピークにして、2011年から減少に転じた。2013年には微増するも、2014年～2016年の支出額は合計1億5,760万レアル (約4,514.1万米ドル<sup>(注3)</sup>) に留まっている。2014年～2016年の期間、連邦政府の88機関が計128か国と4つのカントリーグループ (「ポルトガル語諸国共同体」、「ポルトガル語公用語アフリカ諸国<sup>(注5)</sup>」、「南大西洋平和協力地帯」、「メルコスール」) において技術協力を通じた活動を行った。連邦政府の支出は二国間・複数国間援助、地域活動 (セミナーの開催等)、国際・地域機関向けなどに分類される。2014年～2016年の合計支出額のうち、64%に相当する1億170万レアル (約2,913.0万米ドル<sup>(注3)</sup>) が、外務省国際協力庁の資金により実施された。二国間・複数国間では、とりわけサントメ・プリンシペやポルトガル語圏諸国におけるプレゼンスが際立っている。地域活動ではアフリカが突出しており、アジアにおけるプレゼンスは、東ティモールを除いてほとんどない。

注1 : 「Cooperação Brasileira para o Desenvolvimento Internacional 2014-2016 (国際開発のためのブラジルの協力2014-2016)」(Ipea, ABC等、2018年)

注2 : レアル/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2015年レートを適用。

注3 : レアル/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2016年レートを適用。

注4 : レアル/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2010年レートを適用。

注5 : ポルトガル語を公用語とするアフリカ諸国で構成される組織。上述の128か国の構成メンバー国のカウントとは別に、同組織に対する予算が計上されている。

順位	対象国上位10か国 (2014年～2016年の合計)	金額比 (%)
1	サントメ・プリンシペ	17.3
2	モザンビーク	9.8
3	ギニアビサウ	9.4
4	ベナン	6.6
5	東ティモール	6.0
6	ウルグアイ	5.3
7	アルジェリア	3.9
8	カーボベルデ	3.8
9	セネガル	3.5
10	ハイチ	3.4
	その他	30.9
合計		100

\*四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

また、技術協力の実施に当たり、ブラジルは、日本をはじめとする先進国をパートナーとする三角協力を推進している。三角協力は、ブラジルが援助国としての技術移転能力を強化していくための重要な手段として期待されている。現在では日本のほか、イタリア、スペイン、イスラエル、エジプト、米国、ドイツ、オーストラリア、英国といった諸国や国連食糧農業機関（FAO）、国連世界食糧計画（WFP）、UNESCOといった国際機関との間で、三角協力をを行っている。

#### (2) 無償資金協力（人道支援）

2005年～2012年、ブラジルの人道支援向けの支出は全体的に増加傾向にあった。しかし、2013年には2億1,470万レアル（約9,958.3万米ドル<sup>(注6)</sup>）から4,680万レアル（約2,170.7万米ドル<sup>(注6)</sup>）に急落した。2011年～2013年の支出額のうち、96.2%は国際飢餓対策室（CGFome）を通じて、3.8%は保健省を通じて援助が行われた。なお、2014年～2016年の無償資金協力に関する支出額は公表されていない。

#### (3) 国際機関への拠出

2014年～2016年の期間、ブラジルは16億5,067万レアル（約4億7,279.5万米ドル<sup>(注3)</sup>）を120の国際機関に対して拠出した。そのうち、93%（15億3,966万レアル（約4億4,099.9万米ドル<sup>(注3)</sup>））は国連、世界保健機関（WHO）、国際原子力機関（IAEA）、FAO等に拠出されている。

2014年～2016年の合計拠出額の内訳は以下のとおり。

(単位:百万レアル)

	金額	割合(%)	代表的機関と金額
国連機関等への 分担金・ 拠出金	1,539.7	93.2	国連予算 780.0 WHO 91.8 IAEA 71.2 FAO 70.3
国際裁判所	81.0	4.9	国際刑事裁判所 48.0 旧ユーゴスラビア 国際戦犯法廷 17.9
平和維持活動	30.0	1.8	
合計	1,650.7 (約 472.8百万 米ドル <sup>(注3)</sup> )	100.0	

\*四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 4. 日本との開発協力

日本とブラジルは、2000年に開発協力のパートナーシップ・プログラム（JBPP：Japan-Brazil Partnership Programme）を締結し、以来、この枠組を通じて、日・ブラジル双方の開発方針に合致する分野において、中南米やポルトガル語圏アフリカ諸国に対し、三角協力を実施している。

### 実施体制

#### 1. 援助担当機関の業務分担

開発援助を総合的に担当する省庁は無く、スキーム別に各省庁・部局が個々の援助案件を担当している。技術協力については外務省国際協力庁が、人道支援については外務省国際協力庁、社会問題課および国際連合課が所管している。また、科学技術協力については科学技術革新通信省が担当し、農務省等関係実施機関と連携しながら援助を実施している。

国際機関への拠出については各関係省庁が担当しており、特に経済省が世界銀行、米州開発銀行（IDB）およびアフリカ開発銀行（AfDB）等の国際開発金融機関を担当している。

#### 2. 外務省国際協力庁

技術協力を担当する外務省国際協力庁は外務省の外交政策に則り、かつ政府各部門の国家計画・プログラムにより策定される国家優先課題に従い、ブラジルと協力相手国との国際協力協定の範囲内で活動を行っている。

注6：レアル/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2013年レートを適用。

外務省国際協力庁は次の部門により構成されている。

- ① アフリカ、アジア、オセアニア技術協力総合調整室
- ② ラテンアメリカ、カリブ、欧米技術協力総合調整室
- ③ 多国間技術協力総合調整室
- ④ 先進国パートナーシップ・技術協力総合調整室
- ⑤ 人道協力総合調整室、

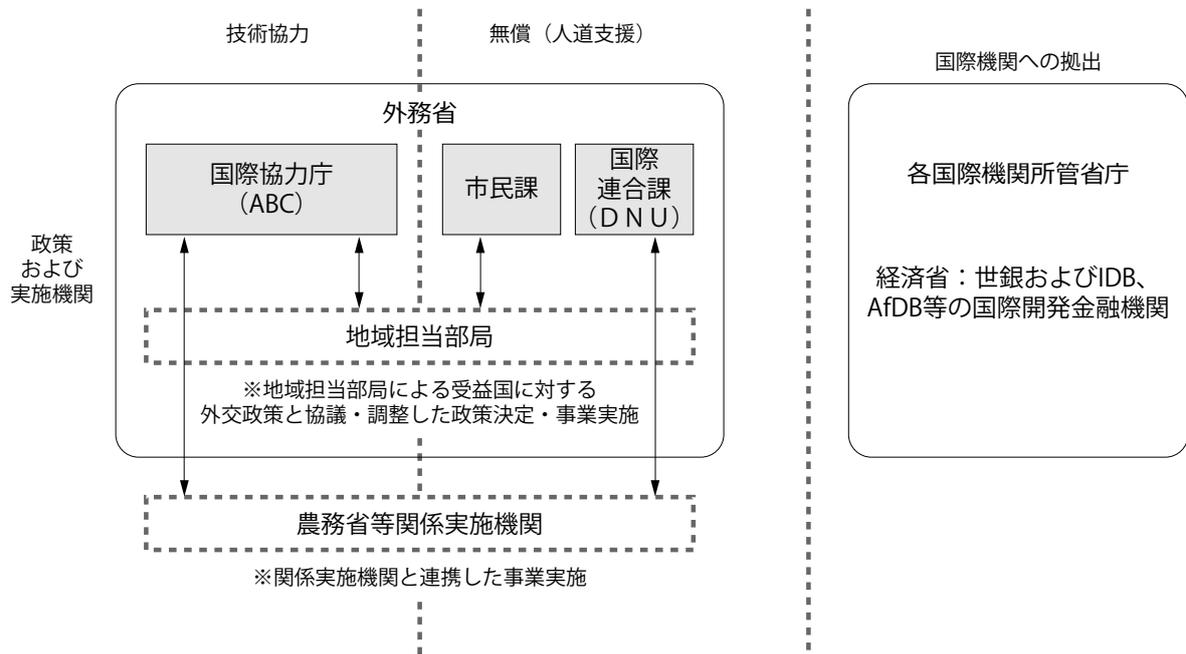
⑥ 企画・管理・予算・広報総合調整室

なお、在外拠点として、在外公館に技術協力担当官を配置している。

●ウェブサイト

・外務省国際協力庁：<http://www.abc.gov.br>

援助実施体制図<sup>(注7)</sup>



注7：2020年1月現在

## 17 中国(China)

### 援助政策等

#### 1. 基本政策・理念

中国は1950年より対外援助を実施しており、2020年は対外援助70周年に当たる。自国による援助を開発途上国間の相互支援（南南協力）と位置付け、先進国によるODAと一貫して差別化している。1964年に周恩来首相（当時）が発表した「対外援助8原則」（平等互惠、主権尊重、内政不干渉等）を基本原則としている。

#### 2. 対外援助関連法規・体制

従来、中国の対外援助は、中国商務部が2014年11月15日に公布した「対外援助管理弁法（試行）」（同年12月15日に施行）および2016年1月8日に施行された同管理弁法（試行）の関連規則に則って実施されてきた。商務部（対外援助司）が主管となり、外交部、財政部、中国輸出入銀行等と部門間調整システム等を通じて協議しながら、対外援助政策や資金計画等を作成してきた。

2018年3月、第13期全国人民代表大会第1回会議において、「國務院機構改革方案」が審議・採択され、商務部の対外援助業務に関する職責および外交部の対外援助協調等の職責を統合し、國務院直屬機関として国家国際発展合作署を設置することが決定された。これは、対外援助を大国外交の重要な手段とし、対外援助戦略の制定・調整、その一元的管理、援助方式の改革を強化するためとされている。

2018年11月12日、国家国際発展合作署は、「対外援助管理弁法（意見募集稿）」を公表し、パブリック・コメントを募集した。同管理弁法（意見募集稿）によると、同署の職責は、対外援助戦略の方針、企画、政策の制定、対外援助にかかる重大な問題に関する調整・提言、対外援助方式の改革の推進、対外援助プロジェクトの確定および実施状況の監督・評価等であるとされているほか、対外援助の具体的なプロジェクトの実施は引き続き関連部門によって分担されるとされている。なお、同管理弁法の最終版はまだ発表されていない（2019年12月

末時点）。

#### 3. 援助規模・実績

中国商務部は、2014年7月、2011年に引き続き2版目となる「対外援助白書」を発表し、対外援助の概観と実績を示した。同白書は中国の対外援助について、政策方針、資金、対象分野、援助方式、援助内容および地域協力メカニズムや多国間組織との連携等について記述している。一方、国別・地域別の供与情報や供与条件など詳細なデータは含まれていない。また、国際的に信頼・比較可能な統計情報は明らかではなく、全体像・詳細は不明なるも、財政部の発表によると、2018年の対外援助支出は決算ベースで204億8,300万元（約30億米ドル<sup>(注1)</sup>）、対前年比21.2%増。内訳は不明<sup>(注2)</sup>。

中国商務年鑑によれば、2018年、中国政府は各種の援助プロジェクト2000余りを実施し、約160か国の高級官僚および技術人材約5万人を対象とした人材育成プロジェクトを実施。

#### 4. 援助の形態・分野

「対外援助管理弁法（意見募集稿）」によれば、援助形態は無償援助、無利子借款、優遇借款の3種類<sup>(注3)</sup>、主たる実施手法としては①パッケージ型プロジェクト<sup>(注4)</sup>、②物資援助、③技術協力、④人材育成協力、⑤ボランティア派遣が挙げられている。そのうち、⑤ボランティア派遣は、「対外援助管理弁法（意見募集稿）」では④人材育成協力の一部に位置付けられている。

#### 5. 重点分野

##### (1) 対アフリカ援助

中国は援助の対象として伝統的にアフリカを重視。2018年9月の中国・アフリカ協力フォーラム（FOCAC）北京首脳会合の開幕式における基調演説で、習近平国家主席は①産業促進行動、②インフラ連結行動、③貿易円滑化行動、④グリーン発展行動、⑤キャパシ

注1：中国元/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを適用。

注2：財政部発表「2018年全国一般公共予算支出決算表二、外交支出中の対外援助」による。

注3：「対外援助管理弁法（意見募集稿）」によると、無償援助は、主に貧困対策、民生、社会福祉、公共サービス、人道主義等の分野の援助に使用される。無利子借款は、主に公共施設整備、工業農業生産等に使用される。優遇借款は、経済的利益のある生産型プロジェクト、資源エネルギーの開発プロジェクト、比較的大規模なインフラプロジェクトの建設等に使用される。

注4：「対外援助管理弁法（意見募集稿）」によると、施工、組立て、試験生産に至るまでの工程のすべて、またはその一部を組織、指導することを通じ、被援助国に対し生産・公共サービス等をパッケージとした設備と施設を提供し、また、長期的な品質の保証のある技術サービスの提供も含めたプロジェクト。

ティービルディング行動、⑥健康・衛生行動、⑦人文交流行動、⑧平和・安全保障行動の「8大行動イニシアティブ」を発表し、150億米ドルの無償援助、無利子借款および優遇借款の供与、200億米ドルの与信枠の提供、100億米ドルの「中国・アフリカ開発性金融特別基金」およびアフリカからの輸入貿易に対する融資のための50億米ドルの特別基金設立の支援、中国企業による今後3年間の対アフリカ投資の100億米ドル以上への推進の計600億米ドル<sup>(注5)</sup>の新たな支援を発表した。

2019年6月、北京にて北京首脳会合の成果を実施に移すための調整者会合が開催され、8大行動と600億米ドルの資金は順に用途を決められつつあること、インフラ施設の建設や大規模建設プロジェクトが進展していることを確認。また、同月、習近平国家主席はG20大阪サミットの間中国・アフリカ首脳会合を主催し、アフリカに対するコミットメントを約束通り実行し、引き続きアフリカの発展を支持する旨を述べた。

## (2) 緊急人道援助

国家国際発展合作署のウェブサイトによれば、中国は2018年に、ソマリア、ケニアの洪水、コンゴのエボラ出血熱、スリランカの土石流、ラオスの堤防決壊、インドネシアの地震・津波に対し、緊急人道援助を実施した。2019年には、モザンビーク、ジンバブエ、マラウイの熱波被害に対し、またイランの洪水に対し、緊急人道援助を実施した。

## 6. 他国・機関との連携

習近平国家主席は、2015年国連創設70周年の一連のサミットの中で、「南南協力援助基金」、「南南協力と発展学院」などを含む対外政策を発表。「南南協力援助基金」は開発途上国のSDGs実施を支援することを目的とし、南南協力の表れであるとされている。2017年5月の「一帯一路」ハイレベルフォーラムにおいて、習近平国家主席は同基金への10億米ドルの増資を表明。国家国際発展合作署のウェブサイトによると、2019年には「南南協力援助基金」により、二国間もしくは国際機関(ICAQ、UNDP、WFP、UNIDO、UNICEF、WHO)を通じて支援プロジェクトを実施した(プロジェクトの多く

はアフリカ諸国に対する支援)。また、2016年4月には「南南協力と発展学院」を北京大学に開設。同学院は中国および他の開発途上国のガバナンスの成功例の共有ならびに高位の政府人材の育成を目的としている。2019年6月に博士課程第一期生および修士課程第三期生の卒業式を実施。同学院は開設以降、三期の修士生と博士課程の学生を受け入れ、50数か国から150名余りの学生が学んだ。

また、国家国際発展合作署ウェブサイトによると、2019年には同署はスイスとの間で協力覚書に署名したほか、英、仏、ノルウェー、EUとの間で、対外援助プロジェクトの評価方法や、気候変動、衛生、食の安全、人材育成等の分野における第三国協力等について協議を実施した。このほか、同署は、ゲイツ財団との間で、2018年の覚書に基づいて実施する農業、衛生等の分野でのプロジェクトについて協議を行っている。

同署は2019年5月、日本との間で日中開発協力政策局長級協議を開催し、開発協力政策や体制、監督・評価、他国や国際機関との協力の実績等について情報交換を行い、開発分野における今後の協力につき意見交換を行った。また、同年12月にも国家国際発展合作署政策企画司長が援助に関する法律・制度の調査のため訪日し、外務省・JICA関係者と日中双方の開発協力関連制度等について意見交換を実施した。

## 7. 開発に関係する、その他のイニシアティブ等

(1) 中国は、「一帯一路」構想を提唱し、2014年12月、インフラ・資源開発・産業協力および金融協力等のプロジェクトへの支援を目的とするシルクロード基金を設立した。2017年5月、習近平国家主席は北京で開催された第1回「一帯一路」国際協力ハイレベルフォーラムにおいて、今後3年間で「一帯一路」建設に参画する開発途上国および国際組織に対し、600億元(約88.8億米ドル<sup>(注1)</sup>)の援助を提供し、さらに多くの民生プロジェクトを実施することを宣言した。また、2019年4月に開催された第2回「一帯一路」国際協力ハイレベルフォーラムでは、習近平国家主席が基調講演において「質の高い発展」、「普遍的に受け入れられている国際ルール・基準」や「ビジネスと財政の持続

注5：2015年12月の第5回FOCACヨハネスブルク首脳会合の開幕式における習近平国家主席による基調演説でも同額600億米ドルの支援拠出が表明されている。内訳は、無償資金・無利子借款：50億米ドル、優遇借款・クレジットライン等：350億米ドル、中国アフリカ開発基金への拠出：50億米ドル、アフリカの中小企業支援のための特別融資：50億米ドル、中国アフリカ生産能力協力基金への拠出：100億米ドル。他方、同支援の中には中国企業による投資は含まれていなかった。

可能性確保」等の重要性について言及したほか、フォーラムにあわせて開催された企業家大会では640億米ドル強の関連協力プロジェクトが署名された。

(2) 中国はアジアインフラ投資銀行（AIIB）の設立を主導し、2015年12月に設立協定が発効した。これまでに102か国が批准書を寄託し、加盟国となった（2020年1月末時点）。2016年1月の創立総会以降、2020年1月末までに64件（122.4億米ドル）の融資案件が理事会において承認されている。

(3) 習近平国家主席は、2017年9月に行われたBRICS首脳会議において、5億元（約0.7億米ドル<sup>(注1)</sup>）の第一期BRICS諸国経済技術協力交流計画を設定する等の開発協力実務施策を宣言。また、2018年6月、中国・青島市で中国が議長国として開催された上海協力機構（SCO）加盟国首脳理事会第18回会議において、『上海精神』を発揚し、運命共同体を構築する」と題した

重要講話を発表し、SCO銀行連合体の枠内における300億元（約45.3億米ドル<sup>(注1)</sup>）の人民元等価特別融資の設立、今後3年間での加盟各国に対する3,000人分の人的資源開発養成枠の提供を宣言した。

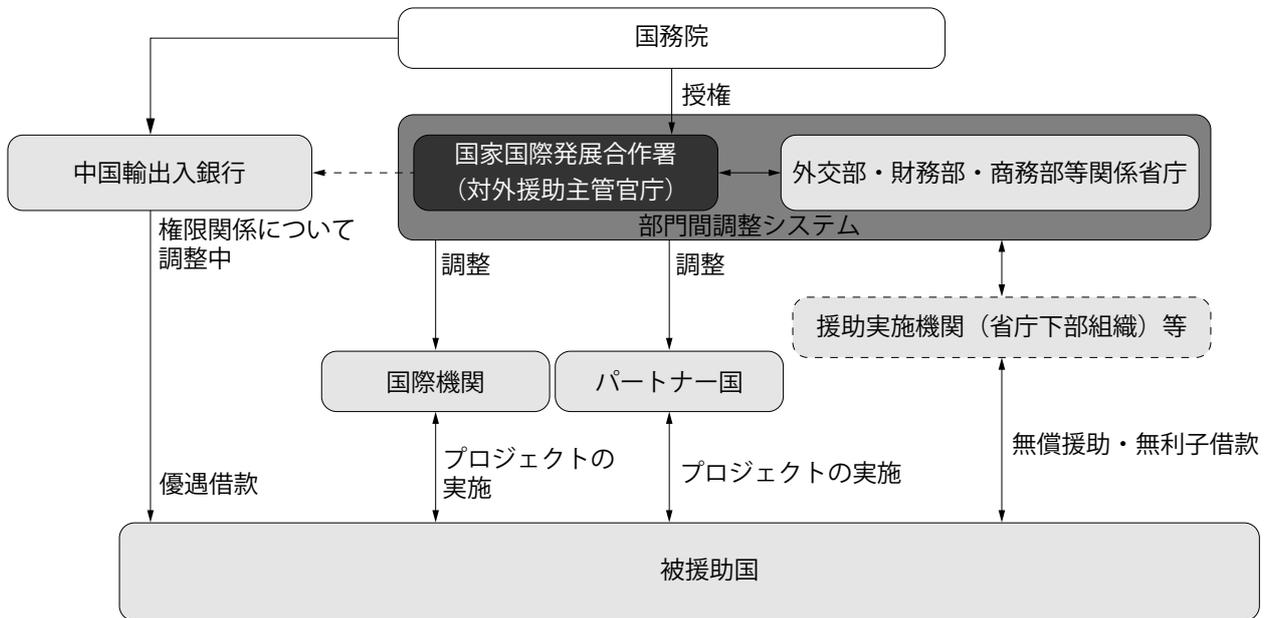
● ウェブサイト

- ・ 中華人民共和国商務部：<http://www.mofcom.gov.cn/>
- ・ 中華人民共和国国家国際発展合作署：  
<http://www.cidca.gov.cn/>
- ・ 中華人民共和国財政部：<http://www.mof.gov.cn/gkml/>

● 参考資料

- ・ 2011年度版対外援助白書
- ・ 2014年度版対外援助白書
- ・ 2019年商務年鑑

援助実施体制図



## 18 インド (India)

### 援助政策等

#### 1. 基本政策

インドはDACメンバーと異なり、ODAではなく、開発協力 (Development Partnership) という名のもと、開発援助を実施している。開発の主な手法には、信用枠供与による政府間融資、無償支援、能力開発、災害援助などがある。

#### 2. 援助規模

2018年度の修正予算では、インド外務省の予算として、647億ルピー (約9.5億米ドル<sup>(注1)</sup>) が外国への経済協力として計上され、うち597億ルピー (約8.7億米ドル<sup>(注1)</sup>) (92%) が無償資金協力、50億ルピー (約0.7億米ドル<sup>(注1)</sup>) (8%) が有償資金協力となっている (付表参照)。

#### 3. 援助地域

対象国は、近隣諸国や東南アジア、アフリカを中心としてきたが、カリブ諸国、中南米、モンゴル、太平洋諸島諸国などにも拡大している。2018年度には、ブータン、アフガニスタン、スリランカ、バングラデシュ、ネパール、ミャンマー、モルディブ等近隣諸国に対して援助額の約75%が供与され、残りの約25%はアフリカ諸国、中央アジア諸国、中南米諸国等の地域を対象としている。最大の援助対象国は、近隣諸国の中でもインドとの関係が特に強く、インドが重要視しているブータンであり、2018年度には全援助額の約39%を占める251億ルピー (約3.7億米ドル<sup>(注1)</sup>) (うち無償資金協力約201億ルピー (約2.9億米ドル<sup>(注1)</sup>)、有償資金協力約50億ルピー (約0.7億米ドル<sup>(注1)</sup>)) がブータン援助に支出され、インドはブータンにとって最大の二国間援助供与国となっている (付表参照)。

#### 4. 開発援助内容

##### (1) 信用枠供与による政府間融資 (LOC : Lines of Credit)

LOCは、近年インドの開発援助の主要な手段となっている。従来はインド財務省から被援助国政府に対して財政援助を直接行っていたが、2004年から政策変更し、政府の指示によりインド輸出入銀行 (EXIM Bank : Export Import Bank of India) を通じて信用枠供与 (ク

レジットライン) を与えることとした。クレジットラインの範囲内で政府間貸付が行われる。クレジットラインに関するガイドラインはIDEAS (Indian Development and Economic Assistance Scheme) としてまとめられており、2015年12月に改訂されている。供与される金額のうち、75%はインドからの物資やサービスの購入に充てられる (10%を超えない範囲で緩和される場合がある)。

過去、264億米ドルが269のクレジットラインとして設定されている<sup>(注2)</sup>。そのうち112億米ドルがアフリカ諸国向け、144億米ドルがアジア諸国向け、8億米ドルが中南米、オセアニア、独立国家共同体の各国向けである<sup>(注2)</sup>。

2018年度は、ブルンジの議会建設、エチオピアの送電網整備、モーリシャスの防衛機器調達、ルワンダの経済特区整備、ウガンダの農業・酪農インフラ整備、ジンバブエの給水設備・火力発電所建設、モザンビークの給水設備・鉄道車両調達、コンゴ民主共和国の太陽光発電所建設、ウズベキスタンの住宅・社会インフラ整備などへのLOCを拡大した。また、モンゴルの石油精製プロジェクト、バングラデシュの鉄道建設、ネパールの道路建設への支援を新たに立ち上げた。

##### (2) 近隣諸国やアフリカ諸国等への無償支援

近隣諸国を対象とした無償支援は、道路・橋梁、水路、送電網、発電等のインフラ整備から、能力開発、教育、ヘルスケア、農業、コミュニティ開発まで、幅広い分野に及ぶ。

アフガニスタンとは、2017年9月に「新開発パートナーシップ」を結び、国会議事堂やダム建設などの主要プロジェクトがここ数年で完成したほか、干ばつに対する緊急食糧支援、アフガン全土でのハイ・インパクト・コミュニティ開発プロジェクトを通じた、教育、健康、農業、灌漑、飲料水、再生可能エネルギー、治水、マイクロ水力発電、スポーツ振興などを支援している。また、能力開発のもと、大規模な奨学金プログラムを実施している。

ミャンマー向けの案件には、地域連結性を高めることを目的としたインドとミャンマーの港湾をつなぐ道

注1 : ルピー/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2018年レートを適用。

注2 : インド外務省アニュアルレポート2018-2019

路事業や、タイとミャンマーとインドをつなぐ高速道路事業などが挙げられる。そのほか、IT、病院、農業等の分野でも支援を実施している。対ネパール支援で重要なのは国境の警備設備や鉄道建設、医療機器の供給である。スリランカ向けの援助については、同国の優先度に応じて実施され、病院建設、文化センター建設、寺院再建などがある。モルディブ向けの案件としては、総合トレーニングセンター建設、90年代にインドの支援で建設された病院のリノベーション、警察や防衛省の建物建設などがある。モーリシャス<sup>(注3)</sup>向けの案件は、地下鉄・住宅・病院建設、教育関連の支援などがある。

アフリカへの支援はここ10年で拡大しており、インド・アフリカ・フォーラム・サミット（2008年、2011年、2015年開催）にて支援拡大が確認されている。主な無償支援として、アフリカ9か国へのマハトマ・ガンジー・コンベンション・センターの建設、南アフリカでの技能開発センター、セネガルでの起業・技能開発センター、タンザニアでの事業開発センターの設立、マリとタンザニアでの救急車の供与、ソマリアへのバス供与、リベリアへの医療機器・CTスキャンの供与などが挙げられる。

### (3) 能力開発

能力開発は、インド技術経済協力プログラム（ITEC：Indian Technical and Economic Cooperation Programme）に基づいて実施される。同プログラムには、英連邦アフリカ援助特別計画（SCAAP：Special Commonwealth Assistance for Africa Programme）およびコロンプランにおけるインドの能力開発貢献分も含まれる。2018年度は、161か国のパートナー国から、年間約11,000人の研修生をインド国内に受け入れ、IT、行政学、教育、中小企業、起業、農村開発、再生エネルギーなど約370の研修を実施した。アフリカからの研修生の受入れは2015年度の約3,400名から2018年度は約4,800名へと増加している。また、2018年3月に設立された国際太陽光同盟（International Solar Alliance）の加盟国の165名に対し、太陽光エネ

ルギーに関する研修を実施した。軍関係者向けの研修も実施しており、2018年度は約2,200名を受け入れた。

インド人専門家の国外派遣も実施しており、2018年度には情報通信技術、災害管理、考古学、アーユルヴェーダ（伝統医学）、サイバー能力開発等の分野において、52人のインド人専門家を開発途上国に派遣した。

### (4) 災害援助

2018年度は被災国への支援を拡大し、以下の国々に対する支援を行った。

医薬品：モザンビーク、シリア、イエメン、ソマリア、ウガンダ、タンザニア、マダガスカル、エスワティニ、ケニア

食料品：バングラデシュ、シリア

## 実施体制

開発援助は2012年に設立されたインド外務省開発協力管理局（DPA：Development Partnership Administration）を中心に実施されている。DPA第1課はIDEASスキームのもと、インド財務省と連携し政府間融資（LOC）を担当している。特にバングラデシュ、ネパール、ブータン向けLOCについては外務省が責任を有する（その他の国向けのLOCは財務省経済局）。DPA第2課は、ITECプログラムを所管しているほか、人道支援を担当している。DPA第3課はアフガニスタン、バングラデシュ、ネパール、モルディブ、モーリシャス、ミャンマー、スリランカ向けの無償支援を担当する。

そのほかに対外援助を担当する主な機関として、財務省経済局多国間関係課（UNDP等）、同局国際機関課（ADB、世界銀行との関係等）、同局二国間協力課（各国への信用供与＝クレジットライン）が挙げられる。

### ● ウェブサイト

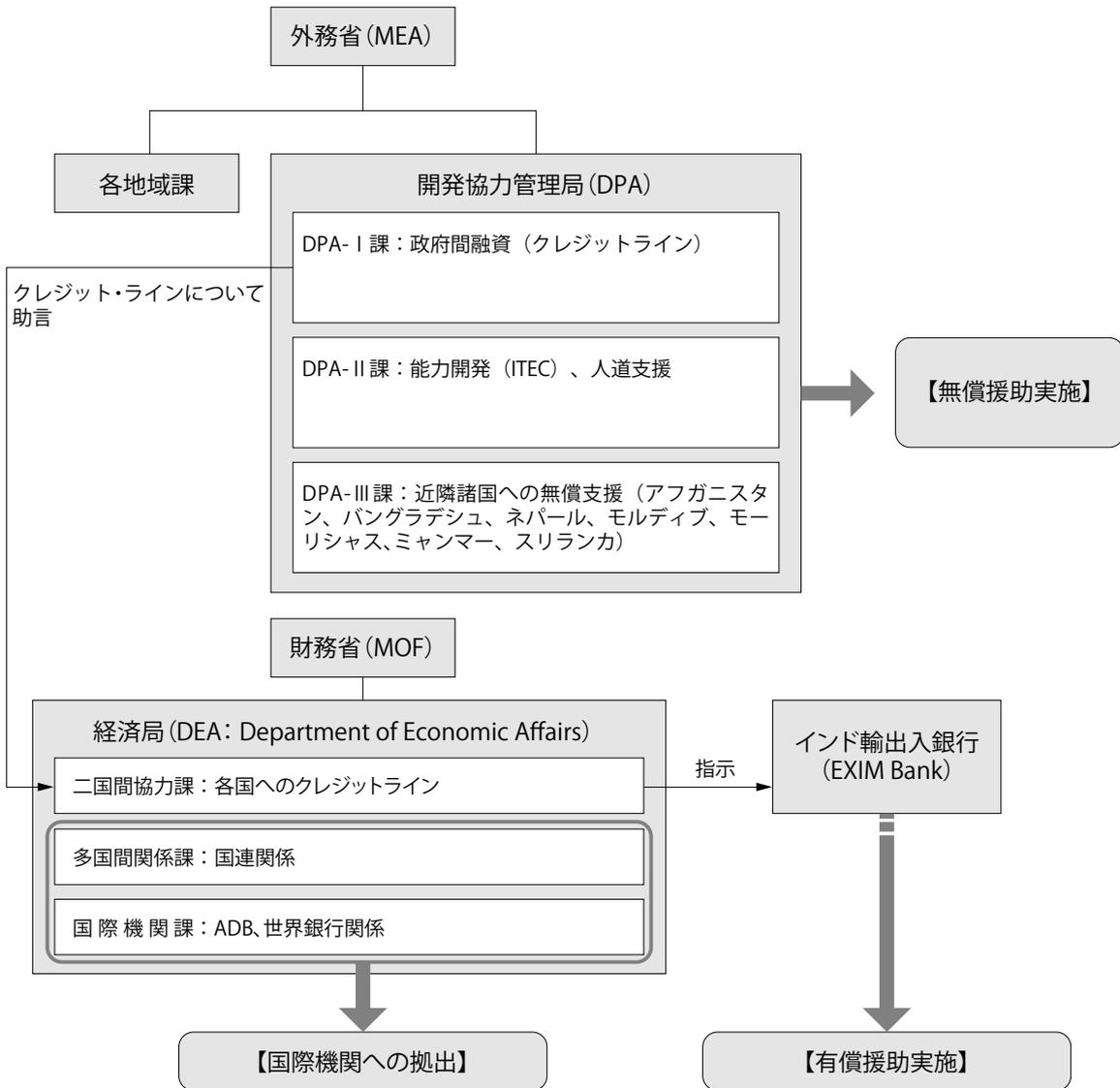
・外務省開発協力管理局（DPA）：

<https://mea.gov.in/development-partnership-administration.htm>

・ITEC：<http://itec.mea.gov.in/>

注3：モーリシャスはアフリカに属しているが、印僑が多い国であるため、インド政府は同国を近隣諸国として扱っている。

援助実施体制図



## 19 インドネシア (Indonesia)

### 援助政策等

#### 1. 基本方針

インドネシアの対外援助は、1955年のアジアアフリカ会議を精神的支柱に据えつつ、1980年代から継続的に実施されてきた。自国の開発目標との調和、相互信頼・利益、自主独立と連帯がその基本原則である。途上国間の南南協力は、先進国から途上国への従来型援助を代替するものではなく、補完するものと位置付け、インドネシアの経験を活かした知識や専門的見地からの助言を共有する (knowledge sharing) との姿勢が強調されている。

現時点でインドネシアに開発協力に関する基本法は存在しないが、現行の長期国家開発計画 (2005～2025年) に国家開発の使命が明記され、二国間・多国間を問わず様々なチャネルでの国際協力が奨励されている。また近年は、国際的地位を高める外交ツールとして、南南協力の有効性に一層関心が向けられるようになった。なお、従来の援助国・機関と協調して第三国を支援する三角協力についても、インドネシアは南南協力を拡充する手段として積極的な採用に努めている。さらに、2018年10月18日に「外国政府及び機関への無償資金供与に関する2018年政令第48号」が制定され、無償資金協力が援助手法に加わった。

インドネシアは、東南アジア唯一のG20メンバーとして国際社会での役割を拡大してきた。また、釜山ハイレベルフォーラムのフォローアップ枠組みである「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ (GPEDC)」運営委員会と、2012年7月に立ち上げられたポスト2015年開発アジェンダのハイレベルパネルの双方で共同議長を務めた。

同国は被災国としての経験を活かし、人道支援および防災面での協力にも力を入れており、2014年7月には、国連人道問題調整事務所 (UNOCHA) 世界人道サミット北・南東アジア地域準備会合を日本と共催している。

インドネシアは、新興国の立場から援助協調の議論で発信を続け、また中進国としての責務および自国の経済成長へのインパクトにも動機付けられ、開発協力への関与の度合いを強めている。この方針は2014年に発足したジョコ・ウィド政権にも踏襲されており、中期国家開発計画 (2015～2019年) や政権公約では南南協力における戦略性の強化が謳われたほか、2015年4月にイン

ドネシアが主催したアジアアフリカ会議60周年記念会合では、社会正義や公平性の実現のために引き続き開発援助に取り組んでいくとの力強いメッセージが表明された。2019年に発足したジョコ・ウィド第二期政権においても、中期国家開発計画 (2020～2024年) の中で南南・三角協力を含む経済外交の強化が謳われると見込まれている。

#### 2. 援助規模

政府発表によれば、2000～2015年の間に計約5,740万米ドルの国家予算が南南・三角協力のために支出された (ただし内訳・詳細は不明)。2016年は約1,508万米ドル (内、国家予算が約1,504万米ドル、ドナー機関からの拠出金が約4万9,000米ドル) が同協力のために支出された。2017年以降の支出額は公表されていない。

#### 3. 重点分野・地域

①開発、②経済、③グッドガバナンスの3分野が重点分野とされている。2018年の実績では南南協力として59の事業が実施され、72カ国から1,313名の参加を得ており、経済 (20.0%)、ジェンダーおよび家族計画 (17.0%)、農業 (13.5%)、保健 (13.5%) といった分野に事業の多くが充てられている。

1982年以降、インドネシアは外国人研修生や学生の国内受入れ、インドネシア人の専門家や実習生の被援助国への派遣および奨学金の給付なども行っており、その分野は家族計画、エネルギー関連、社会公共サービス、公共事業、農業、航空、金融と多岐にわたっている。これまでアジア、大洋州、アフリカ、中南米の120以上の国から、延べ6,000名以上がインドネシアの技術協力プログラムに参加した。

事業数で見た場合の2018年の援助先上位3か国は、東ティモール (20事業)、バングラデシュ (10事業)、スリランカ (10事業) である。フィジーやパプアニューギニア等の太平洋島嶼国やパレスチナにも協力を続けている。国数で見た場合の援助先上位3地域は、アフリカ (26か国)、アジア (19か国)、中東 (11か国) である。

#### 4. インドネシア南南・三角協力の拡充計画

既述のとおり、インドネシアは対外援助に関する基本法を持たないが、2025年までの長期国家開発計画期間

を3期に分け、南南・三角協力を拡充する方針である。

インドネシアが実施する南南・三角協力に対して、従来の援助国・機関の期待は概して高く、日本、ドイツ、米国、ノルウェー、また国際機関としてはUNDP等が、新興援助国としてのインドネシアの能力強化に協力している。日本は南南協力の年次報告書作成にも協力している。

インドネシアの知識や経験に着目し、三角協力のパートナーとしてインドネシアの参画を求める機関も多く、近年ではイスラム開発銀行 (IsDB) 等のアプローチが目される。

### 実施体制

2011年の国家開発企画庁長官令第67号に基づき、国家南南・三角協力調整チーム (National Coordination Team on South-South and Triangular Cooperation) が組織され、同チームに名を連ねる関係省庁 (国家開発企画庁、外務省、財務省、国家官房) の合議制によって、一体的な南南・三角協力の実現が目指されることになった。2017年1月に南南協力事業を外務省が統括することとなり、同調整チームも同年4月に外務大臣令第83号に基づき、国家南南協力調整チーム (National Coordination Team of South-South Cooperation) として再編成され

た。同チームは、「運営委員会」、「実施チーム」、「事務局」の3層から構成されており、被援助国、事業実施機関、三角協力のドナー等との関係を調整し、南南・三角協力の統一的窓口として機能することを目指している。

一方、2019年10月に財務大臣規則第143号により、インドネシアの国際開発援助機関としてインドネシア国際開発庁 (Indonesian AID : Indonesian Agency for International Development) が財務省傘下に設立された。Indonesian AIDは、「国際開発協力基金」の管理・運用を行い、その運用益 (利子を含む) を南南・三角協力 (国際協力) の事業予算として拠出する。対象事業は、技術協力事業と無償資金協力事業。当該基金には既に3兆ルピア (約2億1,072万米ドル<sup>(注1)</sup>) が払い込まれている。Indonesian AIDには財務・総務局と基金投資・予算配分局が設置されている。今後、Indonesian AIDのための運営委員会が設立される予定。外務省、財務省、国家官房、国家開発企画庁で構成され、各省庁と連携し、協力案件の計画立案と管理を担当する予定。

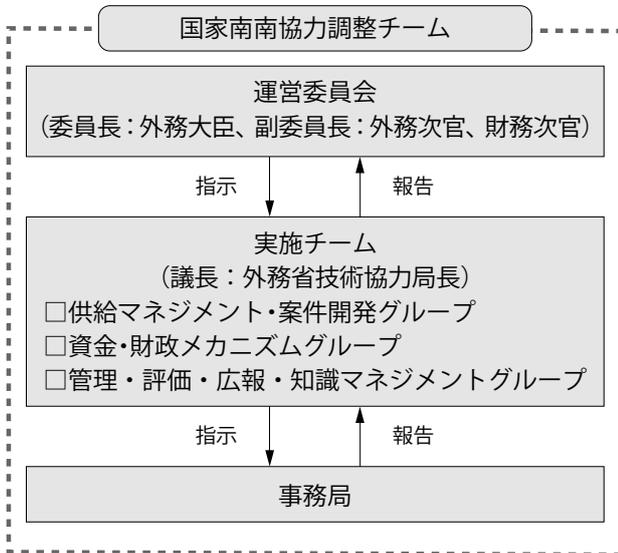
### ● ウェブサイト

- Indonesia South-South Technical Cooperation : <http://isstc.setneg.go.id/>

注1：ルピア/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを採用。

## 援助実施体制図

### ● 国家南南協力調整チーム



### ● Indonesian AID組織図



## 20 メキシコ (Mexico)

### 援助政策

#### 1. 外交政策と政府開発援助政策との関係

メキシコは格差、貧困等様々な開発課題を抱える国であり、現在も先進諸国および国際機関から援助を受ける一方で、中南米地域における第2の経済大国として、同地域における持続可能な発展を支援するための国際協力も行っている。なお、具体的な援助政策については下記基本法の範囲内で各実施機関に委ねられている。

#### 2. 基本法・基本方針

援助政策の基本法として、「開発のための国際協力法 (Ley de Cooperación Internacional para el Desarrollo)」(以下、基本法)が定められている。基本法には、基本原理として国際的な連帯および人権向上が謳われており、持続的な社会の発展や福祉の向上を目的として、以下の国際協力分野が記されている。すなわち、①貧困・失業・社会的排除対策(メキシコ国内に居住している先住民族への援助、人種差別、宗教的な差別、地理的な差別を受けている者への援助)、②教育・科学技術、③先進国と開発途上国の格差、④環境と気候変動、⑤公共安全等が掲げられ、それぞれに透明性や基準、責任が伴うものとしている。基本法に基づき、国際開発協力庁(AMEXCID)の諮問委員会が戦略方針として「国際開発協力プログラム(PROCID)」を作成し(2年毎に更新可能)、外務省が策定責任を負っている。2018年時点のPROCID一般目標は以下のとおり。

##### 【一般目標】

メキシコの強みや特有のニーズを生かした持続的な政策を通じて国内外の開発を促進する。

- (1) 開発協力管理改善のため、開発システムの手段や能力の強化を図る
- (2) 戦略的地域・国に対する国際協力の促進(南南協力、三角協力の利用)
- (3) 被援助国との戦略的連携による、国益に沿った形で資源と能力の活用

#### 3. 予算

(単位:ペソ)

	承認予算	実行予算
2017	1億1,346万 (約601万米ドル <sup>(注1)</sup> )	1億5,289万 (約810万米ドル <sup>(注1)</sup> )
2018	2億1,627万 (約1,128万米ドル <sup>(注2)</sup> )	2億5,170万 (約1,312万米ドル <sup>(注2)</sup> )
2019	1億7,739万 (約923万米ドル <sup>(注3)</sup> )	NA

※出典:メキシコ大蔵公債省

#### 4. 援助対象地域

援助対象国はハイチ、ドミニカ共和国、ジャマイカ、トリニダードトバゴ、セントルシア、ブラジル、コロンビア、アルゼンチン、チリ、中米地域全体。経済協力の形態としては、二国間協力、三角協力、地域協力、人道支援・国際緊急援助が柱となっている。また、これまでは国家間協力が中心であったが、最近では民間企業や市民社会と連携した協力も推進している。

##### (1) 二国間協力

協力期間は2年間。協力分野は移民対策、農業(防除、食料安全保障)、地球環境の持続可能性、気候変動対策(森林管理、水資源管理)、ガバナンス強化等。

##### (2) 三角協力

ドイツ、日本、スペイン、シンガポール、韓国、スイス、米国、チリ、フランス、インドネシア、オランダ、トルコ、ウルグアイ、ニュージーランドに加え、国際連合食糧農業機関(FAO)や国連開発計画(UNDP)等とも連携し、ラテンアメリカおよびアフリカ地域を対象とした協力を推進。

##### (3) 地域協力

ECLAC(国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会)が策定した中米統合的開発計画(PDI)に基づく北部中米三か国(グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル)への開発協力を推進。また、持続可能な開発目標(SDGs)2030アジェンダの実現に向け、ラテンアメリカ地域の若者を対象とした支援プロジェクトを民間企業ならびに市民社会と共同で実施。

##### (4) 人道支援・国際緊急援助

移民施設の整備等の移民対策を実施。また自然災害

注1:ペソ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2017年レートを適用。

注2:ペソ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年レートを適用。

注3:ペソ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2019年レートを適用。

等に対応するため、各国からの要請に基づく国際緊急援助体制を整備。

## 5. 日本との開発協力

日本とメキシコは、2003年に開発協力のパートナーシップ・プログラム（JMPP：Japan-Mexico Partnership Programme）を締結し、以来、この枠組みを通して、日・メキシコ双方の開発方針に合致する分野における三角協力を実施している。

### 実施体制

#### 1. 主管官庁

メキシコ政府の国際援助は、2011年9月28日施行の基本法によって設立された外務省の一部である国際開発協力庁（AMEXCID）が中心となって実施している。

またNGO等との関係法令として「市民社会団体の活動を促進するための連邦法」が規定されており、外務省内に「市民社会組織活動促進委員会」が設置されている。同委員会は政府の定める条件を満たす組織を所管しているが、活用状況についての公開情報はない。

#### 2. 国際開発協力庁（AMEXCID）

AMEXCIDの活動指針は基本法に基づく。同法により、メキシコにおける開発援助の国家体制が確立した。AMEXCIDは次の3つの機関から構成される。

##### (1) 諮問委員会

「国際開発協力プログラム（PROCID）」策定に関する主要な権限を有する。基本法の第15条で定められている機関（以下参照）のそれぞれの代表者で構成さ

れるが、最終的な同プログラムの策定責任は外務省にある。第15条の各機関が実施機関となり、調整は諮問委員会で行われる。

##### 【基本法第15条が定める機関】

内務省、外務省、国防省、海軍省、大蔵公債省、社会開発省、環境天然資源省、エネルギー省、経済省、農業省、通信運輸省、公共行政省、教育省、保健省、労働社会保障省、農地改革省、観光省、国家科学審議会、国家文化芸術審議会、先住民族発展のための国家委員会

##### (2) 技術委員会

技術委員会は外務省代表、大蔵公債省代表、AMEXCID代表によって構成される。同委員会は、連邦予算より割り当てられた国際協力資金の管理、外国政府、国際機関、州政府、市政府からの援助資金および資産の管理を行っている。資金運用に関しては基本法の第4章に記載されている。

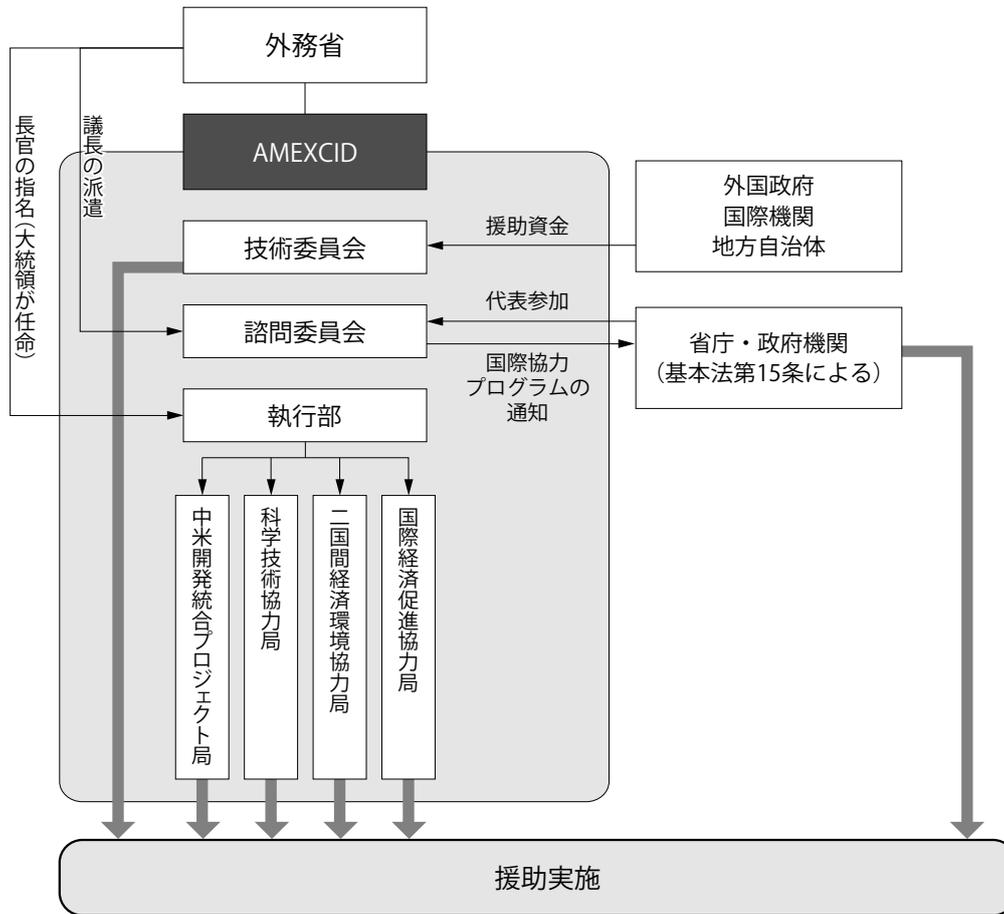
##### (3) 執行部

外務省の提案を受けて大統領に任命された長官が最高責任者となる。長官はAMEXCIDの管理運営を担うとともに、基本法と外務省の内部規則に記された権限と責任を行使する。その下部組織として、国際経済促進協力局、二国間経済環境協力局、科学技術協力局、中米開発統合プロジェクト局がある。

### ● ウェブサイト

- ・国際開発協力庁（AMEXCID）：  
<https://www.gob.mx/amexcid>

援助実施体制図



## 21 南アフリカ (Republic of South Africa)

### 援助政策等

#### 1. 基本政策

南アフリカ政府による対外援助の多くは、2001年に制定された「アフリカン・ルネサンス国際協力基金法」に基づいて国際関係・協力省（DIRCO：Department of International Relations and Cooperation）の下に設置されている「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」により行われている。同基金の主な目的は、経済協力を通じたアフリカ大陸の統合、民主的、平和的繁栄の実現である。また、基金の供与に当たっては被供与国のオーナーシップを重視し、プロジェクトの実施に主体的に関与することを求めている。

#### 2. 援助規模

「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」の最近の支出額は、下記のとおりである。

年度	支出額(百万ランド)	(百万米ドル)
2014	189.90	約17.50 <sup>(注1)</sup>
2015	161.77	約12.68 <sup>(注2)</sup>
2016	57.59	約3.92 <sup>(注3)</sup>
2017	42.084	約3.16 <sup>(注4)</sup>
2018	136.84	約10.34 <sup>(注5)</sup>

有償資金協力および無償資金協力のスキームがあるが、現在のところ無償資金協力の活用が大半となっている。なお、DIRCOによる同基金を通じた対外援助のほかにも、DIRCO所掌の範囲外で関係省庁により各種の対外援助が行われているが、その詳細については公表されていないため、南アフリカ政府全体としての対外援助統計は存在しない。

#### 3. 重点分野

①民主主義とグッド・ガバナンスの促進、②人材育成、③社会経済開発と統合、④人道支援および災害救助、⑤南アフリカとその他諸国（特に、アフリカ諸国）との協力関係の強化、⑥紛争後の再建と開発の6分野。

#### 4. 2018年度（2018年4月1日～2019年3月31日）の実施案件

（※以下、南ア政府報告書での記載順に記載）

- ① アフリカ・オンブズマン調査センターへの支援（1.74百万ランド）（約0.13百万米ドル<sup>(注5)</sup>）
- ② 南部アフリカ開発共同体（SADC）地域選挙支援（金額表示なし）
- ③ マダガスカル選挙支援（6.5百万ランド）（約0.49百万米ドル<sup>(注5)</sup>）
- ④ レソト平和プロセス支援（4.15百万ランド）（約0.31百万米ドル<sup>(注5)</sup>）
- ⑤ エスワティニ緊急食糧援助（14.2百万ランド）（約1.1百万ドル<sup>(注5)</sup>）
- ⑥ ナミビア干ばつ対応支援進捗報告（8.31百万ランド）（約0.63百万ドル）

### 実施体制

DIRCO事務次官（または代理）、国際関係・協力大臣が任命したDIRCO職員3名、財務大臣が任命した財務省員2名からなる諮問委員会（Advisory Committee）が、「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」を運営・管理している。国際関係・協力大臣が財務大臣と協議しつつ、個別プロジェクトの承認の可否を採択する。また、諮問委員会はプロジェクト承認の検討に際して助言を行っている。採択されたプロジェクトについては、国際約束となる覚書（MOU）を被援助国との間で締結する。

在外公館は、透明性確保のため政策広報に加え、定期的なプロジェクト・サイト視察や財務報告等プロジェクト関連報告書の取り付けを通じたモニタリング業務を主に実施している。

同基金の年次報告は会計監査員により会計年度末に作成され、年末（例年11月頃）にDIRCOウェブサイト上で公表される。

#### ● ウェブサイト

- ・国際関係・協力省（DIRCO）：<http://www.dirco.gov.za>
- ・財務省（National Treasury）：<http://www.treasury.gov.za>

注1：ランド/米ドルの換算は、OECDオンラインベースにおける2014年レートを採用。

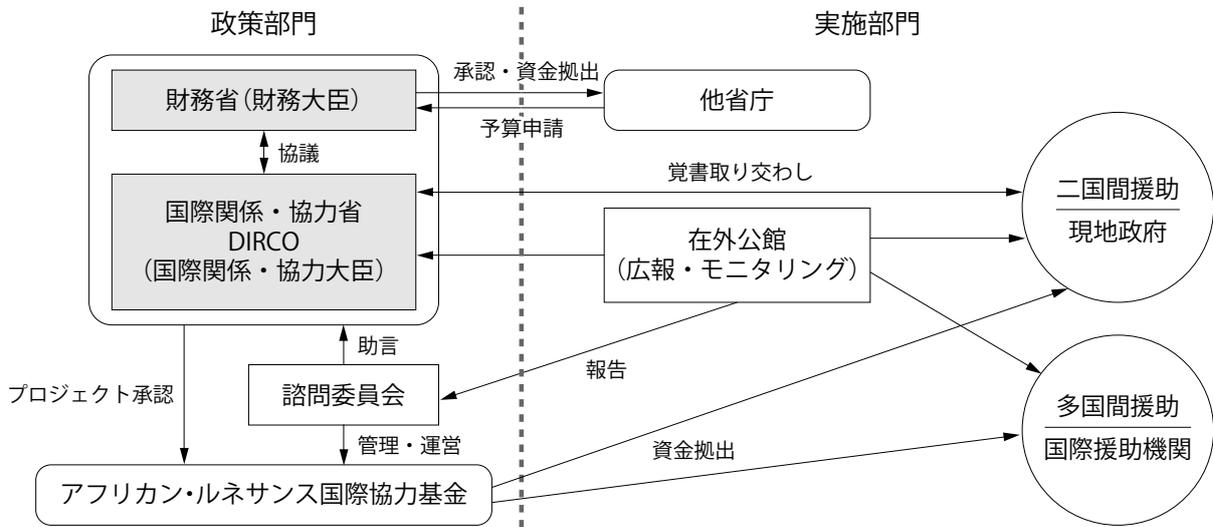
注2：ランド/米ドルの換算は、OECDオンラインベースにおける2015年レートを採用。

注3：ランド/米ドルの換算は、OECDオンラインベースにおける2016年レートを採用。

注4：ランド/米ドルの換算は、OECDオンラインベースにおける2017年レートを採用。

注5：ランド/米ドルの換算は、OECDオンラインベースにおける2018年レートを採用。

援助実施体制図



## 22 ロシア (Russia)

### 援助政策等

#### 1. 基本方針

2014年4月、プーチン大統領が「国際開発援助におけるロシア連邦の国家政策コンセプト」(以下、「国家政策コンセプト」)を承認し、ロシアの国際開発援助の新たな方針が定められた。「国家政策コンセプト」は大統領令により承認されている文書であり、ロシアの援助政策を規定するための最重要文書である。同コンセプトでは、重点分野、重点地域、援助の実施形態・実施要件、ステークホルダーの参加、援助の評価基準等が定められている。

※「国家政策コンセプト」に記載されている優先対象地域、優先分野、援助実施のための基本条件の概要は次ページを参照。

#### 2. 援助規模

ロシアは、ソ連時代から、特にアフリカ諸国との関係構築のために資金援助等を実施していたが、ソ連邦解体後は対外援助が一時停止された。1991年にロシア連邦となってからの援助規模は小さいものであったが、2000年代に入ると好調な国内経済を背景に国際的な役割強化に対する関心が徐々に高まった。そして、2006年にはロシアがG8議長国を務め、国際的な責務を担うようになったこともあり、2003～2005年には約1億ドルであった開発援助額は、2007～2008年には2億1,000万～2億2,000万ドルにまで増額した。2009年に発生した世界経済危機を受けてユーラシア経済共同体(EAEC)<sup>(注1)</sup>の危機対策基金へ出資したこともあり、同年の援助額は7億8,500万ドルと過去最高額に達した。その後の援助額は毎年5億ドル前後の水準で推移していたが、2013年からは再び増額されて、2015年は11億6,160万ドル、2016年は12億5,804万ドル、2017年は11億8,960万ドルに達した。これは対GNI比0.08%に相当する。

#### 3. 重点分野

「国家政策コンセプト」では、援助の優先分野として、被援助国における国家運営システムの改善、貿易投資環境の改善、産業・イノベーションの育成、経済活動の活性化のほか、組織犯罪および国際テロ対策、国際平

和維持活動および平和構築支援、さらに社会経済インフラ整備、水および電気へのアクセス確保、情報通信の整備、農業支援、感染症対策、教育、環境保全、人権保護といった広範な分野が取り上げられている。

#### 4. 重点地域

米州、アジア(中央アジア・コーカサス、中東)地域が大半を占め、北朝鮮に対して5,771万ドル、シリアに2,053万ドル、キューバに3億7,307万ドル規模の支援を実施したことが特筆される。

#### 5. OECD開発援助委員会(DAC)との関わり

2019年現在、ロシアはDACメンバーではないが、2010年以降は財務省がロシアの援助実績をOECD・DACに報告している。他方、ロシアによる援助は、DACが定める政府開発援助(ODA)の定義に必ずしも合致していないため、ロシアでは「国際開発援助(International Development Assistance)」という、より広義の用語が使われている。

#### 6. 援助形態の特徴

かつてのロシアには二国間援助を実施するだけの余力がなかったため、多国間協力での人道援助が重視されてきた。しかし、「国家政策コンセプト」では、二国間援助の重要性がより前面に出されることとなった。多国間援助に代えて、二国間援助の割合を増やそうとしている背景には、「ロシアの顔」を被援助国側により強くアピールすることがある。ロシアの二国間援助(資金はロシアが拠出するが国際機関を経由するものを含む)と多国間援助の比率は2015年が78:22、2016年61:39、2017年は62:38となった。

また、アジアインフラ投資銀行(AIIB)に対して2億2,222万ドルを出資しており、国連機関への支出合計金額(1億4,822万ドル)よりも多いことが特筆される。

### 実施体制

#### 1. 担当省庁

外務省や予算を管理する財務省のほか、経済発展省、非常事態省、国防省、消費者権利保護・福祉監督庁等が

注1: ロシア、ベラルーシおよび中央アジア4か国から成る経済共同体。2000年10月10日に創設が発表され、2015年1月1日のユーラシア関税同盟発足により発展的に解消された。

個別の援助案件を手掛けており、各省庁が案件の成果を財務省に報告し、財務省がこれをOECDに報告している。なお、実際の資金拠出等に係る最終決定は首相府で採択されている。

2008年9月、ロシア外務省傘下に連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁が設置され、CIS諸国をはじめとする各国への支援、人的・文化交流事業の実施、ロシア語教育・留学等による在外ロシア人支援等を所掌している。

また、「国家政策コンセプト」に従い、2017年3月、援助分野における関係省庁間の調整を行う経済発展・統合に関する政府委員会国際開発援助分科会が設立された。

## 2. NGO等の役割

従来、ロシアの国際開発援助におけるNGO等の役割は限定的であり、2007年の「開発援助コンセプトペーパー」では、援助実施に際してのNGOとの協力はあくまで必要に応じて行うとされていた。他方、2014年の「国家政策コンセプト」では、NGOが実際の援助の担い手となることに加え、シンクタンク的な役割を担うことが期待されている<sup>(注2)</sup>。

### ● ウェブサイト

- ・ロシア連邦財務省：<http://www.minfin.ru>
- ・ロシア連邦外務省：<http://www.mid.ru>
- ・ロシア連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁：  
<http://rs.gov.ru>

## ※「国家政策コンセプト」に記載されている優先対象地域、優先分野、援助実施のための基本条件の概要

### (1) 優先対象地域 (第9条)：

(ア) CIS諸国、「アブハジア共和国」、「南オセチア共和国」およびロシアとの善隣友好・同盟を方針としているその他の国々ならびにロシア連邦と共に国際機関およびユーラシアの機関に加盟している国々、(イ) ロシアと歴史的に友好関係を有している国々、(ウ) ロシアと互恵的な経済および社会プロジェクトの共同実施に参加している国々、(エ) その国との協力がロシア連邦の国益に適う発展途上国。

### (2) 優先分野 (第10条)：

(ア) 被援助国の国家財政の運営を含む、国家運営システムの作業の質の向上、(イ) 商品およびサービスの越境移動の手続き簡素化を含む、被援助国における貿易投資環境の改善、(ウ) 被援助国における産業・イノベーションのポテンシャルの形成、(エ) 被援助国における経済活動の活性化および住民の最貧困層が同活動に参加するための前提条件の創設、(オ) 組織犯罪および国際テロ対策に係る国家システムの創設および改善、犯罪集団および犯罪組織の活動に対する資金提供の阻止、(カ) ロシアの国際平和維持活動および平和構築委員会への参加拡大等を通じた紛争後の平和構築の取組に対する支援、武力紛争を経験した国家の未来志向的な社会経済発展の支援および紛争再発の防止、(キ) 地域経済の統合、国家制度の発展、輸送インフラの創設、天然資源の合理的利用、被援助国住民の最貧困層の生産活動への参加を伴う国内における社会経済プロジェクトの実現、(ク) 水および電気をはじめとする生活上の最重要資源への被援助国住民のアクセスの確保、(ケ) 情報通信技術の分野および先進国と発展途上国との間の情報の非対称性の克服における被援助国の技術上の自立性確保のための環境整備、(コ) 被援助国の食料安全保障および農業発展の支援、(サ) 感染症蔓延の予防等のための保健および社会保護に係る国家システムの強化、(シ) 初等教育および職業教育をはじめとする被援助国住民のための教育の質の向上および教育へのアクセス可能性の確保、(ス) 環境保全および国境を越える環境問題の解決のための施策の実施、(セ) 人権保護を含む民主的社会制度の発展。

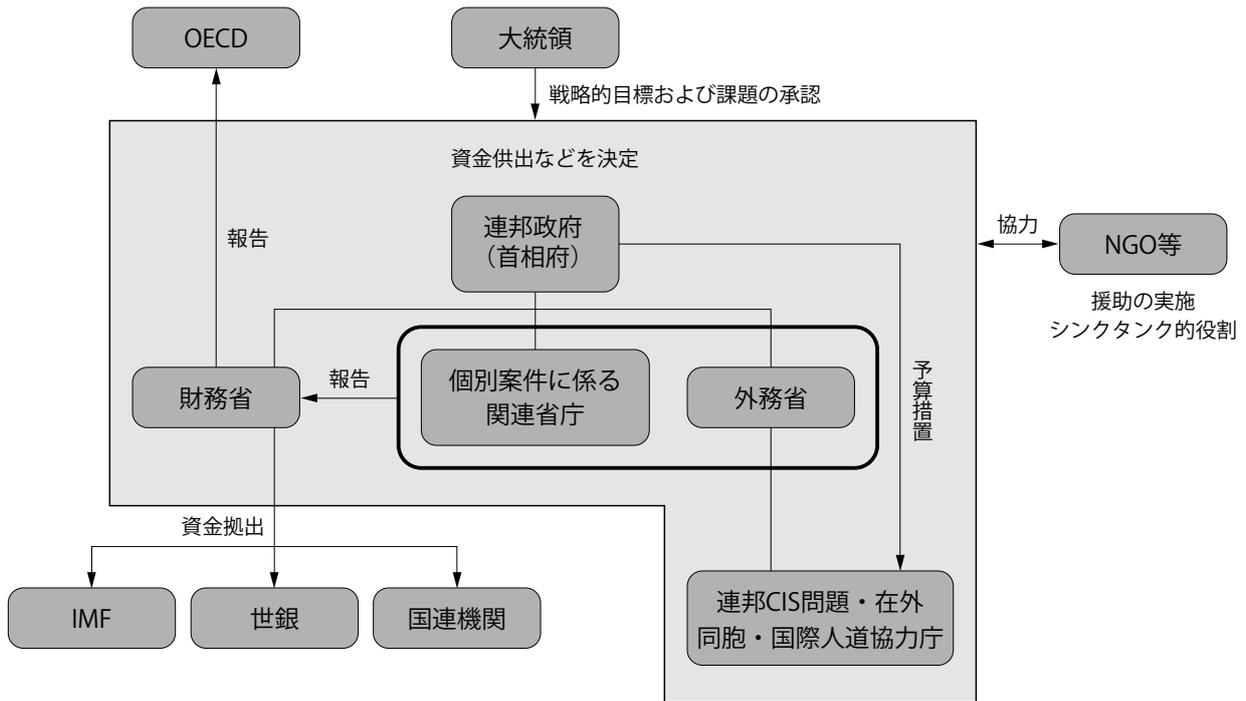
### (3) 援助実施のための基本条件 (第15条)：

(ア) 外国政府からの開発援助の供与要請、(イ) 関心を有する連邦行政機関、被援助国と国境を接するロシア連邦構成主体の行政機関による援助供与に向けたイニシアティブ、(ウ) 様々なイニシアティブを実現するための金銭

注2：「国家政策コンセプト」には、「国際開発援助におけるロシア連邦の国家政策の実現に係る施策の実施には、学術団体、社会諸団体および実業界が参加することができる。」(第18条)、「社会団体、ロシア連邦で登録されている非政府および非営利の団体は、文化的小および人道的関係の発展を支援しながら、外国の社会諸団体および慈善団体との協力を発展させることができる。」(第19条)とされている。

的または技術的支援を求める国際機関の要請、(エ) ロシアの実業界および社会団体による援助供与に向けたイニシアティブ、(オ) 被援助国が、貧困対策に係る国家プログラム、または持続可能な社会経済発展、教育、保健および貧困層に対する社会的支援のための社会制度整備の確保に係る戦略を有していること、(カ) 未来志向的な二国間関係の発展に向けた被援助国の関心。

### 援助実施体制図



## 23 サウジアラビア (Saudi Arabia)

### 援助政策等

#### 1. 基本方針

サウジアラビアの政府開発援助（ODA）については、情報がほとんど公表されていない。政府の基本方針は不明であるが、援助機関の一つであるサウジ開発基金（SFD：Saudi Fund for Development）の年次報告書によれば、その果たすべき役割は「途上国の政府と国民を援助することによって生活条件を改善し繁栄を増進する一方で、サウジアラビアの経済的発展を促進・支援すること」となっている。

#### 2. 援助地域

サウジアラビアの援助対象地域はアラブ・イスラム諸国のみならず広くアジア・アフリカ諸国に及んでおり、これらのODAは、借款または無償資金協力として行われている。イスラム開発銀行やOPEC国際開発基金、アラブ経済社会開発基金、アフリカ開発基金といった各種国際機関や国際基金への資金拠出を通じた多国間援助も実施されている。なお、サウジアラビアは研修や専門家派遣等の技術協力は行っていない。

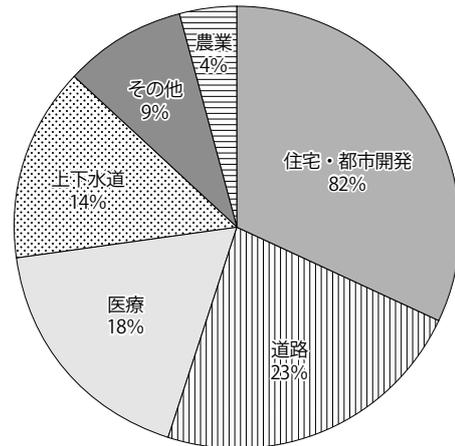
#### 3. サウジ開発基金（SFD）

SFDは二国間借款事業等を実施しており、2018年における借款実績は下記のとおりである。なお、2017年の借款実績と比較すると、借款総額で約19%減（731.89百万SR〈サウジアラビア・リヤル〉（約195.17百万米ドル<sup>（注1）</sup>）減）となっている。地域別ではアジア地域への借款額が65%減となっているのに対し、アフリカ地域への借款額は15%増であった。

#### ● SFDによる援助実施国、事業、借款額（2018年）

	援助実施国	事業	借款額 (百万SR)
アフリカ	9か国 (ガンビア、ジブチ、 チャド、チュニジア、 モーリタニア、マリ、 モロッコ、コモロ、 ブルンジ)	16事業 (給水、住宅、 道路、病院、 農業、都市開発、 教育、その他)	2,580.00 (約688.00百万 米ドル <sup>（注1）</sup> )
アジア	3か国 (ウズベキスタン、 ベトナム、スリランカ)	5事業 (都市開発、 住宅、その他)	521.63 (約139.10百万 米ドル <sup>（注1）</sup> )
その他	1か国 (ボスニア・ ヘルツェゴビナ)	2事業 (都市開発、 病院)	103.13 (約27.50百万 米ドル <sup>（注1）</sup> )
合計	13か国	23事業	3,204.76 (約854.60百万 米ドル <sup>（注1）</sup> )

#### ● 援助分野内訳（2018年）



2018年単独のSFDにおける借款額は32億476万SR（約8億5,460万米ドル<sup>（注1）</sup>）であった。サウジアラビアがODAを開始した1975年以降の累積貸出件数は688件であり、累積貸出額は582億5,270万SR（約155億3,405万米ドル<sup>（注1）</sup>）である。なお、SFDによる各プロジェクトへの借款の条件は次のとおりである。

- ① 各プロジェクトが経済的社会的に実施実現性のあること
- ② プロジェクト全体の資金調達が可能であること
- ③ 資金はサウジリヤル建てで貸与され、返還されること
- ④ 各プロジェクトの援助総額が基金総額の5%以内であること

注1：サウジアラビア・リヤル/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2018年レートを適用。

- ⑤ 1国当たりの援助総額が基金総額の10%以内であること

### 実施体制

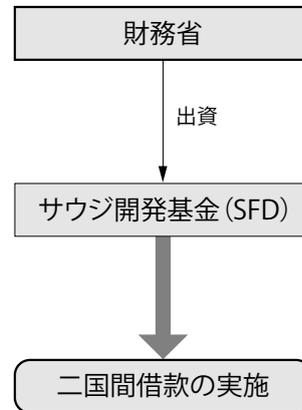
二国間借款については、サウジアラビアの援助機関であるSFDを通じて行われている。SFDは政府から出資を受けているが、独立した会計を持っており、各国からの要請に基づき、理事会（2015年まで財務大臣が理事長を務めていたが、2016年よりハテীব王宮府顧問が理事長に就任）にて実施案件が決定される。

### ●ウェブサイト

- ・サウジ開発基金（SFD）：<https://www.sfd.gov.sa/>

### 援助実施体制図

(SFDによる二国間借款の実施について)



## 24 トルコ (Turkey)

### 援助政策等

#### 1. 基本政策

トルコにとってODAは積極的外交に不可欠な手段となっており、紛争や自然災害などに見舞われた国々に対する支援を増大させてきた。

冷戦後、主に中央アジア・コーカサスのトルコ系の国々に対する国際協力・開発援助のプロジェクトやプログラム計画を立案し、実施する機関として、1992年にトルコ国際協力調整庁（TiKA：Turkish Cooperation and Coordination Agency）がTiKA設置法に基づき、外務省の下に設置された。その後1999年に、援助能力および人的リソースを拡大するために首相府の下へと移管された。2005年には、国際機関や援助相手国等への支援とNGO等に対する支援の調整機関としての役割も担うようになった。2018年7月には、議院内閣制から大統領制への移行に伴い、首相府から文化観光省傘下に移転した。

TiKAは支援相手のパートナー国に対して、トルコの経験に基づく貧困削減や持続的な開発に資する事業の実施を目指しており、大統領の意向を踏まえつつ、関係各省と連携し、対外開発援助を進めている。

#### 2. 援助規模

2018年のトルコの政府・民間含む対外開発援助総額は99億ドル、うち政府開発援助総額は、約88億ドルである。2012年から見ると5年間で約3倍となっており、特に近年の増加が著しい。

近年のこの増加の最も大きな要因は、緊急援助額の増加である。トルコの緊急援助は、2012年約10.4億ドル、2013年約16.3億ドル、2014年約24.2億ドル、2015年約27.4億ドル、2016年約58.7億ドル、2017年約72.8億ドル、2018年約73.5億ドルと近年大幅な増加傾向にある。この大部分は、シリア内戦に伴いトルコに流入したシリア避難民支援を実施するために充てられている。

また、2018年のトルコの民間企業およびNGOの海外に対する直接投資および支援は約11.3億ドル、うちNGOによる支援は約8.3億ドルで2012年から約6倍となっており、トルコの対外開発援助におけるその役割は年々増している。

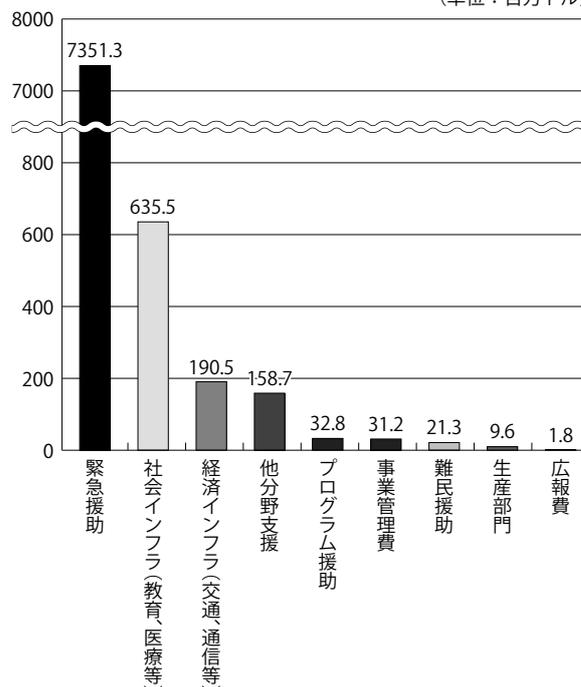
2018年対外開発援助の内訳は以下のとおり。

(単位:百万ドル)

開発援助総額 9,927.5	政府部門 8,797.7	二国間援助 8,432.7	人道支援 7,351.3
			開発支援 1,081.4
			融資返済 —
	多国間援助 (国連機関経由) 179.7		その他 185.3
	民間部門 1,129.8		
	NGO 826.5		NGO人道支援 590.0
		NGO開発支援 236.5	
		その他民間投資 303.3	

2018年政府二国間援助の分野別内訳は以下のとおり。

(単位:百万ドル)



#### 3. 重点地域・分野

2018年のトルコの国別開発援助額を見ると、最も額が大きい国はシリアであり、援助額は約67億ドルに上る（トルコ国内のシリア難民への援助額を含む）。次にキルギスタン（約98.8百万ドル）、カザフスタン（約50.7百万ドル）、アフガニスタン（約32.3百万ドル）となっている。

シリアへの援助額が非常に大きくなっている理由は、2011年に始まったシリア内戦に伴う多数のシリア避難民<sup>(注1)</sup>がトルコ国内に流入している状況の中、トルコ政府が、シリア国境に近いトルコ南東部を中心に避難民キャンプを設置して避難民の受入れなどの支援を実施しているためである。

また、過去において、トルコはトルコ周辺国への支援（コーカサスおよび中央アジア、バルカンの国々）に力を入れていたが、シリアを除けば、近年は周辺国に限らず、アフリカ諸国やアフガニスタン、パキスタンをはじめとしたアジアなどの国々にも支援を拡大しているといえる。

## 実施体制

### 1. 援助実施機関

TiKAや他省庁等が連携し、被援助国の開発目標やニーズに応じたプロジェクトやプログラムを実施する。開発援助の内容は幅広く、経済、商業、技術、社会、文化、教育分野等、多岐にわたっている。

主たる実施機関のTiKAは、中東、中央アジア、南アジア、バルカン半島、アフリカ等の60か国に62の事務所を有し、2018年には170か国以上で支援を進めるなど、社会インフラ、教育、医療、職業訓練などの分野を中心に技術協力を展開している。職員数は海外事務所を含め843名（うち344名は現地職員）となっている。また、前述のとおりNGO等も対外開発援助の主要な役割を担っている。

### 2. 日本との協力

日本とトルコは、JICAとTiKAが2012年2月に協力覚書を締結し、第三国向けの協力・連携を強化していくこととなった。たとえば、「バルカン諸国向け地下資源開発・評価」や「中東向け持続的な水産開発」などはトルコの資源を活用しながら、周辺国を対象とするプロジェ

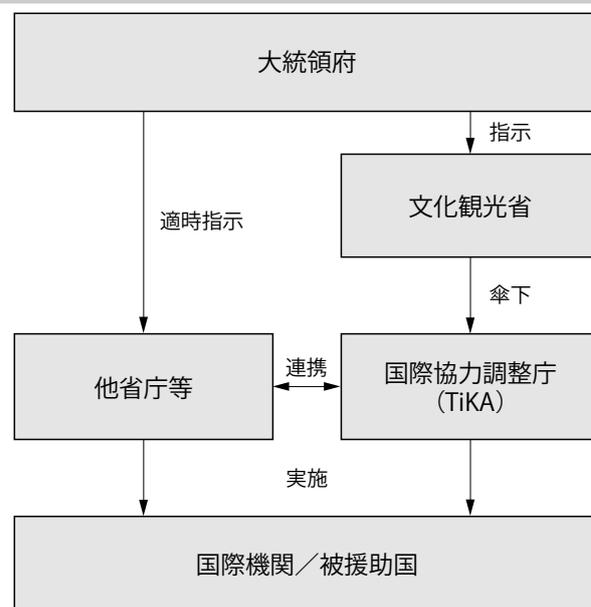
クトである。また2011～2014年には、日本と北大西洋条約機構（NATO）の協力を得て、アフガニスタンの警察官計約2,000名をトルコに招致して研修を実施し、日本の現職警察官がJICA専門家として派遣され、柔道の指導を行った。2014年からはアフガニスタンの女子警察官の訓練も行っており、日本からは現職の女性警察官や、JICA専門家としてジェンダー分野の専門家が送られている。

2015年度からは、TiKAやその他援助関連省庁向けに、ドナーとなるための能力強化に関する研修を開始し、トルコの対外開発援助の実施体制の強化を支援している。

### ● ウェブサイト

- ・トルコ外務省：<http://www.mfa.gov.tr/>
- ・TiKAホームページ：<https://www.tika.gov.tr/>
- ・年次報告書（英語あり）  
過去年度：[https://www.tika.gov.tr/en/publication/list/turkish\\_development\\_assistance\\_reports-24](https://www.tika.gov.tr/en/publication/list/turkish_development_assistance_reports-24)

### 援助実施体制図



注1：2018年1月31日付のUNHCR発表では、トルコ国内に登録ベースで約364万人の避難民がいる。

## 25 アルゼンチン (Argentina)

### 援助政策等

#### 1. 開発協力政策における基本方針・政策等

##### (1) 根拠法

開発協力に関する根拠法は存在しない。

##### (2) 基本方針

アルゼンチンには開発協力実施機関は存在せず、外務省国際協力局が、先進国および国際機関からの開発協力の受入れおよび途上国に対する開発協力の実施を担当している。

アルゼンチンによる途上国に対する開発協力としては、言語が共通であることから技術移転が比較的容易であることに加え、域内格差の是正および地域統合の観点からも、ほかの中南米諸国に対する技術協力が中心であり、専門家派遣、研修員受入れおよびセミナー開催が主なスキームとなっている。

開発協力の方針は、外務大臣および副大臣からの指示に基づき、国際協力局が策定する。国際協力局は開発協力の中期的アクションプランを策定しているが、公表はしていない。

##### (3) 主要な政策

アルゼンチンは、1980年代後半に開始した短期専門家派遣による南南協力を体系化・制度化するため、1992年にアルゼンチン国際協力基金 (FO.AR) を設置し、外務省国際協力局が実施窓口となっている。

2001年の日本・アルゼンチン・パートナーシップ・プログラム (PPJA) 署名後は、日本をはじめとする先進国や国際機関をパートナーとする三角協力も推進している。

##### (4) 外交政策との関連

国際協力局は、以前は外務省の外交、国際経済、宗務および調整の4部門のうち調整部門に置かれていたが、開発協力を外交政策の一環として、より戦略的に企画・実施する観点から、現在は外交部門に配置されている。

##### (5) 最近の傾向・特徴

ほかの中南米諸国に対する協力に加え、最近はアフリカ、アジア、英語圏カリブ地域の国々に対する協力も実施している。

##### (6) 重点分野

重点分野は以下のとおり (括弧内の割合は、1992年～2018年の実施案件数をベースにしたもの)。

- ① 農産業 (35%)
- ② 行政イノベーション (28%)
- ③ 保健 (9%)
- ④ 社会開発 (8%)
- ⑤ 環境 (7%)
- ⑥ 教育・文化 (5%)
- ⑦ 治安・司法・人権 (4%)
- ⑧ 技術・生産イノベーション (4%)

##### (7) 重点地域・国

重点地域は以下のとおり (括弧内の割合は、1992年～2018年の実施案件数をベースにしたもの)。

- ① 南米 (52%)
- ② 中米およびスペイン語圏カリブ諸国 (29%)
- ③ 英語圏カリブ諸国およびハイチ (10%)
- ④ アフリカ (5%)
- ⑤ アジア・オセアニア・東欧 (4%)

##### (8) 他国・機関との連携

2001年5月に日本・アルゼンチン・パートナーシップ・プログラム (PPJA) が署名され、中南米諸国等に対し両国共同の開発協力を効果的・効率的に実施していくための基本的枠組みが形成された。2005年3月の見直し・延長合意を経て、PPJAの下で、第三国研修や第三国専門家派遣等が実施されている。

アルゼンチンは、日本とのPPJA開始を皮切りに、そのほかの先進国および国際機関との連携も実施しており、現在、ドイツ、スペイン、オランダ、ポルトガル、スイス、シンガポール、EU、韓国、FAO等との三角協力案件を実施中。

## 2. 規模

### (1) 開発協力政策に係る予算額

2017～2019年の開発協力予算額は以下のとおり (括弧内は対前年比)。

- ① 2017年 86,532,967ペソ (約522.4万米ドル<sup>(注1)</sup>) (12.29%増)
- ② 2018年 86,825,463ペソ (約309.0万米ドル<sup>(注2)</sup>)

注1：ペソ/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2017年レートを採用。

注2：ペソ/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2018年レートを採用。

(0.34%増)

- ③ 2019年 84,617,932ペソ (約175.7万米ドル<sup>(注3)</sup>)  
(2.54%減)

(参考) 2019年のホワイトヘルメット (国連の下で活動するアルゼンチンの人道援助) 派遣および国際機関拠出金予算額は以下のとおり。

① ホワイトヘルメット派遣

2019年 62,212,586ペソ (約129.2万米ドル<sup>(注3)</sup>)

② 国際機関拠出金 (開発協力以外も含む)

2019年 1,668,435,598ペソ (約3,465.2万米ドル<sup>(注3)</sup>)

(2) 職員規模

約50名

## 実施体制等

### 1. 関係政府機関および援助実施機関の

#### 所掌事項・権限・政府内の決定メカニズム

国際協力局は外務省の一部局であり、開発協力を外交政策の一環として戦略的に活用するため、開発協力の方針決定および案件実施については、外務大臣および外務副大臣 (外交担当) の承認を要する。

また、技術協力の実施に際しては、INTA (国立農牧技術院)、INTI (国立工業技術院)、国立プラタ大学等の公的機関のスタッフを専門家として活用していることから、各案件の実施に際しては、これらの機関および所管省庁との調整が必要である。

### 2. 各機関の援助スキーム・援助形態

専門家派遣、第三国専門家派遣 (三角協力)、研修員受入、第三国研修 (三角協力)、セミナー開催。

### 3. 各機関の在外事務所がある場合の予算・職員規模

在外事務所は存在しない。

### 4. 白書・年次報告書等の有無

なし。

### 5. 開発援助政策実施におけるNGOの活用例や

#### 民間セクターとの連携

NGOの活用例として、以下の2事例が挙げられる。

- (1) ロス・グロボ財団との連携による対コロンビア協力図書館の活用による青少年保護 (国内の武装勢力による青少年の戦闘員化の防止) のための技術協力を実施。

- (2) アルゼンチン司法人類学チーム (EAAF) との連携による対ベトナム協力

ベトナムの法医学者や死体検案医に対し、ベトナム戦争の遺骨の身元特定を目的とする技術協力を実施。

### ● ウェブサイト

- ・アルゼンチン外務省：<https://www.cancilleria.gob.ar/>

注3：ペソ/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2019年レートを適用。

援助実施体制図

